

平成21年 第2回

# 身延町議会定例会会議録

平成21年6月15日 開会

平成21年6月19日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 1 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 5 日

平成21年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成21年6月15日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明
- 日程第7 提出議案に対する質疑
- 日程第8 提出議案に対する討論
- 日程第9 提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（20人）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 松 浦 隆   | 2番  | 河 井 淳   |
| 3番  | 望 月 秀 哉 | 4番  | 望 月 明   |
| 5番  | 芦 澤 健 拓 | 6番  | 上 田 孝 二 |
| 7番  | 福 与 三 郎 | 8番  | 望 月 寛   |
| 9番  | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 伊 藤 文 雄 | 12番 | 渡 辺 文 子 |
| 13番 | 奥 村 征 夫 | 14番 | 中 野 恒 彦 |
| 15番 | 松 木 慶 光 | 16番 | 近 藤 康 次 |
| 17番 | 笠 井 万 汎 | 18番 | 石 部 典 生 |
| 19番 | 川 口 福 三 | 20番 | 穂 坂 英 勝 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3人）

3番 望月秀哉

4番 望月明

5番 芦澤健拓

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21人）

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	小松文雄
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一
産業課	リーダー	笠井喜孝	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会事務局長 遠藤 守

録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互の礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本会議の前に、ご連絡をお願い申し上げます。

今まで、議会中継につきましては、収録後、編集をし直してから配信してきました。今議会からは手直しはしないで、そのままの状況をインターネットで配信します。したがって、議会中の言動等には、十分注意をしていただきたいと思います。私が申し上げるまでもございませんが、ご了承してください。よろしくようお願い申し上げます。

本日は、大変ご苦労さまです。

平成21年身延町議会第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨に入り、毎日うっとうしい天気が続いておりますが、議員各位には何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

さて、今定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論が得られますよう切望する次第であります。

これからは、本格的な夏がやってまいります。各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

3番 望月秀哉君

4番 望月 明君

5番 芦澤健拓君

以上、3人を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、平成21年6月15日から平成21年6月19日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成21年6月15日から平成21年6月19日までの5日間とすることに

決定いたしました。

#### 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありましたが、串松産業課長につきましては、葬儀のため欠席との連絡が入りました。

次に議会としての報告事項はお手元に配布のとおり、各種行事等に参加しましたので、ご了承ください。

#### 日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

今日は、平成21年身延町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には全員の出席をいただきまして、誠にありがたく、御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、昨年10月24日に就任から今日で234日、7カ月余が経過いたしました。この間、私は私の理想としております「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」を目指して、職員とともに頑張っているところであります。

ご案内のとおり、私どもを取り巻く経済状況は、ますます厳しさが感じられます。これに対処すべく、国では大型の補正を決定していただきました。わが町にも4億2,693万9千円の交付限度額の決定をいただきましたので、対象事業を決定し、明日、16日に追加提案をさせていただきます。

12日未明、世界保健機構、WHOが新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ5から6に引き上げることを決定いたしました。本町の新型インフルエンザ対策本部におきましては、世界規模で感染が拡大している状況をふまつつも、引き続き現在の基本的対処方針等に基づき、弾力的な対応を講じ、感染防止強化の周知に努めてまいりたいと考えております。

このような中、第1回定例会以降につきましては飯富病院、峡南衛生組合、峡南広域行政組合の議会や例年のとおり、年度はじめに開催されております各種総会や国・県への要請等を行ってまいりました。

第1回定例会後の主なものについて、報告をさせていただきます。

まず、教育委員会における学校統合に関する取り組み状況についてであります。

身延町立学校統合については、ご案内のとおり、審議会からの答申結果や学校を取り巻く諸状況等を総合的に判断する中で、教育委員会において平成21年1月19日に学校統合前期計画を策定し、平成21年3月定例議会全員協議会において、議員各位に説明をさせていただきました。

計画では豊岡小と身延小、静川小と西嶋小、下山中と身延中の3件の統廃合を前期計画に位置づけ、統合は平成22年4月1日を目指すとしております。この計画に基づき、教育委員会では保護者や地域の皆さんなどへの計画説明に入らせていただきました。説明会は、最初に豊岡小、身延小学区、次に下山中、身延中学区、そして静川小、西嶋小学区において実施をし、

4月15日を皮切りに、6月5日まで計17回にわたり、保護者、各種団体長、地域住民の方々へそれぞれご説明させていただき、多くのご意見を頂戴したところでもございます。

今後においては静川小、西嶋小学区の説明日程が途中であるため、これらを速やかに進めるとともに、今までの説明会において頂戴した多くのご意見・ご要望等をふまえ、さらに細部や具体的事項について、保護者や関係の方々とは話し合いを進め、計画の推進を図りたいと考えているところでございます。

次に町内のうち、下部や中富地区でワークショップを実施中の農林振興総合整備実施計画地区に、身延北部地区が4月24日付けで採択をされました。これからは計画の策定に向けて、町民の皆さんと知恵を出し合ったいと考えております。

次に、峡南橋の県道編入についてであります。

5月28日付け、山梨県告示第175号で道路区域を変更し、県道に編入をしていただきました。長年の要望が実ったわけであります。これからは、環境や橋梁維持の面からも塗装を県にお願いしてまいりたいと考えております。

次に中部横断自動車道の建設省直轄施工区間に、私ども身延町の悲願でありました地域活性化インターチェンジの新設について、5月29日の山梨県高速道路整備促進期成同盟会通常総会で、「地域活性化等に寄与する、地域活性化インターチェンジの新設を図ること」が採択をされました。このことは県が国に対して、地域活性化インターチェンジの建設に向けて強力に動き出していた証しでもあります。すでに、去る10日には国会や国に対して、私も含め要望をしまいたところでもございます。

次に、リニアについてであります。

6月8日、リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟会の席上、JR東海、松本社長より1県1駅が明言をされました。空港のないわが県にとって、特にメリットが大きいと思われまし、駅の位置によっては、中部横断自動車道とともに峡南の夜明けになるだろうと期待をしているところでもございます。

次に、私どもが関係した主な事業について、申し上げます。

4月4日には身延山五重塔落慶身延町観光振興まつりが身延山で、4月25日には平成21年度県民緑化まつりが雨天のため、式典のみを下部地区体育館で執り行いました。

6月6日には一色ホタル祭りが、ホタルが奏でる幻想的な光の中、多くの皆さんの参加をいただき、盛大に開催をされました。

次に平成20年度一般会計および特別会計の決算処理を5月31日付けで行い、全会計において黒字決算となり、平成20年度における会計事務が完結したことをご報告申し上げます。詳細につきましては、9月の定例会で申し上げます。

次に、今定例会に提案いたしました議案は報告事項4件、条例の一部改正をする条例について2件、平成21年度補正予算が9件、契約の変更が3件の18件でございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計ならびに特別会計において、4月1日の定期人事異動に伴う給与費の補正、ならびに先に改正させていただきました条例に基づき、特別職、議員および職員の期末勤勉手当等の減額について、補正させていただきました。

次に、主なるものについて申し上げます。

総務費の財産管理費に中部横断自動車道整備事業に関わる事業の一環として、町有地造成工事費600万円を計上いたしました。これは、自動車道整備事業における用地取得等が円滑に

実施されるための配慮として、今回の補正とさせていただきます。

次に、公共下水道の各戸への早期接続をお願いしているところであります。その中で6月10日現在、中富処理区は加入戸数954戸で、接続率60.4%であります。まだまだ満足できる数字ではありません。さらには、来たる23日に公共下水道身延処理区の通水式を行う運びとなっております。これで身延地区は、いよいよ各戸の接続が可能となりますので、早期接続をお願い申し上げます。

さて、私どもは4月1日に幹部異動の退職に伴い、例年どおりの人事異動を行いました。大方の部署において、スムーズな事務引き継ぎが行われたと思っておりますが、一部の部署において町民の皆さんにご迷惑をお掛けしたところもございます。このようなことがあっては、ならないことであります。私をはじめ、十分反省をしながら、町民の皆さんのために心新たに、職員ともども頑張っておりますので、町民の皆さんや議員各位の格段のご指導をいただけますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

報告第5号 平成20年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について

報告第6号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算について

報告第7号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

報告第8号 平成20年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について

議案第60号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第61号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について

議案第62号 平成21年度身延町一般会計補正予算（第1号）について

議案第63号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第64号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第65号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第66号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第67号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第68号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について

議案第69号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第70号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第1号）について

議案第71号 下部下水道工事20-1工区工事請負契約の一部変更について

議案第72号 下部下水道工事20-4工区（真空ステーション機械・電気設備工事）工事請負契約の一部変更について

議案第73号 身延下水道工事20-2工区工事請負契約の一部変更について

請願第2号 教育予算を拡大し、教育の機会均等および水準の維持向上を図るための請願について

発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について

以上、報告第5号から報告第8号まで、議案第60号から議案第73号まで、請願第2号、

発議第1号を区切り上程したいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

日程第6 提出議案の説明を求めます。

報告第5号から報告第8号までについて、町長。

○町長（望月仁司君）

報告第5号から報告第8号までを一括で、ご説明を申し上げます。

まず報告第5号 平成20年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成20年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

平成21年6月15日 提出

身延町長 望月仁司

以下につきましては、提出年月日と提出者は同じでございますので、省略をさせていただきます。

次に報告第6号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算について。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

次に報告第7号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成20年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

最後に報告第8号 平成20年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成20年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、次のとおり報告する。

以上でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

報告第5号から報告第8号までについて、町長の説明が終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

報告第5号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは報告第5号 平成20年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算について、詳細説明をいたします。

次の1ページをお開きください。

まず、2款1項定額給付金事業でございます。2億6,326万460円、繰り越しをいたしました。これにつきましては全額、国からの交付金でございます。対象の6,331件のうち、未申請が6月9日現在、287件となっております。

3款1項社会福祉費の地域活性化・生活対策臨時交付金、高齢者の生きがい活動支援通所送迎用車両の購入でございます。630万円繰り越しをいたしまして、500万円が国からの交付金、130万円が一般財源でございます。これについては、トヨタのハイエースを2台、すでに契約をしております。

2項児童福祉費でございますけども、子育て応援特別手当支給事業でございます。444万8,159円繰り越しをいたしまして、4万9,159円は20年度に入ってまいりました。残り439万9千円でございますけども、これはすべて国の交付金でございます。今のところ、6月10日現在、未申請が1件ございます。

6款1項農業費でございます。これらにつきましては、すべて県の工事で町が負担をするものでございますけども、県が繰り越しをいたしますために、町も繰り越しをしたものでございます。農村地域活性化農道整備事業でございますが、1,396万8千円の繰り越しでございます。過疎債が1,390万円、一般財源が6万8千円ということでございます。清沢の農道でございます。

中山間地域総合整備事業負担金180万8千円繰り越しをいたしまして、地方債が110万円、70万8千円が一般財源でございます。この地方債につきましては、一般公共事業債でございます。

それから、ため池等整備事業負担金でございますが、185万円の繰り越しで、170万円が一般公共事業債、残りの15万円が一般財源でございます。これら、すべては完成をしてございます。

2項の林業費でございますけども、地域活性化・生活対策臨時交付金でございます。小規模治山事業3カ所、夜子沢、西嶋、小田原の3カ所でございますが、1,600万円の繰り越しでございます。このうち交付金が1,400万円、残りは一般財源となっております。

8款2項道路橋梁費でございます。桜清水遊亀橋線の道路改良舗装工事でございます。1,829万2,750円繰り越しをいたしまして、このうち過疎債が1,420万円、残り409万2,750円は一般財源でございます。工期は7月10日になっております。

昭和道路線道路改良工事でございますけども、517万6,550円繰り越しております。このすべてが一般財源でございます。工期は6月19日になっておりまして、ほぼ完成をしております。

それから本町富山橋線道路改良事業でございますが、3,548万1千円繰り越しをいたしまして、3,020万円、過疎対策事業債でございます。残り528万1千円につきましては、一般財源でございます。これにつきましては公有財産の購入費、それから補償料等でございますけども、土地の登記の関係で遅れているところでございます。

その次が地域活性化・生活対策臨時交付金、生活道路維持工事でございます。2,800万円、繰り越しをいたしました。2,466万1千円が国の交付金でございます。残りが一般財源でございます。

それから、その下の生活道路改良工事でございますが、6,750万円ございまして、5,945万2千円が国の交付金を充てさせていただいております。大体、65%ぐらい執行をされております。

次のページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費でございます。消防自動車等更新事業でございますが、1,830万円繰り越しをいたしました。このうち交付金が1,600万円、残りが一般財源でございます。消防車両3台、可搬式ポンプ1台を購入する予定になっております。

その下の防災備蓄倉庫整備事業でございますが、5,740万円の繰り越しでございます。5千万円、国からの交付金で、残りは一般財源になっております。防災備蓄倉庫、ワンタッチ

テント、携帯用トイレ等を整備するものでございまして、現在、発注をしている段階でございます。

10款教育費の2項小学校費でございます。学校施設整備改修事業でございますが、6,970万円繰り越しをいたしました。このうち5,590万円が、交付金でございます。900万円につきましては、教育施設整備基金から繰り入れをいたしております。480万円が一般財源となっております。設計が終わり、今月中にも発注の見込みとなっております。

学校教育機器整備事業でございます。これにつきましては、テレビ等のデジタル化に対応し、テレビおよびスタンド等を購入するものでございますが、2,500万円繰り越しをいたしまして、このうち交付金が2,200万円でございます。残り300万円については、一般財源でございます。

それから3項の中学校費でございますが、学校施設の整備改修事業150万円。これは中富中学校の手すりの塗り替え工事でございますけども、交付金が110万円、一般財源が40万円となっております。

以上、合計繰越額が6億3,398万4,919円ということでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

次に報告第6号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは報告第6号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算について、詳細説明をさせていただきます。

まず、繰越計算書をお開きください。

1款総務費、2項総務管理費、後期高齢者医療単独システム改修業務委託、繰越額94万5千円につきましては、後期高齢者医療制度運営上のシステム開発の着手時期の遅れとシステム開発に要する時間が長くなり、年度内の構築が終了しないためのものであります。時期としては、7月31日完了となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に報告第7号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは報告第7号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について、詳細説明をいたします。

繰越計算書をお開きください。

1款水道維持費、3項中富簡易水道管理費、中富南部簡易水道取水ポンプ取り替え工事、翌年度繰越額107万5千円につきましては、工事は完了しております。既収入特定財源107万5千円につきましては、一般会計からの繰入金であります。

2款水道事業費、2項身延簡易水道建設費、身延中央統合簡易水道事業、翌年度繰越額1,622万4,850円につきましては、米倉の農道2号線への配水管布設工事、ならびに和田平水源改修工事であります。農道2号線への配水管布設工事はすでに完成しており、和田平水源改修工事は平成21年7月10日を完成予定として、現在、工事が進められております。既収入特定財源179万850円は、一般会計からの繰入金であります。未収入特定財源として、

国庫支出金143万4千円。地方債1,300万円の内訳につきましては、簡易水道事業債650万円、過疎対策事業債650万円であります。

身延公共下水道工事負担金(身延中央簡水配水管布設工事負担金)翌年度繰越額1,737万300円につきましては、3つの工区分でありまして、そのうち2つの工区分は完了しており、もう1つの工区は6月30日に完成予定として、現在、事業が進められております。既収入特定財源795万4,300円は、一般会計からの繰入金であります。未収入特定財源として、国庫支出金341万6千円。地方債600万円の内訳につきましては、簡易水道事業債300万円、過疎対策事業債300万円であります。

2款水道事業費、3項下部簡易水道建設費、下部特定環境保全公共下水道工事負担金(湯町簡水配水管布設工事負担金)翌年度繰越額839万950円につきましては、工事はすでに完了しております。既収入特定財源604万2,950円につきましては、一般会計からの繰入金であります。未収入特定財源として、国庫支出金54万8千円。地方債180万円の内訳につきましては簡易水道事業債90万円、過疎対策事業債90万円であります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(穂坂英勝君)

次に報告第8号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長(赤池和希君)

それでは報告第8号 平成20年度身延町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明をさせていただきます。

繰越計算書をご覧になっていただきたいと思っております。

1款下水道事業費、2項事業費のうち身延公共下水道事業管渠布設工事の翌年度繰越額5,540万8,650円につきましては、3工区のうち1工区はすでに完成しておりますが、2工区につきましては、現在、工事が進められており、6月30日完成予定となっております。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源の一般会計からの繰入金227万100円。未収入特定財源の国庫支出金1,136万8,250円。地方債2,440万円。その他として、簡易水道受託工事負担金1,737万300円あります。

次に、下部特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事の翌年度繰越額2,425万7,800円につきましては、現在、工事が進められており、やはり6月30日完成予定となっております。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源の一般会計からの繰入金323万6,850円。未収入特定財源の国庫支出金593万円。地方債670万円。その他としまして、簡易水道受託工事負担金839万950円あります。

次に、下部特定環境保全公共下水道事業管渠用地所有権移転登記業務委託の翌年度繰越額90万3,500円につきましては、現在、所有権移転登記の手続き中でございます。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源の一般会計からの繰入金全額でございます。

次に、下部特定環境保全公共下水道真空ステーション建設事業の翌年度繰越額3,503万8,700円につきましては、現在、やはり工事が進められておりまして、6月30日完成予定となっております。

財源内訳といたしましては、既収入特定財源の一般会計からの繰入金244万9,350円。未収入特定財源の国庫支出金1,688万9,350円。地方債1,570万円でございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

詳細説明が終わりました。

次に、報告に対する質疑を行います。

報告第5号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは報告第5号について、1点質問をさせていただきます。

繰越明許費計算書、明許費事業、17事業あるわけでありまして、それぞれに今、事業が展開されていると思うわけでありまして、大体、予定日等々は報告がされているわけでありまして、1点として、2億6,326万460円の定額給付事業について、現在の進捗状況について、説明を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

先ほど、財政課長からの詳細説明の中で、未申請がまだ、あるということの説明がございました。今現在でございますが、対象者が全部で6,331件ございまして、支払い済みが5,945件。それから、これから支払う部分、99件。未申請287件となっております。

なお、この未申請の287件の方々につきましては、直接また、再度、申請をしてくださいという手紙を、もうすでに出してございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

そうすると、今回の定額給付事業の90%は、もう完了しているんだというように理解していいですね。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

そのとおりでございます。現在は95.47%で、あと未申請の方が4.53%でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

6款の農林水産事業費であります。その中の、ため池等整備事業負担金。地域と個所数のご報告をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

地域は、西嶋地区のため池事業になってございます。個所数につきましては、現在、分かりませんので、あとで報告ということによろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長、欠席のため、答弁があとになるというような内容でございます。

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第6号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第7号について、質疑を行います。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これは中富南部簡易水道取水ポンプ、それから身延中央統合簡易水道事業、身延公共下水道工事負担金、下部特定環境保全公共下水道工事負担金と、それぞれ場所がちょっと分かりませんので、場所だけちょっと教えていただけますか。

○議長（穂坂英勝君）

水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

中富南部簡易水道取水ポンプ取り替え工事の工事場所ですが、飯富地区でございます。それから、身延中央統合簡易水道事業につきましては、米倉の農道2号線の中に布設工事しております。それから和田平水源は、和田平地区でございます。それから身延公共下水道工事負担金の件ですが、門内が2カ所、それから梅平が1カ所でございます。それから下部特定環境保全公共下水道工事負担金の場所ですが、湯町地域でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

報告第8号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これもちょっと、場所を特定してください。場所が分からないと、姿が見えてこないということになりますので。

それから未収入特定財源の、その他で簡易水道受託工事負担金ということを言われたように

思いますけども、これは下水道に簡易水道受託工事負担金というのが財源になっているということの理由と、さっきの報告第7号の中の簡易水道事業特別会計の関係との整合性というか、それを教えてください。

○議長（穂坂英勝君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは個所につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、身延公共下水道事業管渠布設工事につきましては、3工区に分かれておりまして、まず1工区につきましては、町道西谷線で、身延山の本堂から左側の川に沿った道路があるんですけども、ロープウェイのほうに向かった道路であります。その間、ロープウェイからまだ先の駐車場から本堂までの、これが1つの工区になっております。それから、もう1カ所につきましては20 - 4区といいまして、やはり門内の橋町から上にのぼりまして、西谷方面に向かって、いさごやの旅館のへんまで、これが1つの工区であります。それから身延の、もう1つの工区、20 - 8区につきましては、身延高校の裏の帯になります。

それから下部の特定環境保全公共下水道事業の管渠布設工事につきましては、これは1工区でありまして、三笠のカーブから、ずっと上の善隣橋、湯町を通りまして、元保育園のほうへ向かったところの、善隣橋があるわけですが、その橋までの間でございます。

次に場所につきましては、あと下部の特定環境保全公共下水道事業真空ステーションの建設個所でありますけども、この個所につきましては、下部温泉病院の前の橋を渡りまして、駐車場の一面にポンプを埋めさせていただいているところであります。

以上です。

○5番議員（芦澤健拓君）

2点目は、

○環境下水道課長（赤池和希君）

下水道工事につきましては、やはり上水道とのセットの工事がたくさんありまして、上水道の下のほうに下水道のほうを入れさせていただくということで、水道からの負担金をいただく中で、下水道が布設をしているところであります。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

下部特定環境保全公共下水道事業の所有権移転登記業務委託なんですが、これは現在、手続き中ということですけども、何人分の所有権移転登記なんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

3月の定例議会のご質問でも申し上げたように、20人のうち1人がまだ、同意が得られないということで、この件につきましては、いろいろ相談をする中で、訴訟的なものを、手続きをとって取得をしたいということで、1人について、現在、進行中でございます。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

なお、この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第5号から報告第8号につきましては、以上で終結といたします。

議事の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開につきましては、10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの日向英明議員の、ため池の設置個所についての質問の答弁を、産業課の笠井リーダーに出席を求めて、出席をしておりますので、答弁をお願いいたします。

笠井君。

○産業課リーダー（笠井喜孝君）

日向議員の質問に対しまして、お答えさせていただきます。

ため池等整備事業、繰り越しの個所数についてのご質問ですが、西嶋地区の笠井鉄工所入り口から青原院の用排水路、この1カ所であります。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

続いて議案第60号から議案第73号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（望月仁司君）

議案第60号から議案第73号までを、一括でご説明を申し上げます。

まず議案第60号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について。

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成21年6月15日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成21年度から平成23年度までにおける、保険料率の特例を定める規定中の金額に誤りがあるため、身延町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

以下につきましては、提出年月日と提出者名は同じでございますので、省略をさせていただきます。

次に議案第61号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例について。

身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

## 提案理由

現行の料金体系について見直しをする中で、身延町キャンプ場条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

次に議案第62号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第1号)。

平成21年度身延町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ2,029万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,855万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

次に議案第63号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成21年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ4,212万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,224万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第64号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)。

平成21年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ610万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第65号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成21年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ47万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,887万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第66号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成21年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ658万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,409万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第67号 平成21年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ308万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,592万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第68号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)

平成21年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ32万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,934万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第69号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ22万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,387万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第70号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)

平成21年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ514万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,609万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第71号 下部下水道工事20-1工区工事請負契約の一部変更について。

平成20年8月5日に、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を経た下部下水道工事20-1工区工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変

更したいので、議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金8,122万5,900円

提案理由

下部下水道工事20-1工区について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

次に議案第72号 下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)工事請負契約の一部変更について。

平成20年9月8日に、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を経た下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金6,883万8千円

提案理由

下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

最後に議案第73号 身延下水道工事20-2工区工事請負契約の一部変更について。

平成20年10月6日に、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を経た身延下水道工事20-2工区工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金6,760万6,350円

提案理由

身延下水道工事20-2工区について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

以上でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願いを申し上げます。

○議長(穂坂英勝君)

町長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

これから、担当課長が詳細説明を行うわけですが、議案第60号は金額の訂正のみでありませぬ。それから議案第64号から議案第66号、また議案第68号から議案第70号までの7議案につきましては、人件費等のみでございますので、詳細説明を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第60号、議案第64号から議案第66号、議案第68号から議案第70号までの7議案につきましては、詳細説明を省略させていただきます。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

まず議案第61号について、観光課長。

○観光課長(熊谷文彦君)

それでは、議案第61号の詳細説明をさせていただきます。

身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例

身延町キャンプ場条例(平成19年身延町条例第23号)の一部を、次のように改正する。

別表第2中「施設等の使用料」を「本栖湖いこいの森キャンプ場料金表」に改め、同表の表を次のように改める。

本栖湖いこいの森キャンプ場の運営にあたりまして、施設等の利用料について、周辺の類似施設との料金体制の調整を図るため、本栖湖いこいの森キャンプ場料金表を改正する条例をお願いするものであります。

主な改正点といたしまして、施設利用料というものは今までなかったんですが、これを新規に設けてあります。それからその分を、今までの使用料から少し金額を下げてあります。それと、もう1点。本館、バンガローにつきましては、今までは1泊の料金しかありませんでしたが、日帰りコースの料金表を追加してあります。

施設名、区分等、詳細にご説明いたします。

施設利用料、大人、1回500円。中学生以上です。子ども、1回300円。小学生以下。ただし、3歳未満は無料となります。

本館、12畳、1泊1万1千円。日帰りで6千円。

バンガロー、12畳、1泊9千円。日帰り4,500円。10畳、1泊7千円。日帰り3,500円。8畳、1泊6千円。日帰り3千円。6畳、1泊5千円。日帰り2,500円です。

それからテントサイト使用料につきましては、Aタイプ、1区画、これは面積で5メートル掛ける8メートルの面積になりますが、1泊3千円。日帰り1,500円です。Bタイプ、5メートル掛ける5メートルの面積になりますが、1泊2千円。日帰り1千円です。

それから駐車料につきましては、自動車、普通車と軽四輪を含みますが、1泊1千円。日帰りが500円。これは本館、またはバンガロー利用者につきましては、1台目は無料となります。二輪車、大型自動二輪車、普通自動二輪車および小型特殊自動車のうち二輪車のもの、ならびに原動付き自転車を含みます。1泊500円。日帰り300円です。これも上と同じような形で、本館またはバンガロー利用者は、1台目は無料となります。

それから厨房利用料ですが、これは団体の利用者について優先されますが、1泊3千円になります。団体とは、大人と子どもを合わせて10名以上の使用者につき、団体といたします。

別表第2、備考を次のように改める。

(注)1.日帰りとは、午前10時から午後5時までの間の利用を行うものです。

2.1泊の場合のチェックインは午後1時から、チェックアウトは翌日、午前10時といたします。

附則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第62号、議案第71号から議案第73号までについて、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、まず議案第62号 平成21年度身延町一般会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず、6ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。

過疎対策事業債1億2,300万円を1億2,320万円ということで、20万円増額をさせていただきます。これにつきましては、県で実施をいたします農村地域活性化農道整備事業の負担金が27万円増額されました。清沢の農道の負担金でございますけれども、このうち過疎債を20万円充当できるということで、20万円を増額させていただきました。

一般公共事業債でございますが、1,070万円を1,270万円ということで、200万円の増額でございます。これにつきましては、当初予算に計上いたしました一般公共事業債のうち中山間地域農地防災事業、農道水路分が一般公共事業債の対象として増えたため、200万円増額をさせていただきます。

それでは、9ページをお開きください。歳入でございます。

15款2項4目農林水産業費県補助金でございますけれども、1節に279万9千円を計上させていただきました。これは新たな水田農業確立支援事業費補助金ということで、県が2分の1補助をしてくれる部分でございます。宮木の農業振興組合へ手押し式播種機3台、それからキャリー動噴機1台、11万9千円。それから、JAふじかわへ268万円。曙大豆の保管庫の作業所を1棟、建てるということで、県で2分の1補助をしてくれるものでございます。

続きまして3項の県委託金、1目4項選挙費委託金でございます。衆議院議員選挙費委託金を179万2千円減額いたします。これにつきましては、備品文具類等、国政選挙の申請をしていたところでございますけれども、県のほうから選挙は町の選挙でも使用するものでございますので、それを案分してくださいという指示があったものですから、国政選挙ばかりではなく、町の選挙でも使うということで、179万2千円の減額でございます。

3項の教育費県委託金でございます。これにつきましては、1節教育費委託金に193万1千円を計上させていただきました。これにつきましては、文部省の委託事業でございます。研修校として指定された部分に補助というか、委託金がくるものでございます。

学校評価情報提供の充実改善のための実践研究事業25万円。これは下部小学校です。自然の中での長期宿泊体験事業132万1千円。これは原小学校でございます。やってみよう外国語活動推進事業36万円、身延小学校の部分でございます。

17款1項2目の1節指定寄附金でございますが、50万円。これは日軽金から寄附金がございます。灌漑用水施設にかかる寄附金ということで、50万円をいただきましたので、計上いたします。

19款1項1目1節繰越金でございますが、955万5千円の計上でございます。今回の補正のうち、特定財源以外の一般財源ということで繰越金を、955万5千円充当させていただきます。

次の10ページでございます。

20款4項1目18節のコミュニティ事業金でございますが、460万円の予算計上でございます。これにつきましては、県のコミュニティ事業の申請をしておりましたけども、交付金が決定になったために予算計上をさせていただきます。140万円、市之瀬のお祭りの衣装、用具等の整備が決定になりました。それから橘町の神楽用具整備ということで、220万円。それから防災器具、携帯非常用簡易トイレに100万円。合計460万円の予算計上でございます。

19節の峡南ふるさと創生事業助成金でございますが、50万円。これにつきましては、峡南広域行政組合で、ふるさと市町村圏の果実を原資として、環境保全活動あるいは文化教育振興および観光振興に要する経費に対し、その予算の範囲に定める助成金を交付するというもので、一応、50万円を上限として交付されるものでございます。今回、身延山の門内活性化委員会への補助といたしまして、身延山五重塔の落慶記念ウォークに対しまして、50万円を補助するものでございます。

それから21款1項2目1節の農業債でございますが、先ほど地方債の部分でご説明をいたしました。過疎債については20万円、一般公共が200万円でございます。

それでは、歳出のほうを説明してまいります。

各款項目に計上してございます2節、3節、4節につきましては、4月の職員の異動によります人件費の増減と人事院勧告に伴う職員手当等の減でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、12ページをお開きください。ちょうど、中ほどになると思います。

3目の財産管理費に600万円、工事請負費を計上させていただきました。これにつきましては、町有地の造成工事でございますけども、中部横断自動車道の家屋等の移転者に替え地として提供するため、造成工事を行うものでございまして、波高島の旧保育所を取り壊した土地でございます。

なお、歳入につきましては、現在、国交省、それから家屋の移転者、町で契約書を取り交わすことになっております。歳入につきましては、当然、道路等も造らなければならないわけですが、その部分につきましては、後日、9月の補正になろうかと思っておりますけども、予算を計上させていただきますので、ご了解を願いたいと思います。

それから、4目企画費でございます。19節負担金補助及び交付金410万円。これは先ほど、歳入のほうでご説明しましたが、コミュニティ事業助成金、橘町と市之瀬区で360万円。それから峡南ふるさと創生事業助成金ということで、50万円。合計410万円を計上させていただきました。

次に、13ページのほうをお願いします。一番下になります。

4項4目の11節需用費、選挙に使います消耗品等、30万2千円を減額させていただきました。これは諸用紙、文具類等でございますけども、次のページを見ていただきたいと思います。すぐ、次のページになりますけども、18節の備品購入費に同じ金額30万2千円を増額させていただきました。これにつきましては自書式投票用紙の分類機、これを購入するものでございます。町議選も考え、12枠から24枠に分類できる機械を購入するというものでございます。

なお、歳入で申しましたが、179万2千円、減額の指示がございましたので、財源組み替

えをさせていただいております。

続きまして、15ページでございます。

3款の民生費になります。1項の1目28節繰出金107万6千円。これは国民健康保険特別会計の繰り出し分でございます。

それから、その下の3目の28節繰出金134万6千円の減額でございますが、介護保険特別会計への繰り出し、それはそれぞれ人件費の部分でございます。

次の16ページをお願いいたします。

4目老人医療費でございます。28節償還金利子及び割引料に63万円。平成19年度の後期高齢者医療制度円滑導入の事業費、補助金償還分、平成19年に補助金をもらい過ぎた部分を返す部分でございます。本来ならば20年度に返還予定でございますけれども、国の事務の遅れで21年度に返還をするということになりましたので、63万円、計上させていただきました。

28節繰出金は、後期高齢者の医療特別会計に47万9千円を繰り出します。人件費部分でございます。

ページの一番下になりますけれども、2項4目11節の需用費44万4千円、修繕費でございます。水道管が漏水をいたしております。表を土質で配管、あるいは床下を這わせる等の修繕をしなければならないということで、44万4千円の予算計上でございます。

18ページをお願いいたします。

4款衛生費の保健衛生費になりますけれども、1目の保健衛生総務費の中で、11節需用費、17万5千円を修繕費として計上させていただきました。これにつきましては、そよかぜワークハウス、旧身延保健所の建物でございますけれども、雨漏りがするというので、修繕をいたします。

2目の予防費でございますが、11節需用費に35万4千円、消耗品を計上させていただきました。これにつきましては、新型インフルエンザの対策用のマスクの購入、あるいは体温計20個、速乾性の手指の消毒器等を購入する費用を35万4千円計上させていただきました。

19節負担金補助及び交付金263万9千円でございます。これについては、飯富病院の起債償還負担金繰上償還分でございます。本町でも一昨年、昨年ということで、公的資金償還金免除繰上償還、財政健全化措置によりまして、公的な起債を7%、6%、高利の部分をお返ししてもいいということで、19年度に631万円。それから20年度については、2,173万2千円、国へお返しをしたわけでございます。これにつきましては、飯富病院でも同じように財政健全化措置によりまして、昭和55年、56年度に病院を改築しました、7%以上の起債を平成21年3月25日に、すべて繰上償還をいたしました。この部分につきましては、繰上償還は当然、病院の資金で繰上償還をしたわけでございますが、当然、本町、早川町でその部分を負担しておりますので、繰上償還をした部分を今年と来年、2年間で繰上償還部分として負担をするものでございます。実際には263万9千円、今年と来年に計上するわけでございますけれども、繰上償還をいたしましたので、実際には利子分は総体的に800万円ぐらい得をしております。本町でも負担すべき利子分、本町の負担率の部分でございますが、523万5,605円が負担軽減されたこととなります。

続きまして、衛生費の3項簡易水道運営費でございます。1目の19節負担金補助及び交付金に207万2千円を小規模簡易水道事業補助金ということで計上させていただきました。こ

れにつきましては、波高島簡易水道組合に10万1千円。それから矢細工簡易水道組合の配水管布設替え工事に、197万1千円を予算計上するものでございます。これについては、町の補助金は5分の3の補助率になります。

続きまして、繰出金308万9千円でございますが、これにつきましては、簡易水道特別会計への繰出金でございます。

続きまして、19ページでございます。

5款1項2目18節の備品購入費12万6千円でございますが、調理実習室のガステーブルが古くなって火力が落ちてしまったということで、これを4台購入するものでございます。ボランティア団体等の陳情がございました。

次の6款1項3目農業振興費でございますが、19節負担金補助及び交付金に469万8千円を計上させていただきました。飯富簡易水道組合の灌漑用水の施設補助ということで、50万円。これは日軽金から寄附があったものでございますが、それから新たな水田農業確立支援事業補助金ということで、419万8千円。これにつきましては宮木の農業振興組合、それからJ Aふじかわに補助をするものでございまして、県費の部分と町の4分の1の負担の部分合計いたしまして、419万8千円の計上でございます。

それから4目農業土木費でございます。19節負担金補助及び交付金に33万4千円を計上させていただきました。中山間農地防災事業の負担金、大炊平ですが3万8千円。それから農村地域活性化農道整備事業負担金、清沢の農道でございますが、27万円増額でございます。このうち20万円が、過疎が充当できる部分でございます。

それから補助金としまして、農地・水・環境保全向上事業補助金に2万6千円でございます。

なお、次のページ、1番上になりますけども、一般公共事業債の200万円の部分を財源組み替えてございます。

2項の3目15節に工事請負費として、400万円を計上させていただきました。林道三石山線、それから林道の栃代釜額線、崩落土の除去をする工事ということでございまして、5月の雨で崩落した部分を、両方で300立方メートルくらいの土砂がありますが、除去する工事でございます。

それから、7款1項1目の11節需用費35万7千円を修繕費として計上させていただきました。これにつきましては、温泉会館の非常用のバッテリーが故障をいたしました。非常用の照明器具、バッテリー19個と誘導灯等を修繕する部分でございます。

それでは、22ページをお願いいたします。

8款土木費になります。5項の住宅費の住宅管理費でございます。15節工事請負費に78万1千円。町営住宅梅平団地を解体工事するというところで、梅平団地の1棟が空いたために、老朽化が著しいわけでございますので、1棟を解体するというところでございます。

それから19節負担金補助及び交付金373万1千円でございますけども、相又の団地、3月に購入しておりますけども、独立行政法人 雇用・能力開発機構に町で購入した団地、雇用促進住宅の21年度分の固定資産税を支払うものでございます。373万1千円でございます。

続きまして、6項1目の28節繰出金でございますけども、下水道特別会計繰出金22万4千円の減額。それから農業集落排水事業特別会計繰出金32万3千円の減額でございます。合計54万7千円の減額補正でございます。

9款3項1目の18節備品購入費105万9千円でございます。これにつきましては、コミュ

ニティ事業が決定になってまいりました。携帯用の非常用簡易トイレを自主防災組織の育成ということで、地域の避難所に18基整備をするものでございまして、この購入費でございます。

19節負担金補助及び交付金の26万3千円につきましては、防犯灯の建設事業補助金ということで、常葉の日向区、北原区に3基、それから下山の上沢区に1基、設置をするということで、26万3千円の計上でございます。町の補助率は、2分の1以内ということになっております。

それでは、10款1項1目教育委員会費でございます。9節から14節まで、それぞれ予算計上してございます。これにつきましては、英語指導助手が3人、入れ替わるわけでございます。ALTでございますけれども、それらの経費にかかる部分でございます。旅費の135万円につきましては、帰国・来日の費用が120万円。それから新規のオリエンテーリング等の研修が15万円で、135万円でございます。

それから需用費の15万4千円につきましては、英語指導助手の消耗品の購入、寝具類等の購入になります。15万円。それから光熱水費4千円でございます。これについては、医師住宅を空けている1カ月分の光熱水費でございます。

それから12節の役務費18万1千円。これについては、ALTにかかる通信運搬費等、それから手数料としましては、住居の汚泥の引き抜き、それから清掃、カーテンのクリーニング等、17万円でございます。

それから14節の使用料及び賃借料につきましては、7万7千円。町営住宅の敷金等でございます。

次に2項小学校費の1目学校管理費、12節役務費に15万9千円を計上させていただきました。これにつきましては、経済対策関係でテレビを購入いたします。そのリサイクル料を計上した部分でございます。家電リサイクル法の部分で、56台分を計上してございます。

それから3目の下部小学校の管理費、8節から次のページ、18節の備品購入費まで、これにつきましては、先ほど歳入の部分で説明をいたしましたけれども、学校評価情報充実改善等の実践校の、県からの委託事業を実施するためのそれぞれ報償費、旅費、需用費、備品購入費等の予算計上でございます。

それから16目の原小学校の教育振興費、これにつきましても、9節から13節まで自然の中での長期宿泊体験事業ということで、県から委託金をいただいております。それで実施をする事業でございまして、静岡や長野県のほうへ、農漁村に4、5年生が8月中、体験の宿泊をするということで、それにかかる経費が計上されております。

18目の身延小学校の教育振興費、これにつきましても、8節から18節備品購入費までは、やってみよう外国語活動推進事業ということで、県の委託事業でございます。ほとんどが、一般財源はつき込まず、県の委託事業でできるということで、8節から18節まで予算計上をさせていただきます。

次に3項の中学校費でございます。4目の中富中学校の管理費でございますが、備品購入費に33万5千円、計上させていただきました。庁用器具の、体育館で放送機器を使っているわけでございますが、これが3月に故障をしてしまいました。集会で大変、不便を来たしているということで、ワイヤレス受信機1台、それからワイヤレスチューナー等を購入する費用、33万5千円でございます。

4項1目の28節繰出金でございますが、青少年自然の里特別会計への繰出金514万4千

円でございます。

それから2目公民館費の19節負担金補助及び交付金でございますが、134万円の予算計上でございます。これは集落公民館の整備費補助金ということで、竹ノ島公民館に51万8千円。これは屋根、外壁等の塗装、塗り替えおよび床の修繕ということで51万8千円。それから大野公民館に屋根、板金塗り替えおよび外壁等の塗り替えを実施するというので、66万1千円を計上させていただきました。合計134万円でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

5項の文化振興費になりますけども、7目現代工芸美術館運営費、11節需用費に34万3千円、修繕費を計上させていただきました。これにつきましては、電極式の加湿器が故障をいたしました。修繕が必要なために、修繕費を計上させていただきました。美術品にとっては加湿等が命でございますので、修繕費を34万3千円、計上させていただきました。

それから28ページ、最後のページになります。

6項の保健体育費の中の4目身延学校給食費でございます。1番下になりますけども、18節備品購入費22万6千円。事務室のエアコンが大変、古くなって、もう室外機等もぼろぼろになっているということで、まったくエアコンも効かない状態になっております。今回、壁掛け10畳タイプのエアコンを装備するというので、22万6千円の予算計上でございます。

一般会計の補正につきましては、以上でございます。

以上の内容で、詳細説明をさせていただきました。ご審議をいただき、ご議決いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは議案第71号 下部下水道工事20-1工区工事請負契約の一部変更について、ご説明をいたします。議案第71号でございます。

2ページ目の、議案第71号関係資料をご覧くださいと思います。

すでに議会の議決を経ました内容につきましては、平成20年8月5日にご議決をいただいた部分でございます。契約金額が8,872万5千円。契約の相手方 身延町車田1002番地、樋川工業株式会社 代表取締役 樋川勝美でございます。

変更しようとする内容につきましては、減額を749万9,100円いたします。変更後の契約金額につきましては、8,122万5,900円ということになります。

隘路に支線管渠を埋設すべく試掘を行ったわけですが、埋設物が多く施工は困難であると判断したため、1路線の増工分と6路線とを相殺した結果の減額でございます。県道へ入った、支線へ入りまして、予期せぬ埋設物があったということでございます。

次に議案第72号 下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)工事請負契約の一部変更について、ご説明をいたします。

72号の関係資料、次のページだと思っておりますが、見ていただきたいと思っております。すでに議会の議決を経た内容としましては、平成20年の9月8日にご議決をいただきました。契約の金額は6,772万5千円でございます。契約の相手方は東京都中央区八丁堀3丁目10番地5号、株式会社INAX 首都圏統括支社長 秋山泉でございます。

これにつきまして、増額をする金額111万3千円でございます。変更後の金額といたしまして、6,883万8千円になります。

理由といたしましては、工事予定地に想定困難であった既設電線が埋設されていたため、電線管切り回しによる増工の結果の増額でございます。温泉橋をわたって、リバーサイド駐車場

の中に設置いたしました真空ステーションでございます。

続きまして、議案第73号 身延町下水道工事20 - 2工区工事請負契約の一部変更についてでございます。

関係資料をお願いいたします。

すでに議会の議決を経た内容といたしましては、平成20年10月6日にご議決をいただきましたが、契約の金額が5,313万円。契約の相手方として、身延町波木井135、近藤工業株式会社 代表取締役 近藤憲央。

変更する内容といたしましては、1,447万6,350円の増額でございます。変更後の契約金額につきましては、6,760万6,350円になります。

町道西谷線、山門から身延山ロープウェイに行く途中の、なだらかな上りの道路でございますけれども、観光バス等、大型車両の通行に支障がないよう、下水道管の埋設位置を変更したために、既設上水道管の撤去および再埋設が生じたことによる増工と、身延山久遠寺の遊歩道新設工事および斜行エレベーター設置工事と工期等が重複したことにより、作業を夜間に変更したために生じた増工の結果の増額でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第63号について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第63号について、詳細説明をさせていただきます。

議案第63号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明については、今回の補正につきましては、4月1日付けの人事異動に伴う人件費の増額と高額医療費の共同事業交付金の増額に伴う、財源組み替えが主となっております。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款国庫支出金、国庫負担金、3目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金、補正額は605万1千円の増額となります。これについては、高額医療費の共同事業の負担金となっております。

7款県支出金、県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金、補正額は605万1千円。これについても増額するものです。これもやはり、高額医療費の共同事業負担金となっております。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目特定健康審査等負担金、1節高額医療費共同事業交付金、補正額は2,331万7千円を増額するもので、これは高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金、1節保険財政共同安定化事業交付金、補正額2,775万6千円増額するものです。

次に11款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金、補正額は107万6千円増額するもので、これについては一般会計よりの職員給与費等の繰入金となっております。

7ページをご覧ください。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額は2,212万5千円の減額となっております。

8ページをお開きください。歳出となります。

1 款総務費、1 項総務管理費、一般管理費、2 節の給与から 4 節の共済費については、職員人事の異動に伴うものですので、省略をさせていただきます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般保険者高額療養費、1 9 節負担金補助及び交付金については、財源組み替えとなっております。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、ならびに 2 目の保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて 4,105 万円についても増額するもので、これも全部、財源組み替えの関係になりますので、よろしくお願いたします。

9 ページをご覧ください。

1 1 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、これについても財源組み替えとなっておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、詳細説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第 67 号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第 67 号 平成 21 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の詳細説明をいたします。

歳入歳出それぞれ 308 万 9 千円について、説明いたします。

6 ページをお開きください。

まず歳入でございますが、5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目簡易水道総務費繰入金ですが、166 万 7 千円の減額をするものであります。これにつきましては、身延町職員給与条例の一部改正に伴いまして、本年 6 月支給の期末手当および勤勉手当の暫定的な減額による人件費充当分の補正です。

5 款 1 項 2 目身延簡易水道一般会計繰入金ですが、157 万 1 千円の増額するものであります。これにつきましては、身延簡易水道元町配水池取り壊し工事充当分の補正であります。

5 款 1 項 3 目下部簡易水道一般会計繰入金ですが、1 万 6 千円を減額するものでございます。これにつきましては、下部簡易水道量水器取り替え工事充当分の財源組み替えの補正であります。

5 款 1 項 4 目中富簡易水道一般会計繰入金であります。302 万 1 千円の増額するものであります。これにつきましては、4 月の職員人事異動に伴います給与費等の人件費充当分の補正であります。

次に 7 ページをお願いいたします。

歳出であります。1 款水道維持費、1 項身延簡易水道管理費、1 目簡易水道管理費ですが、3 節から 4 節まで省略させていただきます。1 5 節の工事請負費ですが、身延元町地区に所在する配水池が老朽化しており、施設の更新を行ったため不要となったので、取り壊し工事を行うものであります。

2 項下部簡易水道管理費、1 目簡易水道管理費ですが、財源組み替えであります。

3 項中富簡易水道管理費、1 目簡易水道管理費 302 万 1 千円の増額補正ですが、4 月の職員人事異動に伴うものでございます。

2 款水道事業費、1 項簡易水道総務費、1 目一般管理費については人件費等でございますので、省略とさせていただきます。

以上、身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明とさせていただきます。  
よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に請願第2号について、紹介議員であります近藤康次君より趣旨説明を求めます。  
近藤康次君。

○16番議員（近藤康次君）

では請願について、申し上げます。  
教育予算を拡充し、教育の機会均等および水準の維持向上を図るための請願書  
住所等については、省略いたします。

請願人

身延町PTA協議会	会長	深沢武人
身延町公立小中学校長会	代表	深沢良人
身延町公立小中学校教頭会	代表	保坂 至
山梨県教職員組合峡南支部中部班	班長	内田 浩
	紹介議員	日向英明
	”	近藤康次

身延町議会議長 穂坂英勝殿

以下、請願理由を申し上げます。

（請願事項）

請願趣旨

1．義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

1．きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

請願理由でございます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担金の国負担の割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税の削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは、困難となっています。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など、教育条件の自治体間格差が広がってきています。また「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と、文科省による「勤務実態調査」で改めて明らかになった、極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっています。さらに、就学援助受給者の増大に現われているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家庭の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

一方、学校現場ではいじめ・不登校などへの対応、きめ細かな学習指導の展開、生徒指導の充実、障害のある児童・生徒への支援、学校内外の安全対策、保護者・地域住民との連携などの推進が必要となっており、教職員定数増を中心とした教育予算の一層の拡充が求められてい

ます。しかし、OECD調査では、日本の教育予算はGDP費に占める教育費の割合や教職員数などで、OECD諸国の中でも低い水準にあると指摘されています。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。2009年度の予算措置では、1千人の教職員定数の改善に留まりました。また本年4月より、小中学校の新学習指導要領の移行措置が始まりました。授業時間数に加え、指導内容が質量ともに増えての先行実施となっています。学校現場で、新学習指導要領を円滑に実施するためには、教職員定数の改善や教材費の確保など、教育予算の拡充が不可欠です。

本県では「個性を生かし、未来を拓く、たくましく心豊かな人づくり」を県政の基本に据え、少人数教育の推進など、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。今後も本県の財政状況に左右されず、「やまなし教育」が一層、充実・発展することを切望いたします。

ぜひとも身延町議会として、右にある請願事項をご決議いただき、義務教育費国庫負担制度が堅持されるとともに、国による教育予算の拡充と教職員定数の改善が図られるよう、関係大臣に地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただくよう請願いたします。

提出先

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

次に発議第1号について、提出議員であります望月広喜君より趣旨説明を求めます。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

発議第1号

平成21年6月15日

身延町議会議長 穂坂英勝殿

提出者

身延町議会議員 望月広喜

賛成者

身延町議会議員 福与三郎

〃 望月 明

〃 芦澤健拓

〃 松木慶光

〃 石部典生

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および身延町議会会議規則第14条の2項の規定により、提出します。

## 提案理由

地震対策緊急整備事業計画の根拠である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について、特段の配慮をされるよう要望するため提出する。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書（案）

予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は、平成21年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、近年の地震災害に伴う教訓、社会環境の変化、地震防災対策強化地域の拡大および中央防災会議における東海地震対策大綱の決定などに伴い、公共施設の耐震化、各種防災資機材整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年6月15日

身延町議会議長 穂坂英勝

## 意見書の提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
内閣府特例担当大臣  
消防庁長官  
林野庁長官  
以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

議事の途中でありますので、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第7 提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第60号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

この介護保険条例改正の内容なんですけれども、金額の端数処理の間違いということで、この条例が出ています。こういう間違いというのは、私、あってはいけない問題ではないかなというふうに思っています。条例を出すときにはきちっと、それなりに検討して出すのが普通だし、ましてこれ、値上げの条例でしたよね。そういう意味では、チェック機能はどうなっていたのか。どうして、こういう間違いが起こったのかということで質問をしますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

議案第60号の裏にありますように、この改正する条例は、平成21年3月24日、21年第1回定例会に上程した議案の改正ということで、そのときの上程責任者というか、担当課の課長として説明をし、お詫びを申し上げたいと思います。

この条例作成時には、6月9日の議員全員協議会でも説明しましたが、本当に単純ミスでした。こういった冊子が全戸に配布してありますけれども、これの第4段階ですけど、この基準額の見方を年額と月額を間違えたというミスです。それと、この条例をつくった段階では、年額計算での端数処理をしましたが、その後、こういった冊子、県への提出、住民への通知等の際には月の基準額ということで、正式な金額で、すべてこの冊子についても3万9,960円ということで直ってあります。

本当に申し訳ありませんでしたけど、一番肝心な条例だけがミスをしてしまったということで、誠に申し訳ありません。次からは、このようなことがないように、チェックのほうをしっかりとりたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第61号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

それでは61号について、1件だけ質問させていただきます。

20年度の施設使用、ならびに管理運営状況等の説明をお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

お答えします。

20年度の利用状況ですが、7月、8月、合わせて249人の利用がございました。昨年までは、大体7月から9月くらいのキャンプで利用するというので、今までやっておりましたが、今年度からはもうちょっと期間を長めて、長い期間を皆さんにご利用していただくということで、今年は予定をして、ちょっと利用者もだいぶ増えてくると思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

チェックインの時間なんですけど、普通、キャンプというと朝から行く人が多いんじゃないかと思うんですけど、この手続きが午後1時からということで、その中に入ることは別に構わないんですか。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

その施設と、ちょっとまた相談をする中で、一応、決めはあるんですけど、やっぱりキャンプというと午前中から入る団体もありますので、なるべく利用する方に利用しやすいように検討したいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

今のことでですけど、テントサイトのことでですけどね、さっき区画を言って、ここに条件がありますけども、この場合、子どもが行った場合はどうなるか。それから、もう1つ。テントは貸し出しが受けられるのか。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

原則は、テントは持ち込みという形になります。そしてテントサイト、区間のご利用だけということで、先ほど説明をいたしましたけど、Aタイプ、Bタイプ、ちょっと広めのところもあるということで、その中でそこにテントを張ってもら、持ち込みをしてもらうということです。

○議長（穂坂英勝君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

では、テントの貸し出しはないということですね。そこへ例えば、実際は分からないですけども、5メートルの8メートルでは、かなり広いと思うんですけど、車か、あるいは単車で行って、そこに置いて、自分のテントを張っているという場合、その場合、駐車料はどうなるんですか。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

テントサイトの、先ほどのAタイプ、5メートル掛ける8メートルということで、ここには一応、駐車場1台分のスペースがあります。そして5メートル、5メートルのBタイプについては、駐車場というのがありませんので、下の駐車料金のほうでお払いしてもらおうということになっています。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第62号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

62号、一般会計補正予算について、4件ほどお願いいたします。

まず1点につきましてですが、14ページ、下部支所費の給料についてなんです、当初2,992万円、予算を計上されまして、今回888万1千円ということで、合計3,880万1千円になるわけなんです、一般職員の数は何人が対象になっているのか。1件。

次に2番目としまして、農業振興費の19負担金につきまして、4,198万円計上されているわけなんです、この事業は新しい事業のようですが、これは宮木農業振興組合とJAふじかわへの負担金ということで説明がありました。しかし事業の内容は、どのような事業をしているのか、その説明をお願いしたい。これが2件目でございます。

3点目でございますが、25ページ、社会教育総務費の28の繰出金でございますが、当初、青少年自然の里特別会計繰出金が985万7千円であったところの、今回の補正が514万4千円という大きな補正があるわけなんです、当初から3カ月しか経たないのに、大きな補正がなされたということ、その理由を説明願いたい。

次に、これは参考的な問題になりますが、30ページでございますが、給与費明細費の関連につきまして、ちょっとお伺いいたします。

今回、補正後の一般職員が193人とありますが、この一般職員の全体のラスパイレス指数はどのくらいになるのか、お答え願います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

4点の質問がございました。順次、担当から答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

14ページの、8項1目の下部支所費の給料の件ですね。この増額につきましては、今まで広聴広報というか、SCTの関係で総務課に配属をされていた職員が2人、下部支所に異動したことに伴う増額です。もとは、9人です。

○議長（穂坂英勝君）

2点目。

産業課、笠井リーダー。

○産業課リーダー（笠井喜孝君）

19ページになります。

農林水産業費の農業振興費の関係であります。まず1件目の宮木地区の宮木農業振興組合への事業の補助金につきましては、総事業費が23万9,700円。県費が半分です。それから残りの4分の1ずつを、町と、それから宮木の農業振興組合で負担をします。

事業の内容につきましては、先ほど財政課長のほうから説明がありましたが、大豆の手押し式の播種機、これを3台購入します。それからキャリー動噴ということで、その動噴機を1台、購入をいたします。その費用であります。

それから、もう1件。ふじかわ農業協同組合への補助につきましては、大豆保管庫、ならびに、その作業をする作業棟の建設費用の補助であります。総事業費は562万8千円。やはり、補助は県費が2分の1。残りが、町とふじかわ農業協同組合です。ただ、端数が出ますが、その端数は法人、ならびに会社等の組織につきましては、消費税は除くということで補助の基準の中に定められています。そのようなことから、ちょっと端数が出ますが、補助率は先ほど言ったようなとおりです。

内容につきましては、大豆を保管するのに倉庫ということと、あと大豆等の選別等につきまして、作業を行うスペースを半分と、そういう作業兼倉庫の建設の補助であります。

○議長（穂坂英勝君）

3点目。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

25ページの、28節の繰出金の関係です。青少年自然の里特別会計の繰出金ですけども、これは職員が1人でございますけども、前年度は主任クラス、今年度については主幹クラスの職員が配置されたためのものがございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

4点目。総務課長。

○総務課長（広島法明君）

ラスパイレス指数につきましては、申し訳ありませんけど、この場で明確な資料を持っていませんので、のちほど報告させていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

今の社会教育総務費の繰出金が職員1人ということなんですが、当初の繰出金が985万7千円ですよ。今回が514万4千円ということで、1,500万1千円という大きな繰出

金になっているわけなんです、ですから当初から3カ月しか経っていないので、どうして、このような大きな繰出金が出たのか、その理由をお願いしたい。職員1人だけの問題ではないと思います。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

当初、主任クラスということで、今度は主幹クラス、もう1点ですけど、自然の里の特別会計については、消費税を取るべきだという、鯉沢税務署の指摘がございまして、その消費税の部分についての過年度分の消費税を今回、計上させていただいております。

○議長（穂坂英勝君）

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

過年度の消費税を今回というけど、やはり補正予算、予算を出すにはどのくらいかという、金額が出てこようと思うんですよね。そして職員についても、どのくらいの金額のために、これだけのものが出てきたと、補正を出したということになろうと思うんですが、内容的には全然分らないです。ただ、大きな金が、繰出金がただ、514万4千円というだけですので、その点は、内容はどんなものでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ちょっと、暫時休憩をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

暫時休憩の理由は。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ちょっと、確認しますので。

○議長（穂坂英勝君）

では、確認した上で、あとから答弁してください。

ほかにございますか。

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

16ページと17ページにかけての児童福祉費のことで、ちょっとお伺いします。

16ページの11節の需用費44万4千円、修繕費ですね。それから、その次の17ページの町営の13節委託料7万9千円。まず、この需用費の44万4千円というのは、先ほども話が出ていますけども、5月、6月、まだ3月経っていないですけども、この44万4千円という修繕費がぱっと出てくるのは、ちょっと。そのへんのことを具体的にお伺いしたいのと、もう一つは、その下の委託料の7万9千円ですけど、害虫駆除委託とあります。害虫の駆除というのは、どのような内容なのか。あるいは、この11節と13節は関連がするのか、そのへんをご説明いただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども財政課長からお話がありましたが、この修繕費44万4千円につきましては、久那土保育所の水道管漏水のための修繕費であります。先ほどもおっしゃられましたけれども、まだ4月、5月、6月、3カ月でございます。この漏水が分かったのは4月ということで、今回の補正にもってきたわけでございます。

なお、漏水個所につきましては、調理室隣の中央トイレでございます。

次の質問であります委託料7万9千円ありますが、やはり同じく久那土保育所ですが、この害虫駆除といいますのは、ゴキブリということでございます。これが厨房内におけます配水管付近で大量にゴキブリが発見されたため、今後、夏にかかる中、園児の安全にかかる問題として、今回、委託料を計上をさせていただきます。年5回の薬剤による駆除でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月秀哉君。

○3番議員（望月秀哉君）

今の説明の中で、水道の漏水だと。それからゴキブリだと。これもやっぱり関連していると思うんですよ。普段はどういう管理というか、点検をしたんですかね。課長は、まだなってるもないから分からないかもしれないけど、やっぱり、こんなずさんなやり方をしていると、話にならないと思うんだけど、それは別に質問ではありません。そういうことで、ぜひひとつ、これから気をつけていていただきたいと、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

質問ではないですね。

（はい。の声）

ほかにございますか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

それでは18ページについて、2点ほど質問します。

まず1点目ですけど、予防費のうちの中の19節負担金補助及び交付金ですけど、そこに、先ほど説明を受けたわけですけど、飯富病院起債償還負担金、これは平たく言えば高いときに借りたお金を、今、先々のことを考えて返していくということの中で、利息分が526万円ということが、得をするという言い方はどうか分かりませんが、そんなような目的のために、そこに計上してあると思うんですけど、私の聞きたいのは償還金が、飯富の起債が、要するにどのくらいあるか。あるいはまた、こういうようなことの中で、償還分を、ある部分、何回も考えているか。それが第1点と、それからその下の簡易水道運営費、補助金、あるいはその負担金が207万2千円でしょうか、波高島と矢細工、こういうような小規模な簡易水道事業で運営している集落というんですか、その個所数がどのくらいになるか。また、そういうような運営状況が、その集落では当然、どういうふうな運営をするために、こういうふうな負担金が生じているのか。その2点について、答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

1点目について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

公的資金補償免除繰上償還にかかる部分でございますが、国で財政健全化措置の1つに基づきまして、6%以上のものについて、本来は起債、大蔵省の部分ですので、繰上償還ができない部分ですが、おとし、去年、今年、それぞれ該当して許可が得られた部分については、お返しができることになりました。そして町も平成19年に7%、去年の20年に6%以上の部分を国の許可を得て、お返しをしたところでございます。

今回、飯富病院では建物を建設する昭和55年、56年の起債、7%を超えた部分のみを国が許可してくれたということで、これについては今回限りと考えております。

当然、償還をすれば、町の利子分は得をするということになります。すべて返したいですが、これは国の財政措置ということですので、国で許可をいただければ返せられないものですので、今回限りでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

2点目、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

3項の簡易水道運営費、1目の簡易水道運営費で、19節の負担金補助及び交付金ですが、これは身延町小規模簡易水道事業補助金交付金規定に基づいて、補助金を交付しております。先ほど、財政課長のほうから説明がありましたけど、波高島の簡易水道組合に送水管の敷設替え工事が生じたために・・・小規模水道組合の個所数という、これにつきましては、のちほどご説明させていただくということで、よろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

調査していないということですか。

○水道課長（千頭和勝彦君）

ちょっと、手元に資料がありませんので、よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

日向君、よろしいでしょうか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

1点目のことについて、うちの財政課長が、いわゆる時限立法のようで、今年限りということであれば、次年度はないわけです。それでちょっと、財政課長が答弁できる範囲かどうかというのは分かりかねるんですけど、飯富病院の病院全体の起債がもし分かれば、答弁していただきたいのと、それから今、水道課長が言われたとおり、そのへんは小規模簡易水道の補助金対象集落、あるいは個所数が分からないとか、当然、議会に臨む以上、そのようなことは、ここに載っているわけですから、議員から、あらかじめ質問があるではないかというような準備はされておくべきだと、私は思います。

以上、その2点について、答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

起債の残額でございますけども、現在、起債を借り入れた部分が1億132万円。今回、繰上償還をした以外で残っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

2点目、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

大変、資料不足ということで失礼いたしました。今後、気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

12ページ、財産管理費の工事請負費、町有地造成工事の件ですけども、波高島の保育所跡地を造成したということですけども、これは何平方メートルあって、この利用者はもう決まっているのか。あるいは今、募集中なのか、この点について、お伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

お答えいたします。

この造成に関しましては、中部横断自動車道にかかるものです。現在45%、用地は取得してございます。これに伴いまして、どうしても身延町内で7軒の方が、住宅がかかるということで、移転を余儀なくされております。特に波高島地内では、3軒の方が移転というふうになっています。1人の方は、お決まりになりました。あと、2人の方の屋敷を探しているわけですけども、この宅地造成につきましては、この2人の方がどうしても、うちの町有地、ちょうど、その近くに住んでおられますから、波高島の保育園が空いているではないかということで、相談を受けました。庁舎内で関係課とも相談をさせていただきまして、いいだろうと。普通財産ですからということで、今現在、898平方メートルございます。そこに2つの区画を造成します。なお、そこにも入れるような進入路も付けて、処理をしていきたいというふうを考えております。

なお、先ほども財政課長が申し上げましたように、適正な価格で売却をして、歳入のほうに入れたいと思っております。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の件は分かりました。

同じページの企画費のコミュニティ事業助成金360万円で、橘町区と市之瀬区に関して、先ほど財政課長からご説明があったようですけど、ちょっと聞き取れなかったものですから、もう一度、ここで説明していただけますか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

企画費のコミュニティ事業の助成金でございますが、財政課長のほうから詳細の中でおっしゃいましたが、もう少し細かく、話をさせていただきます。

まず、コミュニティの助成事業の橘町区につきましては、お神楽の用具ということで、獅子頭と桶胴太鼓、それから和太鼓、当たり鉦、神楽鈴というふうなものを購入したいというふうな要望があがりました。

それから市之瀬区につきましては、祭りの衣装および用具等ございまして、半てん、腹掛け、股引き、帯、足袋、これを大人が50、子どもが30ということで、それプラス長太鼓というものが1つということで、合わせて140万円ということで、今回、計画されております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

用途は分かりましたけども、これは補助金ということですが、補助金を与えるという、そのための根拠というか、理由についてお聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

これにつきましては、財産法人 自治総合センターのほうで実施要綱がつけられておりまして、その中の該当する事業というふうな中にあります。一般コミュニティ助成事業というのがありまして、その一般コミュニティの助成事業というものの対象になっているというものでございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、こちらで決めたわけではなくて、その一般コミュニティなんとか、助成事業のほうで、あらかじめ、こういうものを集めておいて、財団法人のほうで決めたということですか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

地元のほうから、私どものほうに助成事業みたいなものがないでしょうかということで、問い合わせがまいります。その問い合わせに基づきまして、申請をさせていただいて、その申請書を自治総合センターのほうと打ち合わせをしながら、そちらのほうにあげていくと。今回、決定になりましたので、今回、町の補助金に載せさせていただいたというふうな状況でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第62号について、2点、質問させていただきます。

まず1点目としては、今、コミュニティの話があったわけでありまして、これは100%、投資なんですよ。例えば、町では一銭もいらぬわけですね。そういう事業なもので、コミュニティ事業というものを町民に知らしめることが必要だと思うんです。こういう事業がありますよ、例えば町のお神輿をつくるには、こういう事業がありますよということがありまして、いくらまでは県から金がきますよという部分の中で、町民に知らしめていただければ幸いなということが1点です。これは希望です。

2点目として、予防費の中で35万4千円、18ページですけども、マスクと体温計、新型インフルエンザに備えたということでありまして、改めて、その説明を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

消耗品費の35万4千円の内訳ですけども、マスクを5千枚、それから体温計を20個、それから速乾性の消毒剤を500ミリリットル入りなんですけども、これを100個購入する予定であります。

○議長（穂坂英勝君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

そこで、今、新型インフルエンザの問題が大きな問題になっているわけでありまして、当町として、町にインフルエンザがきたときに、どのような対応で、どう対応していくのか、説明を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

町長の報告にもありましたけど、町でも新型インフルエンザ対策本部をつくりまして、町長を本部長、副本部長を教育長、総務課長、福祉保健課長ということで、厚生労働省、県の指導のもとに必要以上恐れないで、正しく恐れて、それなりの対応ということで、ここ県内でも発症者が出ていますけど、順次、実行計画を今、詰めている段階です。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

1点だけ。飯富病院との関係は、どうなるんですか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

飯富病院は、まずマスコミ等でご存じだと思いますけど、新型インフルエンザではないかという人は発熱センター、ここでは峡南保健所ですけど、そこに電話をして、話によっては協力

病院ということで飯富病院のほうに連絡しまして、ご存じのように一般患者とは離れたような状態に対応ということで、協力病院には指定をされております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

20ページの林業土木費、林道栃代釜額線の崩落土の除去工事ということで出ているわけですが、たしか、この林道は県の方針で、途中で開通前に中止になってしまったという経過がありますが、どこが崩落して、今後どんなふうに、見通しがあるのかどうか。その点をお尋ねします。

○議長（穂坂英勝君）

産業課、笠井リーダー。

○産業課リーダー（笠井喜孝君）

大変、申し訳ありませんが、詳細については担当が違います。分かる部分だけをお答えさせていただきます。

まず、今回の工事請負費の400万円の計上ではありますが、今、言われた栃代釜額線崩落土除去、これは早急に崩落土を除去するということで、崩落の延長が30メートル、ボリューム数で1千立方メートルほどの土砂を運び出すということで、仮通行ができるような方策をとると。それから、もう1路線、三石山線ですが、こちらのほうが崩落延長が40メートルの、ボリューム数が1,500立方メートルという崩落土です。この2つの工事の工事請負ということで、400万円を計上させていただきました。

あとご質問の林道の今後につきましては、大変、申し訳ありませんが、私、担当外ということで、資料も今、持ち合わせていませんので、あとで調べさせていただきます、お答えをします。

○議長（穂坂英勝君）

石部君、よろしいですか。

（はい。の声）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

23ページから24ページまでにありますけども、県の委託事業で3事業、ここに掲載されているようですけども、これの内容をもうちょっと細かくというか、詳しく教えていただけますか。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

それでは、23ページの小学校費の下部小学校管理費について、ご説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、現在、各学校におきまして、学校教育法に基づく学校評価、こういった事業を実施しているわけでございます。これにつきましては昨年度、法律改正がございまして、まだ始まって1年経過したという状況の中で、なかなか、その定着が図れていないという

ふうな部分がございます。学校評価というのは、教師が学校運営、あるいは学校経営について自己評価をしまして、それを学校経営、学校運営の向上に結び付けていこうという考え方の中で実施しているものでございます。

自己評価の方法といたしましては、学校運営の基本的な目標であるとか、そういった部分を具体的に立てまして、それがその年度で、どの程度、達成できたのかという部分を評価します。その過程におきまして、児童からのアンケート、あるいは保護者からのアンケート等をとるわけでございますけども、それらをふまえて、教師自身がどの程度、そうした学校、立てた目標ですね、そういったものを実現できたのか、そこを評価していくということでございます。

この評価結果について、保護者に情報開示をいたしまして、保護者の中におきましても、学校経営の実態とか運営の実態、これらを把握する中で、いろんな意見をいただいて、それを学校経営の改善に向けて取り組んでいくというような考え方でございます。

先ほど申し上げましたように、まだ始めたばかりで、なかなか具体的な手法が確立されていないというようなところもございまして、これについて研究課題として、国の委託事業の中で、下部小学校につきましては、この事業に取り組んでいただきたいということで、そうした課題が与えられた事業を実施していくということでございます。

それから次の24ページの原小学校教育振興費でございまして、これにつきましては、自然の中での長期宿泊体験事業ということでございます。これにつきましては、農山漁村に宿泊して、普段の生活とは異なる環境、あるいは人間関係の中に身を置きまして、さまざまな実体験を行うと。こういった中で、児童の成長を図っていこうと、こういった考え方でございます。これにつきましては期待される教育的な効果といたしましては、学ぶ意欲であるとか自立心、これが育まれる。あるいは食の大切さを学べる、あるいは心豊かな人間性、社会性などが育まれると、そういった部分の効果が期待されるわけでございます。具体的には、海と山へ宿泊を伴って出かけていきまして、そういった体験を積んでいただく。静岡と長野、それぞれ出かけるという予定にしております。

それから身延小学校教育振興費の関係でございまして、やってみよう外国語活動推進事業ということでございます。語学につきましては、やはり小学生のうちから、こういった環境に慣れさせると。よく語学につきましては、習うより慣れろというような言葉も聞くわけでございますけども、やはり、こういう児童、小学生段階からネイティブな語学、これに触れていただきまして、外国語に慣れ親しませることによって、言語や文化について体験的に理解を深める、そういった必要があるだろうということでございます。コミュニケーション能力の下地を養うと、こういったことを目的といたしまして、国から県を通じて町が委託を受けて実施する事業ということでございます。

雑駁でございますけども、説明させていただきました。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、下部小学校の学校評価、情報充実改善等の実践研究事業ということで、これはなんか、私の子どもが下部中学校に行っているときに、こんなふうなことがあったような気がするんですけど、これは下部小学校だけではなくて、全校で本来はやるべきところを、モデル的に下部小学校がやると、そういうことでよろしいですか。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今現在、すべての学校で、この事業には取り組みをしております。さらに研究を深めて、より効果的な事業を図るために研究を進め、その研究成果を各校に広げていきたいというような部分がございます。これは現在、14校すべてでやっております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

その次の自然の中での長期宿泊体験事業は、これは何年生で何名くらいが参加することになっているのかということと、身延小学校の外国語活動推進事業に関しては、今、ALTがいて、英語教育については実践しているのではないかと思うんですけど、それとはまた違うんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

まず原小学校でございますけれども、4年生、5年生、6年生、34人が予定してございます。身延小学校につきましては、またALTとは別の形の中で、この事業は実施するというところで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

川口福三君。

○19番議員（川口福三君）

先ほど、新型インフルエンザについて、今後の対応については伺ったんですが、今現在、言ってみれば予防策ですね、先日、南部町の役場へちょっと用事がありまして行きました。たまたま、お茶の品評会をやっているということで、そこをちょっと見学かたがた、寄らせていただいたんですが、入り口にすでに、入館者は手を消毒してくださいというような形で、これも1つの予防策だなと思って入ったんですが、町として今の時点、そうした予防策を考えておられるかどうか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

町民の皆さまには、このインフルエンザが発生したあとに、全世帯にチラシを作りまして配布をいたしました。それにつきましては外出からの帰宅時のうがい、それから手洗い、それからマスクの着用であります。そして役場、本庁舎をはじめ、各公共施設のほうには手洗いの仕方等につきまして、チラシを作ってありまして、洗面台の前にそれぞれ励行するようにお願いをしてあります。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

川口君。

○19番議員（川口福三君）

今の説明ですと、手洗いのところに、いわゆる、こうなさいというような指示はされているようですが、南部町の場合、もう入っていったら、そこに机がありまして、机の上にご来場者の皆さんは、ここで手を消毒してくださいという、一応、スプレーというか、容器がありました。

ですから、予防策も、これは行政として必要なことではなかろうかと。発生してからの対策ももちろんですが、やはり最初に予防策を講じて、その上、発生したのちにおいては、先ほど報告がありましたような体制のもとに、なお一層の町民に対する予防策を講ずるという、2段階の行政施策をぜひお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

そのような方向で、すぐに検討してまいりたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

委員会付託がありませんものですから、先ほどの芦澤君の質問の中の関連で、ちょっと聞きたいと思います。

原小学校の教育振興費で、自然の中での長期宿泊体験事業、私の記憶の中では、今年初めての事業のように記憶していますが、それぞれどんな、先ほどの目的は若干、聞いたわけですが、さらに次年度、あるいはほかの学校でも、このような事業がされるようなお考えがあるかどうか、そのへんのところの答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

こういった事業の必要性は、十分あると認識しております。ただ、今回の事業につきましては、国の全額委託事業ということで、実施するものでございます。財政的な面もございまして、その件につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第63号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほど、町民課長からご説明をいただいたんですけども、6ページ、高額医療費共同事業負

担金、それから保険財政共同安定化事業交付金というふうな名前があるんですが、この内容について、ご説明いただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

お答えいたします。

高額医療費共同事業交付金については、高額医療に対する補助金に関係になります。それに対して、補助金が入ってくるという形になります。保険財政共同安定化事業というのは、減額等されています人たちの補助金といいますが、支出の部分になっていると思います。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の説明では、ちょっとよく分かりません。高額医療費共同事業というのは、どこ共同事業をしているのでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

ここの部分については、県の国民健康保険連合会、国保連のほうからの数値で出ております。1年間の実績に基づいて、国保連から算出されてくる数値になります。山梨県の国保連合会です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君、よろしいですね。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結します。

議案第64号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第65号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第66号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第67号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第68号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第69号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第70号について、質疑を行います。  
松木君。

○15番議員(松木慶光君)

誠に申し訳ございません。私、勉強不足で、こんなことを言って生涯学習課長に怒られると思いますが、ここではっきり分かりました。先の514万4千円の補正につきましては、内訳がここで分かりましたので、先ほどの答弁についてはいいと思います。

○議長(穂坂英勝君)

ほかにございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。  
議案第71号について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

松木君。

○15番議員(松木慶光君)

議案第71号関係の資料の中で、下部下水道工事20-1工区工事請負契約の一部変更についてなんですが、これは私、今、ここで言うこともないわけなんですが、請求書を作成するにあたっては測量調査を行い、現場を精査した上で、事業費を出して請け負いに付するということになっていると思いますが、今回の変更の減額が約1割近くあるわけなんですが、これも全部、測試から何から全部委託してやったと思うんですね。中で試掘のところ、埋設物が多く、施工は困難であると判断したためとしているということの中で、これだけの変更が出たということなんですが、どうも、当初の設計作成、はっきり言って測量、または調査の精査がどうもずさんであったかなと思われるわけなんですが、その経過がどんなであったか。当初、これが分からなかったというのは、それほど精査もしなかったのではないかなと。設計書の作成にあたって。そのへんをご説明願いたい。

○議長(穂坂英勝君)

環境下水道課長。

○環境下水道課長(赤池和希君)

それでは、お答えをいたします。

今回の変更契約につきましては、金額も大きいわけでございますけども、当初計画の中では予期していなかったものでございまして、もっと精密に委託をするものの中で、細かく試掘等

をしながら実施をすればいいわけですけども、今回はそのような状況の中で、どうしてもこういう状況になってしまったと。そういうことで、温泉街の枝の通りといいますか、本線から外れたところで、本当に試掘をした結果の本数が何本も出てきたということで、もちろん水道もあるし、NTTもあるし、東電もあるわけですけども、温泉の管というものも入っておるということで、とても下水が入る余地はないということで、やむを得ずということで、変更契約をせざるを得ないという。その対応につきましては、減額だけではなくて、21年度計画をしております善隣橋から上のほうの事業を前倒しにして実施をし、あと残りにつきましては、管の埋設してある管の整理・整頓、関係各機関、団体、町民のご協力をいただく中で整理をする必要があるということで、今回、やむを得ず減額の補正になりましたので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

それはよく分かるんですがね、町長もこういうことは専門で、特によく知っていると思うんですが、現在は測量、設計書をつくるには本当に精査した中で、その前にテスト等も委託をするわけですから、当然、分かっているなければおかしいわけなんです。今後とも、こういうことのないように、ひとつ綿密な設計、適正な設計をするよう、ひとつ要望して終わります。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第72号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第73号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

数字を見てびっくりしたんですけど、増額が1,447万円、約1,500万円なんですよね。もちろん、今も松木議員から質問があったように、当然、いろんなことを精査した上で、こういう工事を発注すると思うんですが、ここに書いてある理由が身延山久遠寺の遊歩道新設工事および斜行エレベーター設置工事と工期等が重複したことにより、作業を夜間に変更した。その前に下水道管の埋設位置を変更したというふうにあるんですけども、これもちょっと、お粗末ではないかなと思うんですが、そのへんについて、ご説明をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

お答えをいたします。

質問の件につきましては、当初、身延山という大きい、観光客が出入りをする地域でありま

して、特に大型バスの通行止めは、やはり地域の声、あるいは団体等の要望の中で、大型バスを通行せずに、埋設をとということで計画をし、場所につきましては、三門から、この左の西谷の上りの急な上り、駐車場の手前になるんですけども、その間、大変、狭い状況ですけども、すでに水道管が埋設されております。水道管の脇を下水で埋設しようということで計画をし、大型バスも片側通行で通行できると、そういうふうな判断の中で、実施をしてきたところでありますけども、いかんせん大型バスが大変、時期で出入りが多いということと同時に、幅員があまりなくて、横転の危険が出てきたということで、もし、そんな現場で横転でもされると困るということで、やむなく水道管の埋設をしてあるところまで下水が避けまして、大型バスの車道の確保をしたということで、水道管を掘り上げて下水を入れている。それからまた、水道管を入れたというふうな、ちょっと当初よりだいぶ計画が変わってしまったということで、大きい金額になっているわけです。

もう1カ所は、駐車場から上りまして、久遠寺のほうに上る坂でございますけども、これもやはり久遠寺からの強い要望がありまして、ロープウェイに行く道が、当初計画はいったん下がって、ロープウェイに上るというふうな状況なんですよ。そこを、久遠寺のほうから要望がありまして、真横に、ロープウェイのほうに乗れるような遊歩道を造りたいと、そういうふうな中で、水道工事等と一緒にってしまったということで、全体的に谷のほうに寄りまして、遊歩道につきましては久遠寺のほうで新設をし、道のほうも、すべて移動のほうは久遠寺のほうでしたわけですけども、工事が重なってしまったということで、久遠寺の遊歩道の新設につきましては昼間、結局、町の下水道工事が夜になったということで、大変、それも予期していない、急な工事が久遠寺のほうから入ってきたということで、やむなく夜間工事になってしまったということで、そんな状況で、大変、増額な変更契約になっているわけですけども、ご理解をいただきまして、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

よろしいですね。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第2号、発議第1号につきましては、議員提出案件でありますので、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第2号、発議第1号につきましては、質疑・討論は省略いたします。

日程第8 提出議案に対する討論を行います。

議案第60号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第61号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第62号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第63号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第64号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第65号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第66号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第67号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第68号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第69号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。  
議案第70号について、討論を行います。  
討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第71号について、討論を行います。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第72号について、討論を行います。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第73号について、討論を行います。

討論はございませんか。

( な し )

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

提出議案につきましては委員会付託を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、提出議案につきましては委員会付託を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

日程第9 提出議案に対する採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第60号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第61号 身延町キャンプ場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第62号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第63号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第64号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第65号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第66号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第67号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第68号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第69号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第70号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第71号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第71号 下部下水道工事20-1工区工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第72号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第72号 下部下水道工事20-4工区(真空ステーション機械・電気設備工事)工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第73号 身延下水道工事20-2工区工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

請願第2号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、請願第2号 教育予算を拡大し、教育の機会均等および水準の維持向上を図るための請願については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出については、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互の礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

平成 2 1 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 6 日

平成21年第2回身延町議会定例会(2日目)

平成21年6月16日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	伊藤文雄	12番	渡辺文子
13番	奥村征夫	14番	中野恒彦
15番	松木慶光	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	川口福三	20番	穂坂英勝

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	小松文雄
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一
産業課リーダー		笠井喜孝	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互の礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

開会の前に、昨日、松木慶光君、ならびに日向英明君の質問に答弁がないものが2件ございました。

ここで、本町のラスパイレス指数について、総務課長から答弁をいたします。

○総務課長（広島法明君）

平成20年の身延町のラスパイレス指数は、92.9です。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

次に小規模簡易水道の個所数について、水道課長より答弁させます。

○水道課長（千頭和勝彦君）

昨日、日向議員からの質問事項について、お答えいたします。

まず質問内容ですが、小規模水道等の数と今後の小規模水道の対応についてでありましたが、まず小規模水道の数は下部地区において町営が4カ所、組合管理が10カ所、中富地区では組合管理が14カ所、身延地区では組合管理が13カ所で、町全体ですと町営が4カ所、組合管理が37カ所で、合計41カ所であります。

また今後の対応であります。まず身延地区の小田船原集落の平小規模水道組合については、本年度、身延中央簡易水道に統合し、町営化に向けての工事を着手いたします。

また、身延地区の清子集落の小規模水道組合については、相又簡易水道への統合に向けて、本年度、区域拡張の変更認可を国へ申請し、承認されますと22年度に詳細設計を行い、23年度工事着手の計画をしております。

また本年度、下部、波高島、中富東部、中富南部、簡易水道事業の統合認可を国へ申請する計画でありまして、承認されますと、中富地区の遅沢集落の三ツ石小規模水道組合、ならびに伊沼集落の小規模水道組合は22年度詳細設計を行い、23年度より町営化に向けて工事着手する計画であります。

また、下部地区の湯之奥小規模水道組合と雨河内小規模水道組合については、すでに国の統合認可済みにより、平成27年度までに町営化を図る予定であります。

残りました小規模水道組合につきましては、今後、町の財政状況、ならびに環境の変化を鑑みながら事業統合等で検討し、当分の間、小規模簡易水道事業補助金で支援していく計画であります。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

以上で、終わります。

本日は、大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。  
本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は4人であります。

まず通告の1番目は、石部典生君です。

石部典生君、登壇してください。

石部君。

○18番議員（石部典生君）

通告に従い、質問を行います。

まず、希望を感じることができる施策ということで、お尋ねいたします。

過疎、不況、限界集落というマイナス傾向の言葉が、日常会話の中で多く語られる昨今だけに、希望を感じることができる施策を実施してほしいという、期待を込めて質問を行います。

まず第1、町民提案事業について、お尋ねいたします。

本年度も町民から多くの提案があったと思いますが、現在どのような状況で、この事業が進んでいるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、石部議員から本年度の町民提案事業について、ご質問がございました。現況については、どうかということでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

議員もご案内のとおり、町民提案事業につきましては、町民の自主・自立の促進や町民主体のまちづくりの推進を図るため、個人町民税の1%、上限580万円でございますけれども、これを予算として町民が夢と希望を直接的に提案し、町に提案できる制度でございます。

平成18年度から実施をしております、平成21年度、今年が4回目でございます。今年につきましては、20年の12月1日から26日まで募集を行い、34件の募集がありました。それをすでに実施している事業等と課題を庁内各課に照会をして、3月23日の検討委員会において11件に絞り込みをしました。4月14日の検討委員会において、5件まで絞り込みをしていただきまして、その5件の提案が5月15日、竹下委員長から町に対し、提言がされたところでございます。

内容を申し上げますと、1番が身延いいとみご利益さんめぐり。2番が大好きみのぶ 身延町お神輿大会。3番が、菜の花油田みのぶパート2。4番が町内施設をイルミネーション。5番が桜のまち身延 観光のまち身延を桜ともみじの明るい町にしよう。この5件の提案を受け、関係各課と協議を進めている段階でございます。

今年度、実施する提案は9月の議会に予算を要求してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

ただいま、答弁を町長からいただいたわけですが、5件に絞り込みがされたということですが、非常にユニークなものがあるようでございます。そこで詳細、1つお尋ねしたいんですが、これは担当課長にお尋ねしたほうがよろしいかと思うんですが、お神輿というのが出たわけですが、そのへんの詳細説明をしていただけますか。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

5件の提案のうちで、今、町長のほうから2番目に大好きみのぶ、身延町お神輿大会というものの提案ということでございまして、そのお神輿の関係についての内容をということでございますので、その関係につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

提案していただいた内容につきまして、その事業でございまして、大好きみのぶというものと身延町お神輿大会、2つの提案がありまして、それを1つにまとめさせていただきました。まず、それが前提です。

大好きみのぶというのは、クラフトパークを会場にして、全町民参加のお祭りを行っていただいたらどうかということの提案でございます。それから身延町お神輿大会につきましては、身延町には多数の集落が点在しているということの中にありまして、神社とか道祖神がたくさんあると。昔から伝統の祭りが続いていると。そんなふうな中でありますが、少子高齢化や過疎化によって、各地のお祭りやお神輿も、その姿が消えつつあるのではないかなということの中で、また、さらに自分自身の地域のお神輿は知っていても、ほかの地域は知らないということが常ではないかということの中で、町民の融和と歴史民俗を享受するための目的として、第1回お神輿大会を実施してほしいというふうな内容でございました。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

今、課長から説明を受けたわけでありまして、新身延町になって約5年が経過いたします。多くの町民等が参加できるような事業が、合併してよかったという町民感情として芽生えてくるのではないかと思います。集落の神社の神輿というのが、今の過疎化・少子化という中で、非常に出したくても出せないというのが、現実の姿ではないかと思います。

よく、こんなことを耳にします。神輿を本当は出したいんだけど、今の状況では出すこともできないと。ときには、車で移動ということもあるようでございます。また若いころ、祭りで担いだ神輿はよかったという話も、しばしば年配の方から聞くことがあります。

このような事業が実行されるのであれば、町外に出ている人たちにも呼びかけることによって、ふるさと回帰という風潮も生まれてくるような期待もされるわけですが、ぜひ、こういうことの実現に向かって、当局のなお一層のご苦勞と努力をお願いしたいわけですが、もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

石部議員がおっしゃるとおりかなと思います。平成16年9月13日に合併後、交流をする

機会、そういったものが実施をされておらず、ぜひ、そういう部分を実施するようにという声が、町民の皆さんから多く聞かれております。これらにつきましても、お神輿大会だけでなく、どういう方向が良いか等々を検討する中で考えていきたい、こういうように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

当局も前に向かって進んでくれるということですから、この件はここで終わります。

2番目の、観光資源を生かしての流動人口増ということで、お尋ねいたします。

まず第1番目の文化財等を観光資源として位置づけ、捉えているかということでもあります。

町内には数多くの文化財等があって、これらを守り保護・保存、継承してきた先人たちの英知と感性の豊かさ、そして苦勞が今の本町経済の礎となっているといっても過言ではないものと思います。行政当局も、このような有形無形の財産をまちづくりの柱として活用していることとは思いますが、観光資源としてどのように位置づけ捉えているか、まずお尋ねいたします。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

お答えいたします。

石部議員のおっしゃるとおり、旧3町から引き継がれた指定文化財の件数は、県下でも2番目、約230件となります。本町における文化財は最有力の観光資源として、私ども考えております。また、これらの所在も拡大した町域の各所に点在しております。文化財は、基本的には保護を第一として考えていかなければなりませんので、この文化財を観光資源として生かすにあたっては、所有者、いわゆる管理者の意向を十分に配慮しなければなりません。教育委員会としましても、所有者と十分協議しながら、地域の文化財は地域住民で守るという、意識の向上を図りまして、本町の文化財をまちづくり、観光資源に積極的に生かしていけるよう、進めております。また、今後においても、その方向性を十分持ちながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

担当課としても、これらについては、非常に前向きに考えているという答弁ではありますが、流動人口の増を考え、施策を講ずるときに、文化財等が持つ価値観は重要な要素を占めております。本議会でも、同僚議員が下部温泉郷に位置する熊野神社の保護・保存の対策を講じて、観光資源として生かすべきとの質疑がなされたこともあります。私自身、地元氏子の一人として、戦国時代の安土・桃山様式を今に伝え、峡南地方では他に類を見ないといわれている、下部温泉郷の歴史を語るシンボリック的意義のある建造物に早く対策を講じ、保護・保存できれば観光資源としても、今以上に生かすことができるのではないかと常々考えております。

町としましても、この尊い文化財を保護・保存という意味からも、どのように捉え考えているか、お尋ねいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

具体的に熊野神社本殿を含めてのお話でございますが、熊野神社に限らず、町内の文化財はその土地の歴史や風土、人々の生活の中から生まれ、今日まで大事に守り、育まれてきたものでございます。文化財はわが町の、みのぶが身延であることのたしかな証しでもございます。郷土の魅力を語る上で、なくてはならないと同時に、地域に勇気と元気を与えてくれる重要な資源でもあると思います。今後も人と町が世代を超えて豊かに生きていくために、歴史ある町の生活・文化を町の人たちみずから守り、また観光資源を生かせるような、地域住民とともに一層、推進をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

先ほどの答弁でもありましたけども、これはやっぱり、保護・保存は当局だけではできない問題があることは、私も承知しています。所有者であります熊野神社の場合は、下部区がその体制ができれば、それは難しいという問題もよく承知しております。一番の問題は、やっぱり保護・保存、修理には多額の費用を要するということでもあります。そんなことから、下部区としましても修理基金を創設し、第一歩を踏み出しております。今の形から、これに手が加えられ、修理・保存が図られるならば、今以上の文化財として国・県の財産ともなり得る可能性も秘めています。ぜひとも、町の積極的なご支援・ご協力をお願いしたいものであります。もう一度、そのへんを確認しまして、答弁をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどお答えしたとおり、観光資源と生かせるように、地域の皆さんとともに推進をしていきたいと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

今後、地域と当局との連携を密にする中で、一日も早く、この修理、保存・保護が図れることを期待しまして、次に移ります。

下部奥の湯源泉の増量を期待しておりますが、県の指導で現在、規制をされております。県企業局も温泉事業を行っているので、町はどのように実態を把握しているかということをお尋ねいたします。

町当局の英断と議会の理解の中で、新たに下部温泉郷に素晴らしい源泉が確保され、奥の湯源泉と命名され、早や3年が経過いたしました。関係者誰しもが大きな期待を持ったわけですが、現在の県の指導で、最大湧出量の半分以下しか利用できないという現実があります。県の企業局も温泉事業を行っているわけですが、町当局は県企業局がどのように源泉を確保し、各事業者に分湯しているのか。その実態をどのように把握しているか、まずお尋ねいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

下部奥の湯温泉の揚湯量についてでございますが、ご案内のとおり、県の利用許可の中で、毎分200リットルとされておるところでございます。これにつきましては、県が温泉利用許可申請を受けて、環境保全審議会温泉部会の審議の中で許可するものでございまして、現在は指導基準200リットルということございまして、200リットルの許可を受けているところでございます。

なお、企業局の温泉事業につきましては、許可申請等が異なりますし、県の温泉事業でございますので、今のところ把握には至っておりません。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

この県の指導の中で、毎分200リットルというのは、これはあくまでも指導基準ということで、私は、これは甲府盆地周辺、あの一帯を規制するためのものではないかと考えているわけでありまして。県下一律に同じ指導基準ではなくて、その地域地域の1つの地形、事情を考える中で、やっぱり県も、そういう指導というものは必要ではないかと考えるわけですが、では、下部温泉郷の現状打開のためにも、増量が図れる対応を望むということでお尋ねいたします。

微量の増量が可能になれば、低迷する下部温泉郷の現状打開には、大きな活力となってくるものと思います。ボイラー使用時間が減となれば、経済的な節減はもとより、現在、世界的課題となっておりますCO<sub>2</sub>削減にも、大きく協力できるものと思います。

山梨県は、CO<sub>2</sub>削減目標を国より高く設定しております。このことは、報道等でも全国的に知られております。規制の裏には資源の枯渇を防ぐという面もあると思いますが、今、下部温泉が抱えている、いくつかの問題解決にも、この増量が図れば大きな前進が生じてくるものと確信するものであります。微量増量に向かって、行政当局の積極果敢な対応を期待し、お願いするものであります。答弁をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃるように、増量すれば、すべて解決するかどうかということは別問題として、量が多くなることが下部の皆さんの活性化につながると、こういう考えがあるようでございますけども、先ほども申し上げましたとおり、審議会の基準等もございまして、そこで決められたことでございますので、ただいまの意見は十分に尊重しながら、今後も県と協議を積極的にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

積極的な対応を図っていただけるという答弁でありますので、ぜひとも、その方向で進んでいただきたいと思います。

それから、分湯槽の手前から給湯してほしいとの声もあります。現在の構造からして、無理からぬ声だと思えます。どのようにすれば、これが可能なのか、お尋ねいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

分湯槽の手前から、どのようにすればいいかという部分でございますけども、私も専門家ではございませんので答弁はできませんけども、意見をふまえて勉強をさせていただきたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

私になぜ、このようなことをお尋ねするかといいますと、やっぱり、構造的に非常に厳しいものがあります。一度、下へ下げたものをまた上へ戻すというような無理もあります。そういうことも十分、考慮していただきまして、今後、その対応を図っていただきたいと思えます。

次に下部温泉郷周辺に足湯の設置ということで、お尋ねいたします。

全国各地の温泉郷では、足湯の設置はあって当然というのが現在の姿ではないでしょうか。新泉源湧出の下部温泉郷ホテル公園内に新泉源を使用しての足湯は、町民はもとより町外の人たちにも利用され、豊かな新泉源の効能が歴史ある温泉にも付加価値となって、宣伝効果としては大きな要素を示していましたが、事情があって、しばらく休止の状態でありました。

しかし、区民等の再開を求める声に町長がご配慮くださりまして、5月の連休から再開することができました。足湯には人気と期待という、声なき声が多くあります。このようなとき、下部温泉郷の玄関口である周辺に足湯の設置が図られるのであれば、下部温泉郷の宣伝広告塔として、大きな役割を果たしてくれるものと思えます。また、多くの町民に温泉という恵みを供用していただくことも可能ではないでしょうか。

もし、設置可能となったならば、現在の熊野神社境内分湯槽からは距離が遠いために、本管での給湯は不可欠なものかと思えます。私の経験からも5リットルよりか10リットル、10リットルよりか20リットルと、湯量を多く流すことによって、泉温の温度低下は最小限に抑えることができます。今、抱えている問題解決等も含めて、下部温泉郷駅周辺への足湯の設置をお願いしたいが、答弁をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま議員から、足湯を下部の入り口のほうへ造ったらどうかという質問だと思います。これについて、お答えをさせていただきますが、議員がおっしゃったとおり、ホテル公園のほうへ足湯を設置いたしました。しかし、ちょっと場所的に奥ですから、利用する人たちが、もちろん5月の連休等々、私も見させていただきましたが、比較的多いような気がしますが、もっと入り口にあればいいのかなというのが、私の実感でございます。そして町民の皆さんに、せっかくの町の財産を利用させていただくには、やっぱり足湯も必要なのかな、こういうふうにも考えているところでございます。

さて、そこで足湯の設置場所についてでございますが、町の土地、あるいは町が管理してい

る土地等々を考え、さらには観光客、あるいは、先ほど言いましたが、町民の皆さんの利便性も考慮しますと、やっぱり、湯之奥金山博物館周辺への設置はどうだろうかというようなことで検討をしてみたい、こういうように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

町長の答弁を伺いますと、非常に前向きにそのへんのことも考えていただいているということとであります。先ほど、私も質問にふれましたけど、やっぱり温泉の温度を保つためには5リットルよりか10リットル、10リットルよりか20リットル、20リットルよりか30リットルと、そういう1つの枠の中で、この問題にあたっていただきたいと思うわけですが、もう一度、そのへんの答弁をお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの、多くの湯量を流してくるよということですが、これは保温から考えれば当然だろうと思うんですけども、少なくとも200リットルというような、決められた量の中で検討をしてみることをご理解いただきたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

最後の要望ということで、もう一度、申し上げます。

分湯槽からの距離等によって、非常に各戸の利用にも問題があります。そういう面からも、私が今、質問しているのは、そういう問題も解決が図れる、そういう意味を込めての質問でございます。ぜひ、当局もそのへんのことを十分、お含みいただいて、前向きに一日も早く、このような施策が実行されることを期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で石部典生君の一般質問が終わりましたので、石部典生君の一般質問は終結いたします。

次は通告2番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして質問をさせていただきますが、明日起きてもおかしくない、また、いつ発生するかも分からない、誰にも予想のつかない大地震ですね。私は、その発生時の対策、対応について、1年半前、平成19年の12月定例会におきまして、被害を最小限に留めるためにはどうしたらいいかということで、そういう、町も、それから町民のほうにも、最小限に留めることをみんなで考えようということを念じながら、質問させていただいた経緯がございました。このときに指摘させていただきました項目の中で、何点かについては即座に対応していただいたところでございますが、今回、関係機関や町内業者との間で締結されました協定について、疑問点、それから協定後の対応に対して不備なところを感じましたので、再度、質問させ

ていただきます。

前回、私が質問させていただいたあとに、協定機関と協定を結んだところですが、その時期と提携先の機関数、こちらのほうをお知らせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、1番の松浦議員からの質問でございますが、今、身延町が協定をしている件数につきましては、14件でございます。その相手方につきましては市町村が6件、団体・業者等が相手の協定が8件でございます。

相手数から申し上げますと、県内の市町村が12市町村。静岡県が20市町村。神奈川県が10市町村。青森県が4市町。岩手県が3市。市町村の合計が49市町村。団体等は9団体。業者は9業者で、協定相手の総数は67でございます。

協定の締結の時期といたしましては、合併前が5件、合併後が9件でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、答弁にありましたように、大変多くの市町村をはじめ、業者と提携しているのですが、その中で20年の3月26日、それから7月22日ですか、町内の業者と提携を結びましたね。そちらのほうに関して、ちょっと説明をいただきたいんですが。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

今の、松浦議員の質問にお答えします。

20年3月26日に協定を結びましたものは、数は6件です。相手とすれば、建設安全協議会とか身延町上下水道推進協議会、そして物資供給等の関係で商工会とか店舗。そして飲料水の関係の業者。そして仮設資機材の関係で、町内のリース会社4会社。そしてアマチュア無線の関係で、無線クラブ等です。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

私は今回、再度、質問させていただいたということの大きな要点が、先ほど町長が答弁されましたように、近隣の市町村、それから県をまたいで協定、これは当然のことなんですよね。今、ほかの市町村でも、そういう形で、広域なところでのそういう提携を、いろいろ結んでいきます。しかしながら、やはり地域、例えば富士川がせき止められて、大きな災害になった。崖が崩れて動けなくなったとか、孤立したというような形のときは、一番大事なことは、やはり町内の中だと私は考えて、前回は質問させていただきまして、今回も質問させていただくわけなんです。今、総務課長から話がありましたように、日用品だとか上下水道、道路、それから仮設住宅、こういうことを調達する。また、対策を行うということで、町内業者と提携を

結んでいるわけですね。

その中で、僕が気になったことは2点ほどあるんですが、協定の内容について、ちょっと質問させていただきたいと思うんですが、応急対策協定書の第3条に協力者名簿、それから協力者ごとの出動体制の人員編成等、資機材の報告を毎年4月末までに受けるとなっています。その内容に変更があった場合、その都度、報告するとなっていますが、それ以外の協定では甲および乙ですね、これは町と業者さんの間ですが、それぞれ連絡責任者を定めて、協定の実施に遺漏のないようにするとあります。協力者名簿等の報告等、連絡責任者の確認がとれているか。その2点ですね。それがどうも、私の聞いたところによりますと、そういう話が、ちょっと聞こえてこないものですから、伺いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

正直言いまして、滞っています。今のご意見をもとに、確認をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

これは何も報告がないから変更がないというふうに、単純にそういうふうに捉えているんですか。どうでしょうか。そのへんは。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

そのように捉えております。また、何か出ましたら連絡をとということで、また、その連絡等の再確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

この不況の中、今、どこの業者も非常に厳しい時代にあります。中には廃業をする業者もあるわけですね。そういう状況の中で、どの職場においても人員の出入り、整理も含めまして、非常に多くあると思うわけですね。先ほどの教育者名簿、教育者ごとの出動体制の人員編成の報告の中に、第6条の4に労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをとるとなっているんですよ。これはあくまでも、もし、そういう災害があった場合に、建設関係とか、そういうところから来ていただいて、復旧に手伝っていただいたときに、二次災害を想定してでの内容だと思うんですね。だから、こういうところもしっかりと報告を受けて、把握してやらないと、適切な要請ができないんじゃないかと私はこう思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

災害の大きさ、それから出動をしていただける業者、今、協定を結んでおいても、どこの業

者が何人、どこの業者が何人と決めてあっても、これは大変なことでございます。先ほど申し上げました災害の大きさ等々も考慮しまして、出勤をしていただいた時点で早急に把握をする中で、当然、保険等の対応もしていくと、こういうことになるかと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

町長、今の答弁ですと、災害が起きたときに来ていただいて、それから保険うんぬんなんていう、それでは僕は間に合わないと思うんですね。だから、そのために協定書に謳ってあるように、前もって報告を受けて、その方をいざというときには入れるような、すぐ、そういうふうにならなければ、いけないのではないかと思います。そこに来て、名前を確認してうんぬんという、実際にそういう大きな災害、町長がおっしゃったように、小さい災害ということであれば、そういうことも可能ですが、大きい災害になった場合には、それがちょっと難しいのではないかなというふうに私は、町長から見ると、そちらの土木とか、そちらのほうは、僕のほうは素人ですから分からないんですが、一般の感覚とすると、いざというときには間に合わないのではないかなという、私はそういう心配をしているわけなんですね。ですから、そのへんも基本は前もって、やはり把握して、確認して対応できるような体制を整えていくというのが、一番大事なことではないかと思います。

次の中身に移りますけども、協定書の情報収集の協力の第5条に通信活動を行う場合、甲が指定する無線局の統制に従うものとあります。すなわち町の指定した周波数で交信し、情報収集をして協力してくださいという、そういうことだと思んですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

アマチュア無線クラブ等のことだと思いますけども、そういうことです。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

一般的には、そういうことに理解できると思うんですが、それでは伺いますけど、協定時も、その後も周波数の取り決めはしてないですよ、町のほうで。第4条に公共通信網等で、通信連絡が困難な場合において、協力を要請するとあります。被害が起きて、無線で情報収集をする場合、電話は通常、通じないことを想定しているわけですね。また、通じても一部通じないとか、そういうことを想定しているわけですね。その際どのようにして、町から無線をやっている方々に、その周波数を知らせるのか。これ、僕、非常に不思議ではないんですよ。締結はしたけども、なんの音沙汰もないということで、やはり無線の方々、周波数によって、非常に多くあるわけなんですけども、町の職員の方々も結構、無線をやっていますよね。皆さん、ご存じだと思うんですが、非常に多い周波数の中でどこを使えばいいか。特に、そういう災害が起きたときなんていうのは、もう大混乱ですよ。どこの周波数もみんな、混んでいるはずですよ。そういうところを、やはりちゃんと考えていただきたい。そのへんは、どうでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

これは、身延町アマチュア無線クラブですけど、身延町役場の中の無線クラブも、はっきり言って休止状態でしたけど、しっかりと見直して、自分自身も昭和50何年にアマチュア無線の資格を取りまして、自分が責任者ということで、早急に今、とりまとめています。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、総務課長から話が出まして、役場のアマチュア無線クラブコール、JQ1YHGですね。これは、僕もはじめて、この間、知りました。今、話をしましたように、役場の方々もそういう無線従事者の免許を持っている方が、たくさんおるんですね。コールは流れても、免許さえ持っていれば、なんとかなるんです。ですから、その周波数と同時に、この役場のコール、これは皆さん、知らないんですよ。ですから、そのへんも含めて、確実に知らせて、協力を仰ぐ体制をぜひとっていただきたいと、このように思います。

それでは、次に協定後の対応について、伺いたいと思います。

協定締結後、町と、その町内の締結、機関の間で連絡会とか、訓練のための会議とか打ち合わせ、これは開催されていますか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

しておりません。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

1年以上の間、何もしていない、対応していないということで、本当に緊急時にうまく対応できるのか。また対処できるのかというのは、私、非常に疑問なところですが、そのへん、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

自主防災も含めて、今後、検討したいと考えているところでございます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

自主防災も含めて、考えていただけるということなんですけど、先ほどからの大地震発生時の協定についてという、この項目の中で、いろいろ答弁していただいているわけですが、この答弁も含めて、今までの経緯を検証しますと、この問題に関して、要するに、町内業者に関しては、協定を結んで体裁を整えただけというふうに、ある意味で、町民に捉えられても申し開き

ができないんじゃないかなと、そういうふうを感じる場所もあるんです。大きい部分では、例えば県同士とか、市町村同士とか、防災訓練とかそういうことがありますから、そういう中でいろいろな県指導とか、国指導とかでやるということもあるんでしょうが、今の町内業者に限っては、非常に町民に対して申し開きができない。まさに、業者任せの、この最たるものではないかというふうに、私は思うわけですね。

今、何も無いから問題にならなかった、この1年半ですね。災害が起きた場合、町民の生活・生命に関わる問題に発展しかねないわけですよ。町民の生命・財産を守るべく、町がこのような状態で、町に対する信頼の失墜につながらないかと思って、私は私なりに心配しているんですが、町と町民相互の信頼関係で、この災害への備えを築くために、防災訓練、今、話が出ましたけど、防災訓練の中へ組み込んで救急時に備えるなど、協定機関との今後の対応を早急に進めるべきだと考えますが、今、町長からも話がありました、自主防災うんぬんということもありましたけども、防災訓練とか、そういうところとも組み込んでやるようなことは、町長、お考えでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

その方向で、考えていきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ぜひ、今年の防災訓練は無理ですか、せめて来年からでも、できるであれば、今年からでもやっていただきたいと思うんですが、それは無理でしょうから、来年からでもぜひ組み込んでいただいて、町と町民が一緒になって、その防災に備えられるような、そういう体制をぜひ、つくっていただきたい、このように考えます。

それでは次の質問、デジタル化への進捗状況について、お伺いいたします。

2011年の7月24日から従来のアナログ放送が廃止されまして、デジタル放送に移行されることとなっております。全国、約5千万世帯の中で、約60万世帯が難視聴世帯とされておりまして、この対策がデジタル移行に間に合うかどうかということで、国も地方行政も試行錯誤を今、しているところでございます。

報道等でも皆さんもご存じだと思いますが、アメリカでも、今年2月17日に予定されていましたがけれども、準備が間に合わないということで延長されました。先週の金曜日、12日に最終的に見込み発車のなところもあるんですが、アナログ波が停波されまして、名目上、完全移行されたという報道もありました。しかしながら、今、12日から4日経った今日においても、まだ、やはり混乱が続いているという、そういう現状も報道されているところでございますが、国内に目を向けましても、全国市町村に、おそらく本町にも来たと思うんですが、総務省のほうでアンケートをとったところ、移行に向けた体制が整わないという理由から、約53%の自治体が移行時期の延長を希望しているという、そういう結果も出ておりました。このまま移行すると、多くのテレビ難民が発生することが懸念される場所でもございますが、幸い本町は、多くの難視聴地域を抱えているわけなんですけど、それなりの体制で、今、進んでいるわけですね。特に下部に関しては、今まで下部地区においては、ほぼ全域が難視聴地域というこ

とで、SCTによってケーブルテレビ方式で配信されていたわけですが、このデジタル放送化に向けて、一昨年から準備を進めておりまして、各地域において新しい方式、PFI方式による新しいケーブルテレビ方式での再スタートを目指して、地域で説明会の開催、それから回覧等で周知をしているところでございますけれども、ここに至るまで紆余曲折が非常にありました。特に光ケーブルの架設については、当初、全戸へ配信すると、そういう計画が出されました。以前、私が質問させていただいたときも、そこまでする必要があるのかということで話をさせていただきましたが、その時点ではそうすることが、町の責務のような、そういう答弁で、そういうことでやるということだったんですが、その後、いろいろありまして、結局、全戸にはいかないというような形に変更されたと聞き及んでいるわけですが、そこで質問させていただきませんが、その工事の内容、最初は全戸ということだったんですが、変更されたということを知りましたが、その内容はどういうふうになったんでしょうか。それと、その工事の予定、今後の予定ですね、架設完了時期も併せて、お答えいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

光ケーブルの関係でございますけれども、現在の計画ですと、集落までの幹線を光ファイバーケーブルに変更をし、そこから各家庭への引き込みや同軸ケーブルを利用したい、こういうように考えているところでございます。

本年度、10月ごろから工事を開始いたします。最終の引き込み工事が終了するのは、来年の9月を予定しております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、町長から答弁がありました。集落までは光をもっていく。それ以降は同軸ケーブルで、おそらくVHS波で今、いっているわけですが、UHFに変えて、ブースターを変えてやるということなんでしょうが、通常のテレビの一般視聴のみであれば、この方法で十分であると、私も考えます。しかしながら、同軸ケーブルの部分の距離が長くなった場合、テレビだけであれば、これでいいんですよ。しかしながら、今回のネットワーク下部、インターネットの配信のサービスもありますよね。そうすると、インターネットの利用者が同軸ケーブルの先に多かった場合、これは容量不足ということが考えられるのではないかなという気がするんですが、容量不足になると当然、速度が遅くなる。遅くなったのであれば、今とあまり変わらないというような形になるのではないかなと思うんですが、そういう問題が発生するおそれはないんですか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これらにつきましては、各集落でどのくらい使っていただけるのか等々も検討しなければ分かりませんので、今、明確なお答えはできません。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

分かりました。今の町長の答弁は、あとにもっていきたいと思いますが、集落まで光ケーブルを架設するわけですね、集落の入り口まで。それ以外は、従来の同軸ケーブルを利用するという事なんですが、その光ケーブルをどこまでもっていくか。その基準というのは、ただ単純に集落までなんですか。どうでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

集落までを予定しております。ただし、集落が非常に広い場合については、検討の余地はあると思います。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

基本的にはそうすると、一応、集落までと。しかしながら集落がもっと奥に、2つも3つもあって、その奥で、例えばインターネットうんぬんということがあれば、その部分で光ケーブルの延長も、柔軟に考えて対応できるということの理解でよろしいですね。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

実用に合うような検討の必要があるかと、こういうように思います。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。そういう柔軟なところが、やはり四角四面ではなくて、柔軟に対応していただくということが、非常に私は大事なのではないかと思います。その柔軟なところをちょっと関連で質問させていただきたいんですが、52号沿いで配信されている民間ケーブル。業者の名前を挙げていいかどうか分かりませんが、民間ケーブルテレビがあります。富士川を挟んだ対岸の旧中富の宮木地区、それから下田原地区ですね、これは契約できない状態になっていますね。旧下部側でネットワーク下部の配信を開始するため、工事を始めるわけですね。聞いた話によると、以前にも話をさせていただきましたけども、その川を渡るのが難しい。それから採算的な問題があるという、その2つの理由だったような気がするんですが、そういうことで宮木地区、それから下田原地区、対岸はケーブルテレビの民間の業者がやって、それなりにサービスを受けている。しかし、こちら側では見られない。どんなふうによっても見られないということに、実際になっているわけですね。あと、今、下部のほうの、例えば宮木の場合、一色までいくわけですよ。そこから数百メートル、延長すれば、これは解消できる問題なんですよ。しかしながら、僕の聞いた話ですと、営業エリアの許可の問題があるようなことも聞いたんですよ。しかし、これはサービスを行う民間業者も、基本的には、その52号沿いをやっている会社がもとで、その新しい子会社的な感じで、ネットワーク下部がやるわけ

ですよ。このへんを実現できないのか。私は、これは非常におかしい。先ほども町長が答弁したように、やはり物事は柔軟性を持って、柔軟に対応していけば、これは解決できる問題ではないかと思うんですが、そのへんをどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これにつきましては、業者と、それから法律があります。私は今ここで、持ち合わせがございませんから明確にお答えはできませんけれども、業者とも検討して、私どもの町の住民等しく、恩恵を受けられる方法にあるべきだろうと、こういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、町長がおっしゃったように、せっかく1つの町になったんですから、少しでも同じサービスを旧町単位ではなくて、少しでも同じ町の、1つの町になったという、そういう形にもっていただきたい。法律的な問題があるかもしれないんですが、ぜひ町としても今後も強い姿勢の要請を希望したいと思います。

それから次の質問に移らせていただきますが、身延山から現在、デジタル波が発信されています。この身延山からの受信波で十分、結構なところまで電波がいつているんです。ただし、これは1チャンネルと3チャンネルと通常の民放2社に限定されるわけなんです。その配信がされているので、それを受信できる地帯が、それなりに多くあるんですね。こんなところでもというところで受信できることも実際にありました。最初、私も身延山のアンテナが立っている近辺、52号とか富士川の近辺だけなのかなというふうに想像していたんですが、考えたらそうなんです。至極、当たり前なんです。デジタル波というのは結構、遠くまで飛ぶんですよ。ですから障害物がなければ、結構、山の奥の集落なんかでもとれる可能性が非常に大きいんですが、もし、今度の問題が、例えばデジタル波をとるために、新しいテレビを買わなければいけないとか、それから新しいCATV方式にした場合に、セットトップボックスを入れなければいけないとか、周辺機器を入れなければいけないとか、それから今まで1,050円だったのが3,150円になるから、例えば年金だけで暮らしているお年寄りの方が、私らは非常に苦しいから、それはできないよということなんかもあったりして、小さな集落なんかの場合は特にそういうことがあって、その集落へは従来の、町からの配信は防災放送ですか、あれだけでいいよと。テレビは、身延山の受信をするよと、そういうことがないとも、私は限らないような気がしてきたんですが、そうすると、基本的に、あえて集落の奥まで行くということもあるわけなんです。中には2軒、3軒のために何キロも同軸を配線し直さなければいけないというのは、そういう部分も出てくるわけです。私は、それを切り捨てるということではないんですよ。ただ、その地域の方々がそれを希望するのであれば、やはりそのへんも、町がそういう方々の希望も考えて、やはり把握しなければいけない。この事業そのものも税金を傾注する工事なわけですから、この工事費の削減も、ある意味、そういう部分では可能なんではないかなと。こういうことを感じるわけなんです。そういうものも含めて、19年9月の定例会で、私、利用者の希望状況のアンケートをとるべきではないかという話をさせていた

だきました。

先ほど、町長が答弁の中で、地元の方々の意見を聞きながらということだったんですが、その意見を聞くために、聞いたところ、聞かないところがあって、またあとで問題が起きて、僕は困ると思うんですよ。ですから逆に言うと、アンケートそのものを、そういう地域があるかどうか。それと同時に、インターネットをどの地域ではどの程度使うのか、そういうこともすべて把握できるわけですね。そういうことも含めて、アンケートも含めた契約世帯の把握の予定、このへんをお伺いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

町でとりなさいと、こういうことのようにございますが、もうすでに前の議会の中でお話をしてあるとおり、基本的には、現在の契約者に契約世帯となっただけのがベターですけども、先ほどの話のように契約をしませんよと。私のところでは、身延山からも見られますと、こういうところにつきましては、今年の秋から業者も各戸を訪問して、それぞれ契約を結ぶようになっておりますので、その時点で契約を結ぶか、結ばないかを考えていただくと、こういうことでございますし、各戸にチラシ等、あるいは説明会等を行って周知を図っていく予定でございます。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

民間の業者とも契約をしました。ですから、民間業者の仕事ではないかというような、今の答弁ではないかと私は思うんですが、たしか、これは従来のケーブルの撤去費用は税金ですよ。どうですか。ということは、町もまだ絡んでいるのではないですか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

当然、町がノータッチと言っているわけではございませんので、ただし、すでに下部地区の問題につきましては、前から皆さんも承知をして了解している、そして進めていることも事実でございますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

私は、決してこの問題、分かるんですよ、中富、身延、下部地区の旧3町があって、たまたま旧下部地区が、そういうテレビのことをやっていた。やはり、その町としての、全町同じ、格差がないようにしたい、そういう気持ちも私、分かるんですよ。ですから、私、下部なんです、その中でもたしかに、質問はいろいろさせていただいていますが、その中でやっぱり、中富の方も、それから身延の方も納得いただけるような、1つの町に、少しでも近づけるような形で、私はやるべきだというふうに考えているんですよ。今は、下部がそういう状態だからやるんだよと。次は、例えば中富なんだよ、身延なんだよという、そういう継続性を持ってやる、これが町政の最終的な目標ではないかと、私は思うんですよ。

その中で、町長、今、業者に任せたから、そうではないんだよということはおっしゃっていました。それは分かります。だけど業者にそういう形で出したにしても、やはり町の、業者とタッグを組んで、まだ税金で撤去をしているわけですから、まだ撤去されていないではないですか。その中で、ブースターをこれから変えて、従来のケーブルを使うにしても、ブースターを変えとか、そのへんが工事の中に、町の税金に傾注される可能性もまだ、分からないですよ。そうした場合、まだ町だって、業者に言える権利があるではないですか。そこで、やはり最後まで町が関わって、工事の進捗状況も含めて、それから町民のサービスに対して不備がないような、そういうことを、私はやっていただきたいということなんです。ぜひ、ご理解いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

このケーブルテレビですが、先ほど来年の9月に配信を完了するというので、町長から説明がありましたけども、この配信の中、公共施設への設置、これは計画を簡単にお答えいただきたい。どういうところに、どういうふうな感じで入るのかということですか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

もう一度、確認の意味で質問をお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ケーブルテレビですね、これから配信するわけですね。配信するときに、当然、一般家庭も入るわけですが、それと同時に公共施設にどういう形で入るのか。公共施設への設置の計画、それをご説明いただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

学校施設、それから公民館等々、公共施設へ入れたいと、こういうように思っております。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

学校、それから公民館ですね。もちろん、支所等も入ってくると思うんですが、その室内への引き込み工事代金。これは皆さんにも全部、出していますよね、室内でも出しています。戸口までは、ネットワーク下部が工事します。そこから中に関しては、引き込み工事ですね。それからセットトップボックスなんかの代金、そちらのほうはどうなるのか。そしてまた、説明書の中にあります22年の10月から発生する、毎月3,150円の使用料金ですね。こちらのほうは、公共の施設はどういうふうになるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

先ほど、公共施設につきましては、また追加案件でも出てきますけど、先ほど、町長が言い

ました学校施設、公民館、そのほか保育園等、当然、身延支所、下部支所、すこやかセンター、浄化センター、基本的には今、ある公共施設のアナログテレビを変えるということで、それと今の質問にありました下部地区の公共施設につきましては、現在は無料ですけど、来年の10月からは料金が発生します。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

その料金は、そうすると3,150円ですよね。それはどこが支払うんですか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

町です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

公共施設ですから町が払って当たり前のことだと思いますし、それから今日、提案されるという話でしたけども、公共施設、学校とか、そういうところですね、テレビを買い替えるということがあるわけですね。そうした中で、私はこの公共施設の中で、町としては公共施設というふうに捉えていないのかもしれないんですが、私は町内各消防団詰め所ございますね。今、その詰め所の中で、テレビを設置しないところもあるようなんですが、設置している詰め所で、今現在は設置している詰め所ごとに、テレビの利用料金を払っているんですよね。それは今は、そういう制度が何もないので、そういう形でやっていると思うんですが、通常、この詰め所で生活しているわけではないですよね。家庭ではないんですから。詰め所を利用するということは、大体、災害時や風水害、それから地震はどうなんですかね、風水害等の警報発令の待機命令が出たときなんか、限られた状態での使用だけだと思うんですよね。だけど、さっきの防災のこととも絡んでくるんですが、無線や電話での、そういう待機しているときですよ。無線や電話での情報収集は、あくまでも局地的なものですよね。だけど、テレビで広域的な情報だとか、例えば天気予報的な、そういうものも、これは当然、必要になってくると思うんですね。当然、これは消防のほうの中で、いろいろ出てくるんでしょうけども、そういうことも、町が消防団のほうでいろいろやっているわけなんですけど、ただ、そういうところも町のほうで考えられないのかなと。どうなんですか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

こちらとすれば、その消防団自体へのお願いということでしてありますので、その詰め所の運営につきまして、原則的にはその消防にお願いしたいということですけど、今後、検討します。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

もちろん、消防のお願いですよ。消防のほうから、そういう話が出れば、町は十分、考える余地があるということですね。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

内容によりけり、全町的なバランスを考えて対応したいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね。もちろん、当然、先ほど僕も言いましたように、全町的な流れの中で、やっぱり、そういうことは考えていかなければいけない。ただ、今回、下部がそういうふうな工事を進めている、その目の前までいくわけですよ。だから、そういう形の中でできるのであれば、今回は下部だけで、次は中富のほうも、身延のほうもやるよというふうな、そういう形の中でできれば、私は理想ではないかと思うんですよ。だから、もし、そういう消防のほうから、そういう話がありましたら、ぜひ前向きに検討していただきたい。このように考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

町のホームページ、議会・まち動画ライブラリーが今、配信されていますけれども、今日のこの議会の様子もテレビカメラで撮影されていますし、このテレビカメラが基本的にDVDに収録されて配信会社に送られるというふうな形であるわけですが、この動画が議会・まち動画ライブラリーというタイトルで、町のホームページで議会中継をはじめ、町を紹介する動画が配信されております。この動画配信を目にすることができるのは、まずパソコンを持っている方ですよ。そして持っているけども使用できない方は、これは見えませんね。パソコンを持っていて、パソコンを使いこなせる方。なおかつ、インターネットに接続されている方というふうに、これは限定されると思うんですよ。以前、当局のほうの話では、今までは下部地区だけの配信だったから、新身延町になって、今度はどなたでも見られるんですよという、そういう触れ込みで話がありました。だけど、今、言ったようにパソコンを持っている、使用できる、なおかつインターネットが接続されているという、こういう条件があるわけですね。これは、高齢者は基本的に、僕は無理なんではないかということがあるんですよ。そういう声が、実は多くなっています。最近、インターネットになって困ったなど。私たち、年寄りは見られないなということをよく言われるんですが、実は、僕は高齢者にこれをダビングしようと。ダビングして、普通の家庭のテレビで見られるようにできないのかなと思って、実はいろいろやってみたんです。しかしながら、これダビングできないんですよ。おそらく、著作権の関係でロックされているんだと思うんですね。ロックされていることで、ダビングができない状態になっている。今まで下部地区だけで、SCTで議会を見ることができて、ほかでは見られなかった。それをやるために、インターネットで町民等しく見られるようにしようということをやったわけですが、逆に今、ここへ来て、特に下部地区はインターネットも光も入っていませんし、非常に遅いものですから、この議会・まち動画ライブラリーを見るにしても、時間がかかってしょうがないというふうな状況もあるわけですね。

たしかに、町内どころか世界中の方々が、これを見ようと思えば見られるわけで、そういう便利なところもあるんですが、片一方では見られない方が出てきた、今まで見ていた方が見られなくなったということも出てきたということもありますね。このへん町として、なんか対策、また対応を考えているんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

これも本当に、時代の流れといいますが、すべて昔のままとはいきませんので、それなりの対応ということですけど、今、松浦議員が言いましたように、高齢者に今までと同じようにというのは、誠に申し訳ないけど難しいと思います。先ほど、議会・まち動画ライブラリーにつきましては、項目は一緒ですけど別物で、議会は議会で、動画ライブラリーにつきましては町の行事や観光の紹介等、これにつきましてはDVDがありますので、貸し出しは可能だと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、ここにありますが、これですね、動画ライブラリー。これの中に、動画配信について、映像および音声の著作権は、身延町が所有しているとなっております。ということは、身延町が所有しているのであれば、今、観光のほうは貸し出しもできるということですね。そうすると、議会のほうも当然、貸し出しができるはずなんです。ただ、現状はマスターを、今日も撮っていますけども、このマスターを配信のほうに送って、それをただ録っていくだけの話だと思うんです。著作権が、これはほかのところで持っているのであれば、これはなんともしようがないわけですが、町が持っているんですから、そういうものを、例えばDVDでもCDでもいいですよ。また、お年寄り向きにビデオでもいいではないですか、VHSでも。そういうふうな形で録っておいて貸し出しできるような、誰でも見られるような体制というのは、著作権があるわけですから、なんの問題もない。ただ、ちょっと、そういう手間ひまがかかることではないかと思うんですが、どうなんでしょうか、そのへんは。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

議会の冒頭、議長のほうからも話がありましたとおり、前回までの議会の録画中継につきましては、撮り終わったあと、ある程度、編集をしてということでしたけど、これも職員削減等もありまして、21年度からは録画に際しては、総務課のほうの担当ということで、今議会からは据え置きのカメラ、こちらと向こうですけども、切り替え操作、スイッチのオンオフはしますけど、テープについてはそのままの状態ということですので、本当に一般の人、最初から最後まで、ずっと見てもらえるかどうかということもありますので、今までのように要点だけというわけにはいきません。だから、そのままの状態、丸一日とかというのは可能かもしれませんが、その点は検討します。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今、おっしゃったことは、基本的に今までの議会中継のことに関しては、例えば1日目は何があった、2日目は何があった、そして一般質問なら一般質問、誰々、項目別に分けていたね。それが基本的にそのまま、ずらっといくということですね。同じでしょう。項目別になるわけですよ。それだったら、何も今、話がありましたように、削減している中で人員が少ないから、そういう手間ひまをかけることができないと言いましたけども、ダビングするのがそんな時間がかかるんですか。だって、そういうダビングするソフト、町にだってパソコンがあるではないですか。パソコンからパソコンにできるではないですか。それが、時間がかかるんですか。ただ、キーボードを叩いて、ちょっとした技術があれば、誰でもそのソフトの中でできるんですもの、何も難しいこともないと思いますし、今言ったように経費を削減しているんだからということで、できないということはないと、僕は思うんですよ。だから、それがどうのこうだということではなくて、やはり、そういうことも、僕は前向きに考えていただきたいということなんですよ。

観光の関係に関しても、そういうふうな貸し出しもしているということであれば、それとセットでもいいではないですか。その観光のほうでやっている、総務課長が言うように、経費削減の中、人件費がない中で、そういうことを観光のほうはやっているのであれば、その中にちょっと入れていただければ、できるではないですか。新たにしなくても。と、私は思うんですよ。どうですか。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

検討します。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

ぜひ、そういう形の中で検討していただきたいと思いますし、やはり、できるだけ見られない方がないような対策、そういうことを考えていただきたいと、このように考えます。

それでは大災害、大地震の発生、それからこの身延町において、こういう問題は活断層の上にある、この地域ですから、これは避けて通れないところなんだと思います。また、いつ起きるか分からない現実では、万全の対応・対策を整えておくことが、これは大事なことだと思いますし、また、これが基本のことだと思うんです。今のデジタル化へのスムーズな移行も、これもやはり万全な対策と対応を整えて、はじめて可能になることだと思うんですよ。その基本は、やはり町行政と町民との信頼関係の上に立った協力体制、これが確立されていなければ、できないことではないかというふうに、私は思います。

町長が就任されまして、多方面な角度から町政に現在、取り組んでおられるわけなんです、町長がさらなる、今の問題、先ほどの問題も含めて積極的に取り組んでいただいて、その取り組む内容も、僕が先ほどからいろいろな質問の中で話をさせていただいたように、町民目線で決断をしていただきたい。そのように考えますし、そういうふうにしてほしいというふうに期

待しながら、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で松浦隆君の一般質問を終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

一般質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。

再開は10時45分いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告3番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

はじめに、皆さんのお手元にお配りした身延町年齢3区分人口集計表という、このプリントをご覧ください。行政の方のほうにもありますね。その2ページ目をご覧ください。

年齢別人口集計表ということで、これは町民課からいただいた資料をもとに私が作り直したものですけれども、今日1日現在の当町の年齢別人口です。これをご覧くださいますと、ゼロから9歳までは、合計が100を切っているところが多いです。10歳から、かろうじて100を超えておりますけれども、その他の年代に比べると、圧倒的に14歳までの人口が少ないということがよく分かります。これをご覧になって、学校の統廃合を是とするか、あるいはこれをもとにして、これは少子化が進んでいて困るから、なんとか少子化を止めようというふうに考えるか。その点が、私は今日の一般質問の分かれ目ではないかと思っておりますので、まずはじめにご覧いただきました。

通告に基づいて、質問をさせていただきます。

私は少子化対策と定住化対策、それに関連する問題として、学校統廃合と結婚相談員について質問したいと思います。あるいは時間の関係で、最後の結婚相談員については、次回に持ち越すことになるかも分かりませんので、一応、はじめに議長にお断りさせていただきたいと思います。

これは、町長が行政報告の中でもふれておられたように「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」という町に、本当になってもらいたい。山梨県民だけではなくて、関東東海地方などにお住まいの皆さん方にもアピールできるような、そんないい町になってほしい、そういう切実な願いから発したものでございまして、住みよくて、子どもを産み育てることに適している、町民にやる気や活気をもたらすような、そういうまちづくりをしていただきたい、そういう思いで行う質問でございます。

先日、行いました議会報告会におきましては、町長をはじめ多くの行政関係者にご出席いただいたわけですが、改めて町政において、議会は十分な機能を果たしているのか。議会の存在意義はあるのかという問題について、大いに考えさせられたところでございます。

とりわけ、先日の全員協議会で町長から地域活性化・経済危機対策臨時交付金に関する追加議案として補正予算案が提出されることが明らかになり、この補正予算案の取り扱いにつきま

しては、全員協議会でもその後の議員同士の話の中でも議会軽視ではないのか、議会は事後承諾機関なのかというような、強い疑問の声が出されました。議会の危機的状況が明らかになったように、私自身には感じられました。

先ごろ、町内3カ所で行った議会報告会におきましては、議会のあり方を模索するための1つの方策でしたが、今後は議員による議案の提出、一般質問時の反問権を認めるべきか否かなどを含めて、進歩的な議会になるような改革に取り組んでいくことが必要であると考えております。

それでは、質問に入ります。

はじめに少子化対策について、質問いたします。

平成17年、2005年には、わが国の人口問題に重要な転機が訪れました。明治32年に人口動態についての統計を取り始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転じるという、いわゆる人口減少社会が到来したわけです。出生数が前年より5万人減少し106万人。合計特殊出生率は1.26、ともに最低となり、このまま少子化傾向が続くと、21世紀半ばには日本の総人口は1億人を割り込み、3人に1人が65歳以上という極端な少子高齢化社会が出現するといわれております。

先ほど、お示した年齢3区分人口集計表をご覧いただければ、すでに当町におきましては、この3分の1を、65歳以上の年齢の人口が超えているということがお分かりいただけると思います。高齢人口ですね。

合計特殊出生率というのは、人口統計上の指標でございます。その年の15歳から49歳までの女性が産んだ子どもの数をもとに、1人の女性が生涯に産むであろうと想定される子どもの数を算定したものだそうです。1990年、平成2年にはこの合計特殊出生率というのが、過去最低であった昭和41年の1.58を下回る1.57となり、いわゆる1.57ショックが訪れました。政府は平成6年から平成11年にかけて、夫婦や家庭だけでなく、職場や地域社会を含めた社会全体が一体となって、子育てを応援していくという内容の新エンジェルプランなどを策定し、平成15年には議員立法により少子化社会対策基本法というものを制定し、子育て支援の具体策を整備しました。しかし残念ながら、現在でも少子化の進展には歯止めがかかっておりません。

私は平成19年6月議会において、本町の高齢化率について質問いたしました。その際、子育て支援課長から次世代育成行動計画策定協議会というもので策定した、身延子育て応援プランとして、17年度から本年21年度までの5カ年計画により、学童保育、一時保育、延長保育を実施しているほか、ファミリーサポートセンター、休日保育の実施を計画しているというお答えをいただきましたが、これにつきまして、この身延子育て応援プランの詳細と5カ年計画の最終年度にあたる今年度までの実施状況、今後の取り組みについて、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

芦澤議員の質問にお答えします。

この身延子育て応援プランは、国の次世代育成支援対策推進法に基づき策定されたもので、平成17年度を始期としまして、平成21年度を目標とする5年間の計画であります。急速な

少子化の進行に伴う環境の変化に対し、次世代の社会を担う子どもがすこやかに生まれ成長し、社会の一員として形成されるよう、町全体で子どもたちの成長と子育てを応援しようとするものでございます。

その大きな柱は、1つ、親と子、双方の育ちを応援する。1つ、子育て家庭を応援する。1つ、働きながら子どもを育てる家庭を応援する。1つ、安心して暮らせる環境づくりを応援する。この4本からなっており、主な取り組みは126項目になっております。現在、実施されている中で、この4年間で取り組んできた主なものにおきましても、児童通学への見守りの強化、防犯パトロール員を任命した防犯パトロールの実施、子育て支援医療費の6歳から15歳までの引き上げ、さらには児童館の設立および事業、そして学童保育事業の拡充などがあります。

これまで通学路での児童生徒の安全・見守り、危険個所の点検など、町民の皆さまとともに取り組んでいる事業もでございます。また、さまざまな各関係機関、団体の皆さまと連携した子育て事業もでございます。それぞれ126項目の事業に応じながら、町全体で身延子育て応援プランを実施しているところであります。

進捗状況ということではありますが、先ほども申しましたが、主な取り組みは126項目ありました。その中で、すでに105項目をこれまで取り組んでまいりました。計画の最終年度であります今年度は、未実施項目の取り組みや実施プランについては、さらに見直し強化を図っていきたいと考えております。

先ほど、芦澤議員の質問にありましたファミリーサポート事業であります、今年度の県の事業の1つとして、本町でも取り組む予定であります。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

多くの事業が進められているようでございますけども、少子化対策に有効であるというふうには、その成果を捉えていらっしゃるかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

この子育て応援プランにつきましては、子育てを行っている家庭に対して、主に応援するということでもあります。この子育て応援プランが直接、果たして少子化につながっているかということについては非常に難しい問題でございますし、ただ、今、ここにお示しされたように、実際に子どもたちの人数は少なくなっております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

次に当時、下部地区について私が質問したときに、当時、高齢化率が42.1%ということで、他地区に比べて約5%ほど高く、人数にして500人くらい多かったということで、これは下部地区にとって、非常に深刻な問題であるというふうには考えておりました。そこで、そういう惨状を訴えまして、状況を改善するための具体策を聞いたかったのですが、前町長は、合併後にこのようになったわけではなくて、旧町時代の政策的な問題、地理的問題によるもので

はないかということで、ちょっと冷たくあしらわれたという記憶がございます。

現在でも、下部地区は他地区と比較して合併のひずみが多く残っているように感じられるわけですが、下部地区には下部支所の復興という大きな課題がございます。旧下部支所は耐震診断の結果、不適切とされて取り壊され、支所機能を保健センターに間借りしているという状況でございますが、昨年、下部地区振興委員会という地域審議会が主体となって構成した委員会がございますけども、そこから支所機能を持った中央公民館を旧下部支所跡に建設していただきたいという要望事項が提出されていると思います。この取り扱いについて、なんらかの進展があったかどうか、下部地区の現状に対する見解と併せて、合併当時、中富町長でございました望月町長にご所見を伺いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの質問につきましては、下部の公民館ということでございますので、公民館ですと教育委員会の管轄でございますけれども、私に指名でございますから、お答えをさせていただきたいと思いますが、すでに議会の中で下山の公民館、そして下部の公民館等々も造っていくということの議会の中で決定をされておりますので、そのことは当然、私はいつも申し上げてあるとおり、議会で決めたことは当然、これはやっていますと、こういうように考えているところでございまして、たまたま支所機能というような話がございました。これらにつきましても、聞いていることは事実でございます。教育委員会のほうへも、その向きをお話して、そして支所機能が入れるかどうか。入ったときには、予算的にはどうなるかということの検討をしていただきたい、するように、こういう話をしているところでございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

少子化対策のところ、突然、変な質問をして申し訳ございませんでした。

人口の構成比というのは、先ほどお示した年齢3区分の人口推移ということで、すでに町民課からデータをいただいておりますので、それについてはお聞きすることはありませんけども、その次に生産年齢人口と従属人口の比率の変化ということで、これも非常に大きな問題でございまして、先ほどお示した年齢3区分の15歳から64歳というのが生産年齢人口。そして年少人口と高齢人口の合計がもうすでに50%に近くなっておりまして、これは国の統計では、2050年ごろに、そうなるのではないかというふうな推測がなされていたわけですが、当町ではもうすでに、こういうふうな数字になっております。53.3%が生産年齢人口、それから残りの40何%が年少人口と高齢人口の合計ということで、非常に厳しい状況であるということが、よくお分かりいただけたと思います。このような極端な少子高齢社会では、生産年齢人口への依存度が高まることはもちろんでございますけども、逆に元気な高齢者にも多めに頑張ってもらいたいということが必要であると思います。

そこで、元気な高齢者向けの施策について、町はどのようにお考えなのか。具体的な高齢者向け施策を用意していらっしゃるかどうかについて、伺います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、お示しをいただきましたとおり、わが町の人口につきましては激減をする中で、高齢者につきましては、ほぼ横ばい。そして当然のことながら、若者世代が減少していく傾向にあることはご案内のとおりでございますが、このような傾向が続きますと、高齢者が増えるわけですので、高齢者の皆さんがいつまでも元気で明るく、生き生きと暮らすことができる、いわゆる健康寿命が長らえる環境整備が必要であります。したがって、それらに向けて、さまざまな施策を展開していることは、予算のこと等々で、議員さんもお案内のとおりでございますので、その逐一は申しませんけれども、高齢者の皆さんには、これから長年培った経験等を生かしていただいて、できる範囲で町への参画、あるいは協力をいただければありがたいなということで、大変な期待を寄せているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

当然、高齢者への依存度が高くなるということだと思いますけども、具体的にはこういうふうなものをという対策というか、施策はございませんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほど、お話をしたとおり、当初予算、その他の中で高齢者に対する施策を提案し、議会の議決も頂戴しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは、次に移ります。定住化対策ということですが。

少子化対策というのは、その前提条件として、まず、子育て年齢に該当する世代の町への定住化ということが、最優先の課題であると考えます。定住化対策につきましては、過去、過疎対策として空き家斡旋係を設置してはどうかとか、梅平の宅地造成・分譲計画の見直しなどの一般質問が行われ、空き家情報の収集、斡旋、宅地造成・分譲計画等を行っていくという答弁がなされました。空き家情報登録制度、空き家バンク設置要綱というものが定められているようでございますけども、定住化対策ということについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

通告の質問の中で申し上げますと、少子化対策の中の定住化対策は何が優先かということなことだろうかと思っておりますので、その点についてのお答えをさせていただきますが、まずおっしゃるとおり、定住化することが最優先である、このことは私が言うまでもございません。このような課題をそれぞれ全国の市町村、あるいは県等でも模索をしておりますけれども、残念なことには決め手となる決定的なものがないように感じられます。

そうは言いつても、私どもの町では、前々から定住化をしていただくにはどうしたらいい

かという中で、ご案内のとおり若者の定住化を促進して、そして少子化に歯止めをかけるための制度として、身延町定住促進に関する条例等によりまして、結婚祝金、出産祝金、就職奨励金の制度を設けていることはご案内のとおりでございますし、また子育て世代の負担軽減のために、保育料の軽減措置、あるいは子育て支援医療費の助成金の支給条例、先ほど課長からも話がありましたとおり、これに基づきまして、満15歳以下の子どもを持つ保護者に対して、医療費の自己負担の全額を町で負担するということで、4月からスタートをしております。そして、子育て世代の皆さんが1人でも多く、わが町に残っていただけるように進めているところでもございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

決定的なものはないということで、いろんなお金を支給するという一方で、あるいは医療費を全額負担するという一方で、金銭的な問題で何か片付けておられるのかなというふうな感じが、今、答弁をお聞きしてしたんですけども、町が全体として、そういう少子化対策、あるいは定住化対策に取り組んでいるんだよという姿勢を、やはり町民、あるいは他町に住んでいる、先ほど申し上げましたように、山梨県内、あるいは東海関東地方にお住まいの若い人たちを惹きつけるような、なんか、そういうふうなものを考えていく必要があるのではないかなというふうに考えます。

町長は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」というキャッチフレーズを、今後の身延町のあり方ということで示されておられますけども、住んでよしというのは、まさにこの定住化の方針を表しているものだと思います。定住化には仕事、住宅、教育などのインフラ整備が重要な要素であると思いますけども、仕事の確保ということにつきまして、町長、マニフェストの中で、中部横断自動車道の早期実現に合わせて、工場誘致を行うという政策をお示しになっておられます。市場最悪と言っているような、こういう現在の不況の中では、工場誘致というのが、非常に考えにくいのではないかなというふうに考えます。工場誘致以外の、なんらかの方策を講じる必要があるのではないかなというふうに思いますけども、その点につきまして、新しい仕事を考え出す、そういうふうな取り組みを町のほうで主導して実施していくというふうなお考えはないのかどうか、その点についてお答えをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私がいろいろマニフェスト等をつくった時点と、その後の世界情勢が急変したことは、議員もご案内のとおりだろうと、こういうようにも思います。もちろん、工場の誘致も、できるならば、したい。そして、あとは中部横断自動車道が建設されることによって、今まで1時間半かかったところが30分で行けるとするならば、生活圏が広がって、私どもの町へ住むことができる。こういうようなことも考えておりますし、そうはいつでも、今、私どもの町に誘致をしている工場が全部ではございませんけども、非常に厳しい状況にありまして、週3日の操業というような会社もございます。したがって、これが本当に未来永劫続くとは、私も思いませんけれども、当分の間、なんとかしのぐにはどうしたらいいだろうかというようなことが

ら、私たちの町にある資本をなんとか生かして、そして町がそのへんを主導的に検討する中で、コミュニティビジネス等々をなんとか考えていきたいと、こういうように考えているところでもございます。

2、3、新聞紙上にもあるとおり、それらの芽も出てきたのかなという部分もございますが、なお一層、さらなるビジネスの立ち上げについて、町が主導権をとる中で、検討をしていきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

町が主導権を持って、そういうふうな仕事の創出ということをお考えいただきたいというのが願いでございますけども、例えば耕作放棄地の有効利用への取り組みとか、あるいは森林の間伐、山ビルの駆除などの、そういう森林の整備等、そういうものに取り組むような姿勢、仕事の創出はお考えかどうかをお伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほどもちょっとふれましたけれども、農業生産、あるいは森林の整備等に多くの従事者が得られるということは、私どもの町においても、振興の面から大きな財産になる、こういうようにも思っております。

残念なことに耕作放棄地が増大をし、林業においては育林の衰退により森林が果たすべき本来の機能が失われつつあります。これらへの歯止めをかけたく、私どもも各種事業を取り入れて、事業の推進に努めているところでございます。町独自による農林業の活性化に向けては、農林業従事者が高齢化し、後継者不足、担い手の確保、農林業を取り巻く環境も一層、厳しさを増している状況がありますが、中山間地域に対する期待が高まっておりますし、過日、申し上げましたとおり、中山間農業総合計画等の認可もいただいているということで、中山間地もなんとかしていきたい。さらには、6月10日の日の山日の新聞にも「遊休地で竹の子栽培」という見出しの中で、報道もされております。有志の皆さんが農事組合をつくって、そして竹の子を栽培し、そして竹林をきれいにする。山ビル等の対策にもつながっていると。そして、それだけではございません。ここの耕作放棄地もお借りして、にんにくも作ってきたいというような芽も出てまいりました。これらにつきましても、さらにこういう生産法人等が多く出てくることを期待しながら、町でも支援をしていきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、いろんなそういう、新しいビジネスをつくり出していきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に住宅について、お伺いします。

つい最近、柿島団地に入居した若者から直接、話を聞いたのですが、カビが出るほどではな

いが、湿気が多くて困るというふうな話をしておりました。私たちが総務委員会で柿島団地に現地調査に行ったときも、カビが出るので空き室の畳をあげており、ときどき係が行って空気を入れているという話を聞きました。まさか、工事に問題があったわけではないと思いますけども、その原因について調査済みかどうか、建設課長にお聞きしたいと思います。

それから本町には町営住宅、町有住宅などが整備されていると思いますけども、家賃が収入によって決まるというのがネックになっていて、なかなか思うように入居者が集まらないんだという状況だと思いますけども、町営住宅、町有住宅の現在の利用状況がどのようになっているのか。家賃問題になんらかの活路が見い出せたのかどうか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

建設課長。

○建設課長（柴原信一君）

ただいまの、1点目の柿島団地のカビの問題でございますが、柿島団地からは、住宅に住んでおられる方の情報等がありまして、早速、出向きました。施工業者と、それから住んでおられる方と話をいたしまして、対応策を今、講じているところです。今後、こういうことのないようにというふうに思っているわけですが、どうしても空き家の部分があります。こういうものについては、現在でも畳等の対策を講じておるところであります。

それで本町の公営住宅の概要についてであります。本年の6月1日現在、下部地区に2団地、管理戸数36戸、空き家戸数が11戸、政策空き家はございません。中富地区に7団地、管理戸数が103戸、空き家戸数が7戸、政策空き家が1団地、5戸となっております。身延地区には7団地、管理戸数105戸、空き家戸数が1戸、政策空き家団地が4団地、13戸。あわせると、計16団地、管理戸数が244戸、空き家戸数が19戸、政策空き家団地が5団地、18戸となっております。

また、相又の町有住宅につきましては管理戸数が60戸、空き家戸数が25戸です。町営・町有を合わせると、合計で17団地、管理戸数が304戸、空き家戸数が41戸、政策空き家団地が5団地、18戸となっております。ここで政策空き家という言葉を使いましたが、芦澤議員さんご承知のとおり、政策空き家とは、老朽化した公営住宅の建て替え事業を行うため、または住居の改善事業を行うため、既存住宅での新たな入居募集を停止している住宅を指しております。

現在の5%というんですか、100分率で表しますと、町営住宅は16団地、入居率は84.8%。町有住宅は1団地、63.3%。全体では17団地ありまして、入居率は80.6%となっております。ただ、この政策空き家の部分の貸し出しを考えておりませんので、控除しますと、現段階で91.6%となっております。また、県営住宅につきましては、身延町内には6団地ございます。管理戸数が216戸、空き家が53戸、入居率が75.5%となっている状況です。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

思ったよりも入居率が多くて、安心したような状況ですけれども、今後もその町営住宅、町

有住宅、公営住宅の利用が増えるように、なんらかの方策を考えていかなければならないというふうに考えます。これが当然、定住化の中の1つの方策になると思いますので、それにはたぶん、住宅の良し悪しだけではなくて、周囲のインフラがかなり問題になるのではないかなというふうに思いますけれども、その点については、行政のほうでどうにかするというのも、ちょっと無理かなというふうに考えておりますので、そういうことをぜひ、いろんな面で利用者が多くなるような方策を、今後も考えていただきたいというふうに思います。

定住化対策の中の5番目は先ほど伺っておりますので、次に教育についてということでお伺いしたいと思います。

10年後には1中2小にするという、町立小中学校適正配置審議会の答申が出され、3月議会において第1段階の具体策の報告がなされました。9小学校のうちの2校を廃止して7校、中学校は1校廃止して4校にするというものでございました。これに対して、同僚議員から数合わせで教育を考えることに対する疑問が出されました。あくまでも答申に沿って作業を進めるというお考えのようでございますけれども、学校統廃合というのは少子化対策、若者定住化対策の一環としても、非常に重要な問題であるというふうに考えておりました、もっといろんな議論を尽くすべきであるというふうに考えておりますけれども、町長、それから教育委員長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題は教育委員会の所管でございますけれども、指名でございますから、私も回答をさせていただきたいと思います。それから、先ほどの定住化対策の質問の中でもお答えをした部分がございますので、若干ダブっているような気もしますし、私のほうの答えの中も重複するかもしれませんが、ご理解をいただきながらお聞き願いたいなと、こういうふうに思います。

若者定住対策、少子化対策については、それぞれ先ほど申し上げましたとおり、旧町から新町発足後もそれぞれ町の総合計画、あるいは過疎計画等、新町建設計画等に位置づけをされ、多くの施策展開を行って、今日に至ったことは議員の皆さんもご案内のとおりでございます。今後も引き続き計画に沿い、施策の推進を図っていく必要があると、こういうようにも思っております。

若者の定住化対策、少子化対策を、それが先決であるとの質問ですが、ただいま説明をしたとおり、今までも多くの施策を進めてまいりましたが、その結果が一定範囲に留まっております、児童生徒の減少が続いている、このことも現実でございます。

こうした状況下において、議会の一般質問等でも、学校規模の適正化を早急に図るべきだとの意見がたびたび出されたと、こういうようにも伺っておりますし、私も議事録を見せていただきました。平成19年3月の議会においては、身延町立小中学校適正化審議会条例を議会の皆さんに議決をしていただきました。これを根拠として、町立小中学校適正配置審議会が設置をされ、以後、約1年間にわたって審議を経て、20年8月22日に答申をいただいたこともご案内のとおりだろうと、こういうふうに思います。

教育委員会では、この答申を尊重するとともに、学校を取り巻く諸条件を勘案しながら、本年1月に前期の学校統合計画を策定いたしました。これに基づき、現在その実現に向け、取り組みを行っている状況でもございます。

総合計画に位置づけられている若者定住化対策、少子化対策は今後においても着実に推進すべきでありますし、また同時に合併協定書や新町建設計画、行政改革集中改革プラン、第1次身延町総合計画等に位置づけられてもおります学校の統廃合についても、推進を図るべきだと考えておりますし、これは教育委員会等々の見解でもございますし、私も就任早々にもこの質問をいただいた中で、答申は十分、真摯に検討をいたします。ただし、地域の皆さんと、それぞれお話し合いをして、検討をさせていただきますと申し上げたことは、今でも変わっておりません。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

考えはまったく、町長の考えておるとおりでございます。基本的には、答申を尊重するという考えでございますけど、皆さんの住民のご意見、そして先生方のご意見も十分にいただいて再検討したいと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

まず、町長のほうでお答えいただいた件ですが、町長の行政報告の中でも学校統合について答申を得て、そのあと、いろんなところで説明会、17回、行ったというふうなご報告がございました。その中で、多くの意見や要望が出されたということでございますけども、どのような意見、要望が出されたのかということと、その中では要するに、現在、進めている、この答申の方向が認められたのかどうか。その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は、その10何回の会合に逐一、出席をしておりますので、出席をしております担当の課長から説明をいたさせます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今回の学校統合につきましては、いただいた答申を尊重する中で、教育委員会として、新たにいろんな面から検討しまして、前期の学校統合計画というものをつくりました。この計画を現在、保護者の方、地域の方、あるいは地域の各種団体の長の方等々にご説明させていただいているという状況でございます。

今回の前期の統合計画につきましては、3つの組み合わせがございます。これについては、すでにご説明してございますので、議員の皆さま方につきましては、ご承知のとおりかと思っております。豊岡小学校と身延小学校、それから下山中学校と身延中学校、それから静川小学校と西嶋小学校、この3つの組み合わせでございます。

説明会につきましては、南側の豊岡小学校と身延小学校、ここから始めております。次に下山中学校と身延中学校。ちょうど議会の前に入ったんですけど、静川小学校と西嶋小学校、これは保護者の方への説明を終えていると。今後、この議会のあと、また静川、西嶋につきます

ては、今、中途のような形になっていますので、また引き続き説明会をする予定としておりますけれども、そのような順序で、今まで進めてきていると、こういった状況でございます。

今まで説明会をしてきた中で感じますのは、やはりそれぞれの地域によって、捉え方がかなり違うと。温度差があるというのは、実感しております。それぞれの説明会の中で出た要望とございますか、そういったものにつきましては、実施する時期ですね、こういったものがちょっと、あまりにも来年の4月1日という中では、忙しいのではないかというような意見もございました。また、中には逆に、もう前々からの取り組み事項であるので、先に進めて、早く、そういった子どもがよい教育環境の中で学べるような、そういったところを実現してもらいたいと、そういった意見も中にはございました。

そのような中で、あと統合後の足の確保、この問題はかなりの保護者の方から心配する事項として挙げられております。それから統合しますと、やっぱり、これはどうしても付いてまわるんですけども、児童生徒が統合先の学校に馴染めるだろうかというような、心配の声もだいぶあったということも事実でございます。これらにつきまして、今後、さらに保護者の方にご説明をさせていただく中で、ご理解を頂戴するような取り組み、これをさらに推進してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

教育委員会から出されました身延町立小中学校統合計画前期計画というもので、中に長期総合計画との整合性を図りながら、今年度から計画的に学校統合を進めます。なお、この統合計画の実施にあたっては行政、学校はもとより保護者や地域の理解を得、関係者が一体となり、新しいまちづくり、新しい学校づくりを進めるという共通認識を持ちながら、取り組んでいきますと言っております。

学校統合計画というふうに言っておりますけれども、学校統廃合と言わないのはなぜか。統合によって大きくなる学校よりも、廃止される小規模学校のほうの痛みが多いと思ひますけれども、そういう配慮が感じられないように思ひます。保護者や地域の理解は得られているのでしょうけれども、審議会のメンバーに議員が含まれているので、それで議会も承知だというふうにお考えなのかどうかということと、学校統合の目的の最後で、適正配置を進めることにより、維持管理面での節減が図られ、効率的な行財政運営が図れますと、こういうふうに言っておりますけれども、実際にはこの行財政改革というか、あまり金をかけないようにしようという、そういう考え方がまず第一にあるのではないかというふうな感じがします。これはもちろん、そういうことも必要なことではあるでしょうけれども、教育というのは、それこそ国家百年の大計の中で考えていかなければならない問題であり、その行財政改革には馴染まないのではないかというふうに、私は考えます。

小泉内閣からの行財政改革とか地方分権という地方つづしの政策の中、あるいは福祉の切り捨て政策、教育費の削減などのひずみが、こんなところにも表れているのではないかというふうにお考えいただけますけれども、この点につきまして、教育委員長のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

統廃合計画につきまして、細かい点につきましては、決して行政と一致体制になっていないという考えはありません。もちろん、地域の住民の皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいと思っております。その金額的な改革につきましても、行財政の改革ということは、私たちは一向に思っておりません。すべて、子どもさん中心の統廃合計画でございます。新指導要綱が今年決まりましたように、すべての教育方針が改革されたわけです。教育方針の改革でございます。したがって、子どもさん一人ひとりの将来のためを思った統廃合計画を進めているものでございますので、そこらへんのことをご理解願いたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

時間が限られておりますので、次に進みます。

議会報告会の席上で中富地区の議員につきましては、各議員の意見が求められました。町長、教育委員長は、すでに議会の承認が得られているというふうに考えて、この統廃合を進めておられるのか。先ほど、町長は自分の管轄外のことであり、それはたしかに教育委員会のほうの管轄であると思っておりますので、教育委員長にお伺いしたいと思いますけども、すでに、その議会の承認を得られているというふうに考えて、この計画をお進めになっておられるのか。議会での論議など必要ないというふうに考えておられるのかについて、1点、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

協議会でご説明申し上げますので、そこでもってご理解を願ったというふうな考えです。基本的な統廃合計画の、学校の設置要綱等につきましては再度、議会へ諮る予定でございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

発言を認めます。

○町長（望月仁司君）

先ほど、議員は私が教育委員会の関係だからと言ったということで、ここの部分を削除されましたけども、これは議会のことですから、その点をご理解いただいて、私も議会についての答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（穂坂英勝君）

はい。

○町長（望月仁司君）

皆さんもご案内のとおり、町立小中学校の適正化条例の審議会において、先ほど議員さんもお話をされましたとおり、議員代表の皆さん方にも2人加わっていただいて、それぞれ審議をされて、答申をいただいたことは事実でございますし、それから答申内容につきましても、20年の9月5日の議員全員協議会において説明をしたことも、事実でございます。そして教

育委員会では、これらの答申を先ほども話しましたとおり、尊重して前期の学校統合計画を21年1月に策定した経緯があることも事実です。この身延町立小学校前期統合計画になっておりまして、これは範囲を入れたらどうかということですが、それはそれとして、統合計画については、平成21年3月4日の議員全員協議会でも説明をさせていただきました。

そして、21年3月の議会の教育厚生常任委員会では、学校統廃合問題が議論をされ、付帯決議を付けていただいて、審議結果の報告書が作成をされていることも事実でございます。これを受けて、議会本会議への報告がされて、皆さんの多数の賛同をいただく中で、可決決定がされてございます。したがって、私は議会としては十分、ご理解をいただいていると、こういう判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私の時間がなくなってまいりました。

○議長（穂坂英勝君）

あと与えられた時間は2分でございますので、頭に入れてください。

○5番議員（芦澤健拓君）

はい。なくなってまいりましたので、もう議論する余地がなくなってまいりましたけれども、最終的な結論として、1中2小というふうを考えて、今、作業が進められているようでございます。特に先ほど、静川小と西嶋小、身延町と豊岡小、それから下山中、身延中という、この6校につきましては、来年の4月に統廃合がスタートするというふうになっているようでございますけれども、時期尚早ではないかというふうな意見も出されたということでございますけれども、これはこの日程のとおりにお進めになるというお考えかどうか、その点1点について、お伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

最後の質問になります。

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

すべて、これは計画でございますので、基本的には来年を目指しております。皆さんのご意見を聞きながら、そこらへんを再度決定したいと思っておりますけれども、基本論としては、来年の計画は変わりません。

○5番議員（芦澤健拓君）

時間でございますので、以上で質問を終わります。

○議長（穂坂英勝君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。一般質問の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

次は通告4番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は4点について、質問をいたします。

まず、水源の里の活性化策について、質問をいたします。

4月18日、志位和夫委員長を迎え、日本共産党演説会が身延総合文化会館で開かれました。それに先立ち、身延山久遠寺を訪問し、懇談をし、下部地区の山間の集落を訪問し、交通手段の確保や福祉の充実など、要望を聞きました。

志位さんは、まず最初に「人が住まなくなれば、地域は荒廃します。皆さんが頑張って生活されていることが、国土と環境を守る重要な役割を果たしています」とあいさつをし、「集落の暮らしのよいところも、お困りのところも率直にご意見をお聞かせください」と懇談をしました。その中で、いろんな話をする中で、国の思い切った対策を打ち出すべき時期にきていると力説をされていました。本町は、嫌な言葉ですが、限界集落が山梨県で一番多い町です。この言葉があまりよくないということで、水源の里と今は言っています。町として、その方たちが、どういう状況におられるのか、現状の把握はされているでしょうか。まず1点、質問をします。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

現状の把握は当然しておりますが、数字につきましては政策室長のほうから説明をさせます。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

水源の里、先ほど限界集落というふうなお話がありましたが、実は過日、市町村課の担当の課長さんと、それからあと課長補佐を含めまして、いわゆる周辺地域、山間にある集落を全部歩いてきたところでございます。ただ、何力所かと言われると、そのへんがまだ、私の手元にはっきりしたものは持っていません。ただ、その中で市町村課長、あるいは課長補佐の考えでは、やはりこういう集落というのは、県の職員を連れてきて勉強させたいと。やっぱり実際に見聞きした中から、いろいろなことを考えていくということが一番大事だなという話もされておりました。それが実現するかどうか、ちょっと私にも分かりませんが、そんなふうな状況でございまして、市町村課のほうでも、先ほども申されたとおり、新聞報道なんかの絡み合いがあって、身延町というふうなことをおっしゃられたんだというふうに私は想像しております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

以前に出していただいた一覧表が、中富地区、身延地区、下部地区の一覧表があったと思うんですけども、それがたぶん去年だったか、おととしだったかの一覧表だったと思うんですね。

また、あとで結構ですので、その集落がどういうふうに移しているのかということで知りたいので、それをあとで結構ですので、最新のものを出示していただきたいと思います。

それから先ほど、市町村課の課長さんと歩いたということで、いろんな問題点、明らかになったのではないかなというふうに思うんですね。その中で、山梨県で一番、こういう集落が多い町として、どういう対策をしなければいけないのかということで、いろんな、本当に、これは難しい問題で、いろんな問題があるので、一概にこれとは言えないとは思いますが、まず最初に歩いてみて、現状をどういうふうにお考えになったかということだけ、とりあえず、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

集落で、やはりコミュニティというふうなもの。例えば、お葬式というふうなことの、そういうものを実施していくというところにも、もうすでに大変なところへきているなということで、今はセレモニーホール等がありますから、そのへんはいいんですが、やはり、そうはいつでも組付き合いの中では大変なところだなというふうな形がありました。

ただ、その周辺にいらっしゃる皆さんに、お話ができればいいなと課長さんも言っていたんですが、ちょっと周辺にいらっしゃらなかったものですから、そのへんのお話ができなかったということで、生の声が聞けなかったというところがございますが、そんなふうな、ちょっとした話の中で、そんなふうな考えが出てきたというところはありません。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

皆さんがどういうことで日ごろ、お困りなのかということ、やっぱり生の声をきちっと調べて、ではどういうふうに対策をとったほうがいいのかということ、真っ先に考えていたかないと、もうこれは時間との戦いというか、今でも遅きに失したということもありますので、その点は大体、足の確保とか、そういう問題でデマンドも、本町でもやることになっているんですけども、悲しいかな、そういう、本当に今、困っていらっしゃるところまでは、まだまだ到達するには時間がかかるという、そういうところまで、今現状ではいっていない。だから、だんだん少なくなってしまうというようなところもありますので、デマンドではそういうところを、フォローできない部分を、ではどういうふうにするのかということで考えていただきたいと思います。

水源の里の活性化ということで、どんな活性化があるのかなということで、私も全国的にいろんなものを調べてみました。そうすると、やっぱり今、集落支援員制度というんですかね。この前、日本共産党県議会でも地域活性化県民生活支援に関する緊急要望ということで、6月12日の日に今度の補正予算を受けて、280億円の補正予算を6月議会に県が提出するというので、県民生活と地域経済の実態に見合う雇用と県民の生活支援の拡充とか、そういうことで役立つものになるようにしてほしいということで、要望をしてみました。

そのときに知事政策室という方が対応してくれたんですけども、やっぱりそういう方たちも、地域の生の声を自分たちは聞けということで、知事からもそういう話をされていると。そういう中で、集落機能維持のための、いわゆる限界集落の支援員助成制度を県で確立して、県

内各地に支援員の配置をすることとか、集落支援員の養成を図ることということで要望をしてきました。

やっぱり、その地域の人たちには、なかなか宝というものが分からない部分があるんですね。何しろ毎日の生活が不便だということがネックになってしまって、なかなか、その地域での生活をどういうふうにしたらいいのかということまで考えられない、今、状況の中で、そういう支援員制度というのは、全国でもいろんな成果を挙げているということで、いろんな全県のところとか、全国のそういう例なんかもお聞きをする中で、その地域独特のものはあるんですけども、その地域に合った、その地域の特産品とか、そういうものをいかに見い出して、それに付加価値を付けて発展させていくのかというのは、地元の人たちだけではなかなか困難な部分がありますので、私も本町ではこの集落支援員制度、これは大いに参考になる制度ではないかなと。国でもこれに助成をしていますので、あらゆる方策を考えるべきだと思うんですね。たしかにいろんな、困難なところがいっぱいあるんですけども、いろんなものが、では、この地域には何があるのかということを探索していく中でなんとかしないと、もう本当に、先ほども言ったように時間との戦いという部分もありますので、維持をするための方策を一刻も早く考えていただきたいということで、この集落支援員制度についてはご存じだとは思いますが、本町の取り組みはどういうふうになっているのかということで、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

この集落支援員制度というのは、私も初めて聞くような名前ということで、ちょっと勉強不足の部分がありまして、創設されて、まだ日が浅いというふうなことでございまして、全国的にも、なんか聞くところによると、指定しているというか、2千人ぐらい。ただ、その2千人の中でも、なかなか思うように動いていないというふうな状況があるようなことを伺っております。ただ、おそらく成功例もあると思うんですが、私がちょっと、そのへんは勉強不足で、なんとも言えません。

ただ、この中で国の助成制度というふうな部分のところを、ちょっと確認させていただいたら、特別交付税で措置されるというふうなことをお聞きしたという状況までしか、今のところ、まだ勉強不足で大変申し訳ないんですが、これから研究をさせていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

今の答弁をふまえて、町長はいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

支援員制度、当然、国の制度でございまして、そしてわが町に本当に馴染むかどうかという部分もふまえて、ただし、議員、先ほどおっしゃったとおり、ここに住んでいる人間は、このよさというのが比較的分かりませんから、よその目で見ていただくという部分も必要かなというようにも十分考えております。

それから水源の里の活性化についてですが、農林水産省の制度であります例の中山間地域の

総合整備計画、そしてワークショップでお年寄りから子どもさんまで出ていただいて、地域を見直して、今、何が必要かという部分を、今せっかく、その調査をしている最中でございますので、それらも含めて、そしてまた、乗り合いタクシーもまだ試行の段階でございますけれども、これらも含めて、水源の里の活性化に全力を挙げていかなければならない、こういうように考えておりますので、ご理解をいただければ、ありがたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

そして、もう一つ。全国水源の里連絡協議会ということで、本町も全国、今、160市町村がこの連絡協議会に入ってきてまして、山梨県では10市町村の中の本町、1町ということが入っていて、これからだと思えますけれども、やっぱりこれを見ましても、京都の綾部市とか、本当に先進的なところで、いろんな成功例というのも出ているんですね。そういう意味では、先ほどの支援員と同様に、これもせっかく、連絡協議会に入っていますので、ぜひ、これを活用した集落づくりというか、活性化に結びつけるような方策をぜひ、全国の協議会の皆さんと一緒に諮っていただきたいと思います。名ばかりではなくて、本当にこの中で勉強しながら、どうしたら本町に合った活性化ができるのかということで、きちんと対応していただきたいと思いますけれども、これは町長、連絡協議会のことについてはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃるとおり、これは平成19年の10月に開催された全国のシンポジウムの中で、11月30日の日に設立総会がされました。おっしゃるとおり、綾部市が中心でございますけれども、私どもも20年の2月に加盟をいたしました。現在、168市町村が加盟をしております。その中で、今は情報紙「水の源」が発刊をされておまして、それらを通じて会員相互の情報交換をしております。もちろん、私どもの町に本当に合う部分、あるいは私どもの町にそぐわない部分も当然、地形、その他からあろうかと思えますけれども、先進事例等も検討する中で、これらに向かっても、水源の里のまちづくりにも頑張っていきたい、こういうようにも考えているところでございますから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

本当に何回もしつこく言いますけれども、もう時間との戦いということで、鋭意、努力していただいて、なんとかその方たちが、この集落に住んでよかったと、この町に住んでよかったと思えるような施策を展開していただきたいと思います。

それでは、2点目の町立小中学校統廃合問題について、質問をさせていただきます。

まず最初に、3月議会における教育厚生常任委員会の付帯決議をどう受け止めるのかということで、質問をさせていただきます。

身延町立小中学校の適正規模・適正配置等について、平成22年度にこだわることなく、地域の実情にも十分配慮して、総合的に対応すべきであるという決議です。これは議員それぞれ、ご意見がありました。そうはいいても、22年からの統廃合は拙速ではないかということで、

いろいろご意見がある中で、付帯決議ということで教育厚生常任委員会の委員長報告ということで議決をされている決議です。これについて、教育委員長、それから先ほど町長、あつたんですけど、もう1回、確認のために町長にも、お二人に、これについてどういうふうにお考えなのか、どう受け止めているのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

付帯決議については、承知しております。そのために現在、保護者の方々および地域の役員の方々、そして地域の全員の皆さまに再度説明して、皆さんの意見を十分に尊重しながら進めたいと思います。先ほども説明したように、基本的な考えは変わらないように、一生懸命、鋭意努力しております。

付帯決議につきましては、地域の皆さんのご意見を聞いて、それでもって判断してもらおうというふうなことを考えております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

付帯決議に対して、どういうふうにお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

時期尚早ということをおっしゃってありますが、それについては分かっております。それにつきましては、地元の方の、さっきおっしゃったように、地元の皆さんのご意見をよく聞いて、そして判断したいと、そんなふうを考えております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

答えになっていないと思うんですけど、私はこの付帯決議に対して、どういうお考えなんですかというふうに聞いているんですけど、先ほど最初のほうにおっしゃった時期尚早というのは理解していると。そこまでは、ではこの付帯決議に対しての受け止め方ということで、理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

それは受け止めております。そのために、地域の方にご説明しようと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

どうも噛み合わないというか、ここの議会の場で議員がみんな、こういうふうにしたことに対して、その重みというか、議会の重みをどう考えているのかなというのが、私、

よく理解できないんですけれども。そのところ、もう1回、答えてください。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

それは皆さんの、議会の意見は十分に尊重している次第でございます。ただ、時期尚早というのは、いつまでにしろというふうな意見はないものですので、時期尚早というふうな解釈をしながら、地域の皆さんがよければ、承知していただければ進めていきたい、そんなふうに常に思っているわけでございます。別に議会のほうの考えを無視したりとか、軽視したというような考えは、毛頭ございません。もちろん、議会の考えをもとに、一応、地域の説明会をして、それによって判断しようと、そういうふうに思っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

これ以上言っても、しょうがないのかなと。何しろ、議会の議決はきちんと重く受け止めていただきたいというしかないかなというふうに思っていますので、先ほど町長、同僚議員の質問にお答えして、このことに関してお答えいただいたんですけども、ちょっと理解できないところもありましたので、改めて、このことをどういうふうに、付帯決議に対して、どういうふうに受け止めていらっしゃるかということで、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この付帯決議につきましては、皆さんがこれを受けて本会議で議決をしていただきました。当然、この方向で、議会で決めていただきましたことですので、その方向に沿って考えることは当然でございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

あくまでも議会の議決というのは、尊重していただけるということで、理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それは当然のことだろうと、理解しております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

では、これから付帯決議をどう受け止めて、どういうふうにしていくのかというところが問題だと思うんですね。先ほど、教育委員長がおっしゃったように、基本的には方針どおりというような答弁をされていたんですけども、そうしたらいろんなご意見を伺う中で、変更とか、そういうこともあり得るということで理解をしてよろしいんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

計画でございますので、あくまで、これはそれへ向かって、まい進しているわけでございます。ここの議会等のいろいろなご意見が出て、その計画も一部変更があり得る可能性も出ます。それは、しょうがないと思います。先ほど言っているように、違うほうの、場所によっては早く進めてほしいというところもございますので、地区地区のご意見を尊重したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

分かりました。

2点目の、説明会等で出た住民の声にどう応えるのかということで質問をしたんですけども、先ほど同僚議員の質問の中でも、この問題が出てきて、いろいろな地域によって捉え方が違うとか、温度差があるとか、お答えになったんですけども、私もやっぱり、きちっと皆さんの声を聞きたいということで、各地区の説明会に行った方たちの話をずっとお聞きしてきました。

そういう中で、先ほど説明されたお話と一致するところも、もちろんあります。もちろん、その地域によって、いろんなご意見が違うのは、私、当然だなというふうに思っているんですね。西嶋と静川の場合には、まだ、どっちに学校が行くのかすら決まっていないのに、なぜ来年にできるんですかという話が、多くの方から聞かれました。将来的に統廃合をするのは仕方がないけれども、来年にするということは、あまりにも急ぎすぎておかしいではないかというご意見もありました。その中で、急な説明で各自、頭が混乱してしまって、どう考えていいか分からない。今回、説明会をして、これで終わりなんですかという声も出たそうですよね。それに対して、もう今回で終わりですということをお帰りになったというから、それはどうなのかというふうに思ったんですけども、それでは理解が得られないし、もうちょっと、きちんとした、皆さんのお話を伺って、皆さん、すごく不安な思いを抱えていらっしゃいますね。もちろん、子どもたちにとってということをお聞きして、皆さん、考えていらっしゃるんですけども、本当にそれがいいことなのか、どうなのかというのが判断に困るということで、もうちょっと、きちっと説明をして、いろんな疑問や不安にお答えするようなことをどんどんやっていかないと、これは、あとでいろんな問題が起きるのではないかなというふうに思いました。

豊岡のほうも、前、教育委員会から言われていたのは、豊岡の人たちはもう一刻も早く統合してくれというような話だったというふうにお聞きはしていたんですけども、やっぱり皆さん、地域の方も親御さんも悩んでいらっしゃいました。やっぱり皆さん、不安な思いって、いっぱいありまして、もちろん地域から学校がなくなるということは当然なんですけども、子どもたちが今まで本当に手厚く、いろいろ教育してもらっていたのが、それがいい面と、それから反面、新しいところに行って馴染めるのがどうなのかという、そういうこととか、少人数だから子どもたちが不利益を被るのではないかと、やっぱり、子どもたちのことを考えるからこそ、親たちは複雑な思いで悩んでいらっしゃる。もちろん中には、いっそのこと、下山の人たちと一緒になれば、自分たちだけ不利になるようなことはないんだからみたいなことをおっしゃる方も一部にはありましたけども、ほとんどの皆さんは、本当にこのまま統合していくことが子

どもたちにとっていいことなのか、どうなのか。少人数で少なくて、かわいそうだという気持ちもある反面、だからといって、そういう大きいところへ行って、本当に大丈夫なのかということで、本当に皆さん悩んでいて、子どもたちもできたら、ここにいたいという子どもたちもいたということもお聞きしています。

そういう意味では付帯決議に挙げたように、もうちょっと時間をかけて、きちっと説明をする中で、住民の皆さんのご意見なんかも伺いながら、この地域はどうなのか、この地域はどうなのかということで、個々に対応すべき問題で、この町内で2つの小学校、1つの中学校という、私は、最初に数があるんじゃないんじゃないかというふうにつくづく思いました。それから、こういう説明会で出た不安な思いとか疑問には、どういうふうにお答えをしていくのかということで、聞かせていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

説明会につきましては、先ほど、うちの課長から細かい説明がありました。ただ、私は全箇所に行っておりません。PTA関係と各区の区長さんと役員方のときだけは私が全部、出席してあります。それが、どういうふうに解釈するかというと、みんな一人ひとり、ご意見が違っていますので、それを統合して考えて、検討していきたいと思っております。

特に先ほど、先生のおっしゃった子どもさんが新しい学校に対応できるかどうかというふうな、それは私自身も悩んでおりましたところ、PTAの説明会で、その総合に関係したお母さんがいらっしゃいまして、本当に、それは馴染めば、すぐ馴染んでしまう。馴染めないとお母さんたちだと。お母さん、お父さんが悩んでいるわけで、子どもさんたちはそんなに悩む必要がないではないかと、そんなふうなご意見も聞いております。

全体としましては、統合については賛成だと。ただ、時期的な問題はいろいろ、ご意見がありました。要は、いろいろ考えがあるわけですので、それを統合して考えたい。

静川につきましては、場所は、学校が決まっていないというご意見は、たしかに決まっておりません。それは今月の定例会でもって、確定する考えであります。内部的な資料を作っておりまして、さまざまな点で、今、検討中でございます。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

先ほど質問をした、こういう不安や疑問にどういうふうにお答えになるのか、説明会を引き続き、皆さんが納得できるまでしていく方針なのかということで、ちょっと1点、伺いたいです。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

当然、説明会は皆さん、ご理解いただくまでやる予定です。西嶋の場合も、説明会のときに学校が決まっていない、決まりましたら、またやりますというご説明を申し上げております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

どっちになるのかというのは、今月の定例会で決まるというふうにおっしゃったんですけども、地区への説明会というのは、今月の末ですよ。西嶋のほうは最終だと聞いたんですけども、そこで皆さんの意見をきちんと聞いた中で、私は決めるというのが筋ではないかなというふうに思うんですけども、日程的にそれが可能なんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

皆さんのご意見を聞いてから決めなさいという考えは、持っております。ですので、今回の、今年の私たちの定例会については、内部資料の検討でございます。それでもって内部としては、要は外回りですね。どういうふうにしたらいいかというふうな検討会をしているわけです。そのあと、また地域の方々のご意見を聞いて、それを参考にしながら決定していくという考えでございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

さっきおっしゃった、どっちに決めるかというのは、今月に決めるということではなくてですか。外部といっても、どっちにするかというのを今月決めると、さっきおっしゃったような気がしたんですけど。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

基本的には、今月中に決める予定でございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

だから日程的に、それができるんですか。皆さんの意見をきちんと吸い上げて、それでその意見を定める、決定することに反映するというのが日程的にできるんですかというふうにお聞きしているんですけども。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

それは、できるように努力します。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

では具体的に、ちょっと教えてください。西嶋と静川、地域の方たちの説明会はいつやられて、今月の定例会というのはいつなんですか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

地域の役員さんの説明会は、17日と30日の予定でございます。そして地域の方々の説明会は、その中で・・・では、すみません。教育長から。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

明日が、静川地区の各種団体の長を集めております。それから教育委員会は、22日に行います。それから、西嶋の各種団体が23日です。静川の地区の人たちの説明会が25日、26日です。西嶋の地域の住民の説明が29日、30日です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

そうすると、物理的に無理ということですよ。そういう地元の皆さんのご意見を聞いて、22日の定例会に、とても無理ではないですかね。23日、25日、26日、29日、30日と。定例会をしたあとにご意見が出てくるということは、何回したからいいというものではなくて、地元の皆さんのご意見やら不安に、きちっと答えた中でそういう計画が、具体的な日程が決まってこない、私はおかしいと思うんですね。何回したからという問題ではないと思うんですけども、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほどもご説明申し上げましたように、私たちの定例会につきましては、要は外回り、学校として、どちらのほうが適正か、外回りの判断をしているところでございます。先ほど説明しましたように、各種の説明会の判断は、最終的には30日でございます。そのへんにつきましては、うちのほうとしては、緊急を要しますれば臨時教育委員会を開きます。そこらへんは、ご了解ください。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

外回りも何も学校を決めるときには、いろんなことを総合して決めるのが普通ではないですか。外回りから決めていくというやり方は、おかしいと思いますよ。外回りや中や、いろんなことを総合して、学校を決めるのが普通ではないですか。そういう意味では、そういうことを全部、決めた中で結論を最終的に決定するというのが筋だと思んですけども、その保護者の方たちも、今月に決めますという話を聞いたと。そんなことで決められるんですかという声がありましたよね。日程的に、私もこれではちょっと無理があって、ただ説明会をしたという、それだけなのかなと、ちょっと疑ってしまったんですけども、そうではなくて、説明会をしたんだっいたらしたなりに、地域の皆さんの質問にちゃんと答えるとか、不安に答えるとか、やっぱり、そういうことをしていかないと、説明会をやった意味が私はないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

私の説明がちょっと、外回りと言ってしまったんですけども、要は内部的なハード面とソフト面のことを私たち、検討しているわけございまして、その地元の方々のご意見につきましては、最終的にその意見を尊重して決めると。そういう考えでございます。

要は、学校としてのソフトの面の学校の構造、また、さっき言ったようにハード面の場所、いろいろ決める因子がございまして、今、それでもって決めているわけで、それについてはどちらのほうがいいだろうかという事務的なあれでもって、判断しようと考えております。そして、それについては子どもさんの安全・安心、さまざまな点がございまして、その点を考えて、最終的に決めるというような考えでございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

もう、これ以上、質問しても明確な答弁が出ないということで、あと下山の方にもお聞きをしました。そしたら、下山では保護者の方たちは人数も少ないし、仕方がないのかなというようなご意見が聞かれました。しかし、子どもたちが先生にも相談をして、1、2年生にも相談をして、2年生が生徒総会で、今の2年生の18人で、このままで卒業したいんだと生徒会で決めたと。そして、この思いを教育委員会に伝えようということで、手紙を書いたという話をお聞きしています。1年生も統合したくないと。このままの仲間卒業したいんだということで、本当にみんなしっかりして、少人数なのに、本当にしっかりしている子どもたちだなということで私も感動してしまっただけですけども、きちっとやっぱり、自分の意見が言えるということは、素晴らしいことだなというふうに思っています。

最初は、先ほどの同僚議員の質問に、教育委員長は子どもたち、一人ひとりの将来のために統廃合するんだというふうにおっしゃったんです。でも本人たちが嫌だと、この仲間卒業したいんだと言っている。その気持ちは、どういうふうにお考えなのかということで、その手紙があったら、それも見せていただきたいと思うんですけど、その子どもたちの気持ちにどういうふうにお答えになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

渡辺議員・・・手紙がないから分かりません。私のところには、手紙が来ました。町長さんにも見せてくださいということで、町長のほうにも出してございます。反省の色もありました。それは今の2年生たちの強い気持ちであるということ、一丸となってこういうふうにしたいという思いはひしひしと、私たちには伝わってきております。

今、言われたように、今年を送って、また来年も送るといようなことは、ちょっと不可能ではないかと思っています。でございますので、分かりましたと、その心はよく受け止めます。私が一存に決めるものではございませんけれども、生徒方にはそうお伝えくださいということは、校長先生を通して言っていると思います。

ですから、今の生徒の問題、生徒たちが考えたことですので、これはウエイトが高いと思っ

ております。また、それが地域の人たち、また学校の先生方等々ございますけども、やはり委員長が言っているように子どものためにするわけでございます、子どもを優先していくというのが本来の考え方でございますので、今の手紙につきましては、それ相当にまた委員会でも考えていかなければならないと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

子どものためとおっしゃっていますけども、子どもたちが嫌だというものを、今年送って、来年というわけにはいかない、それは子どもの気持ちを無視しているということの回答しか、私にはちょっと受け取れなかったんですけども、子どもたちは、そういう大人に手紙を出したんですね。だから、きちっと返事を書いていただきたい。返事が来ていないと。校長先生にお伝えしたのかも分からないですけど、教育委員会としてはこうなんだということを、子どもの気持ちに伝えていただきたい。返事は、まだ来ていないというふうに言っていたんですけども、やっぱり、私は返事を出すべきだと思いますね。校長を通じてどうのこうのという問題ではないと思いますよ。本当に子どもたちが真剣に思い悩んで、どうしたらいいかということで考えて、では手紙を書こうとって、みんなで頑張って書いた手紙ではないですかね。その気持ちを、子どものためということで無視していいというわけには、私はいかないと思うんですね。そういう意味では、最大限、子どもたちの気持ちを考えて、もう1回、せめて、きちんと子どもと話し合うとか、そういう対処をすべきだと思うし、大人への信頼にもなりますし、町への信頼にも、私はなると思うんですね。そういう意味では、きちっと答えていただきたい、返事はきちんと出していただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

申し訳ございません。私、直接、それを見ていないもので、誰の名前で来たのか、ちょっと分からないんですが、一応、来たということは、教育長から説明を受けましたけど、内容をもう1回、検討しまして、ちゃんと分かっている、個人的に来たのか、それともクラスで来たのか。そこらへんをちょっと検討して、返事を書く予定です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

生徒総会で決定して出したと、私、さっき言ったんです。それをなぜ、教育委員長が知らないかということ自体が、私はどうなのかなと思いますね。大事なことではないですか。子どもたちの気持ちをどう考えているのかなと、私、思います。そんなものは、来なかったら、自宅に届けたって、こういうものが来たということをきちっと伝えるべきだし、それに対して、ではどうしようかということを考えるべきだと思います。子どものためとおっしゃっているけど、本当に子どものためを思っているのかなというのを、私は疑問に思います。

最後に町長にお聞きしたいんですけども、1中2小で、このまちづくり、まちづくりは人づくりと言いますが、本当にこの町が将来的に1中2小で、きちんとしたまちづくりができるのか、どういう町をつくっていかうとされているのかということで、最後に町長に伺いた

いと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は就任後、一貫して、答申を尊重はいたします。しかし、住民の理解を十分得て、そして決定をしていただくと、こういうように答えているところでございます。今も変わりはありません。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

加えて、今の子どもたちの手紙について、町長はお読みになったということなんですけども、それについて、どういうふうにお考えなのか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

子どもたちが書いてくれた手紙も読ませていただきました。涙が出る思いもしましたけども、ただし、大人の私からちょっと考えさせていただくと、これがすべて100%かなという部分も若干はございますので、当然、子どもの意見も尊重しなければいけませんし、私は皆さんの意見を聞く中で考えますと言っていますから、子どもは意見ではございませんと、少しも言っておりません。したがって、子どもの意見も十分、尊重する中で検討していただいて、そして私どものほうへ来た場合においては、今度は条例のほうは、私のほうから皆さんのほうへ出させていただくと、こういうことになるかと思っておりますので、子どもの意見も大人の意見も同じでございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

まだまだ続けたいんですけど、時間がないので、しょうがないので打ち切って、次にいきたいと思います。

次、3点目ですね。国民健康保険の減免についてということで、国民健康保険税の減免制度について、まず最初に伺いたいと思います。

ご存じのように、今、大変な世の中で、いろんな税金にしても、なんにしても滞納が多いということで、皆さん必死で払っていらっしゃるのが現状だと思うんですね。特に国民健康保険というのは、自営業とかサラリーマン以外の方たち、農業をされている方とか自営業者の方たちが入っているので、本当に景気をもろに受けて、本当に大変な生活の中で、皆さん必死な思いで税金を払っている。特に国民健康保険税は医者にかかれなくて困るということで、もう本当に、私のところにも高くて大変だという声もたくさん、出てきています。

そういう中で、もう3月議会で、国保税というのを上げてしまいましたので、どうしたら、困っている方たちを救えるのか、そういうことをやっぱり考えないといけないと思うんですね。特に身延町というのは、低所得者層が多い町ですので、それなりにやっぱり、生活支援という意味で、きちっと対処していかないといけないと思います。

4月21日の新聞で、甲府が国保税減免の要件緩和ということで、新聞に出ていました。5月26日、笛吹市でやっぱり減免を拡充したということで、県内ではこの2つの市ということなんですけども、やっぱり、今、大変な時期にきまして、国保税というのは滞納したら短期証しかもらえないということで、資格証明書はないということで安心したんですけども、短期証ということで、皆さん、必死でお金を払いながら、短期証をもらっているという状況があります。

そういう中で、決算状況の中で15、16、17、18、19ということで、国保の滞納も本当に毎年、上がっていますよね。その中でやっぱり、国民健康保険税の減免制度、これはぜひ、本町のような町には必要な制度だと思いますので、これについて、どういう見解でいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

お答えいたします。

今、国民健康保険の軽減制度というのは、一定所得以下の世帯を対象に均等割と平等割を7割、5割、2割というふうに軽減しております。甲府市と笛吹市が減免しているのは、所得分のほうの軽減ということであります。その制度については、今、身延町でもやったらどうかという提案だと思いますが、一応、笛吹市が今年から始めたということで、現在、本算定が終わった時点で、減免の申請を受け付けて審査して軽減するというので、今のところ3人が申請用紙を持っていっているということでした。甲府市では19年度に15件、申請があったというようなことです。身延町の社会保険から国保へ加入した人の状況をちょっと見ましたら、16年度が626人、17年度が676人、18年度が652人、19年度が523人、20年度は523人というような状況で、景気の悪化によって離職者が増えているとも、はっきり言い切れる状況ではなかったということと、それから届け出の関係をちょっと調べて、その失業かということが分かるかどうかということで確認したんですが、届け出だけではちょっと判断できないということで、もう少し、この制度については研究させてもらいたいと思います。できることでしたら、検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

減免には法定減免もありますよね。それはもう、申請しなくてもできるということは理解しているんですけど、やっぱり、そういう制度もあるか、ないかで、皆さんがそれをご存じで、では申請してみようということになるかどうか。ご存じなければ、申請もできないわけですから、やっぱり、それは制度をきちんとつくる中で、国民健康保険法の77条にもありますように、こういうふうに生活に困っている世帯や、収入が著しく減った世帯などが対象になるということで、法的にもきちっとした根拠がありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

一部負担金の減免制度ということで、これは3割負担の部分ですよ。これは44条に規定されていますので、これもやっぱり、きちっと法律にありますので、大変な人たちが、この制度がなければ、知らなければできない申請ですので、ぜひこれも検討していただきたいと思いますが、一言、お答えをいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは、国民健康保険の一部負担金の減免制度ということで、お答えさせていただきます。

一部負担金の減免は、いずれも特別の理由がある被保険者で、一部負担金の支払いが困難と認められる者に対して行うことができるとされております。これは国保の44条、先ほど議員さんのほうからお話がありました44条に定められております。このうちの特別な理由というのが一部負担金の支払い、または納付の義務を負う世帯主、または組合員が震災、風水害、火災、その他、これに類する災害により死亡し、障害の状態となり、または資産に重大な損害を受けたとき、また干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物の不作等により収入が減少したとき、ならびに事業、または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき等、いずれかの事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において、保険者が一部負担金の減免の必要があると認めるとき、そのものの申請によって行うことができるとされております。一応、この44条をふまえた中で、申請が出された時点においては、各関係部署との連携を密にした中で協議し、対応していきたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

最後、4点目に移りたいと思います。

町内の中小零細の建設関係業者は、景気の後退と大手住宅メーカーが市場に参入を強めたため、仕事の減少に悩んでいます。こうした中で仕事の確保につなげようと、各地で住宅リフォーム助成制度に注目が集まっています。この制度は住宅のリフォームを行うとする町民に、町内業者を使うことを条件に費用の一部を助成するもので、建設業だけでなく、電気や水道など幅広い業種に仕事がまわり、投資した資金の20倍程度の波及効果があるといわれています。

今、全国の自治体では、この制度を緊急経済対策として位置づけ、創設、復活、拡大する動きが強まっています。全国商工団体連絡会の調査によると、5月11日現在、実施しているのは19都道府県、83自治体となっています。広島県三次市では、2004年度に発足した制度が3年限りの支援事業であったため、2007年度にいったん打ち切られましたが、地域経済への波及効果が大きく要望も強いことから、2008年度には復活し、補助金額も倍化され、利用も広がっているということです。6月12日に日本共産党山梨県議会として県に行ったときも、県でこの制度を設け、市町村に促進をしていただきたいという要望もしてまいりましたけれども、本町においてはどういうふうに、この制度を設置していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

最後の質問になりますが、いいですね。

（はい。の声）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまのリフォームの制度のことをございますけども、制度はともかくとして、わが町には、今現在、東海地震、今こそ正しく恐れて、しっかり備えましょうということで、それぞれ

の住宅の耐震診断を無料とする方向で考えております。これらにつきましても、広報等で皆さんにお示しをしているんですけども、私どもで考えている件数には達していないのが事実でございます。そうして、それを受けて、木造住宅の耐震の改修事業という補助事業もございません。これらにつきましても、年に1ないし2件というような状況でございまして、本当に制度の必要性があるかどうかというような部分につきましては、もう一度、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

先ほどの耐震のことに關しては、もちろん耐震が無料なんですけども、そのあとの補強にすごくお金がかかる。そこで皆さん、二の足を踏んでいると思うんですね。そんなにお金がかかったら、自分が1人だったりしたら、そんなお金を出せないし、出さないですよ。そのところを、やっぱり、そういう町だからこそ、きちっと考えて、この町に合った対策を、私は考えなければいけないのではないかなと思うんですね。もちろん、災害が起きたときには大変だから、町ではそういうふうにおっしゃるけれども、実際問題、自分が家に住まなくなったら、この家は誰も住まないというところにお金はかけないですから、かけられないですから、そういう意味では、この町に合った施策というか、そういうことをやっぱり考えていかないと無理ではないかなと。いくら町で危ないですからといっても、無理ではないかなというふうに思うんですね。そういう意味で、この問題はちょっとしたものでも、できるということで、波及効果があると思うので、ぜひ、そのへんはよろしくお願いいたします。

以上をもって、終わりにいたします。

○議長（穂坂英勝君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

通告されました一般質問は、すべて終了いたしました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は、2時15分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上、5委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

議案第74号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第2号)について

議案第75号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)について

議案第76号 財産の取得について

議案第77号 財産の取得について

同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

同意第8号 人権擁護委員候補者の推薦について

以上、9件を一括上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

議案第74号から議案第77号、同意第4号から同意第8号までについて、町長。

○町長(望月仁司君)

追加提出議案を一括で、提案の説明を申し上げます。

まず議案第74号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第2号)。

平成21年度身延町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ4億8,718万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,573万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年6月16日 提出

身延町長 望月仁司

以下につきましては、提出年月日ならびに提出者は同じでございますので、省略をさせていただきます。

次に議案第75号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)。

平成21年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,109万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に議案第76号 財産の取得について。

身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

#### 記

1. 財産の種類 身延町立学校用地上デジタル放送対応液晶テレビ
2. 物品名および数量 テレビ79台(普通教室用52V型66台 職員室用32V型13台)
3. 購入金額 1,463万5,950円
4. 購入先 南巨摩郡身延町身延3709番地  
有限会社山田電気商会 代表取締役 山田哲夫

提案理由

地上デジタル放送に対応するため、身延町立学校のテレビの機種を更新するにあたり、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

次に議案第77号 財産の取得について。

身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

#### 記

1. 財産の種類 防災備蓄倉庫ほか
2. 物品名および数量 防災備蓄倉庫18基 ホワイトボード3台 ワンタッチテント19基 毛布2,600枚 携帯型非常用簡易トイレ57基
3. 購入金額 4,188万783円
4. 購入先 甲州市塩山三日市場2273番地  
有限会社ヤマト商事 取締役 花輪明

提案理由

各種災害に対応するために、主要避難所等に配置する防災備蓄倉庫および防災備品の購入について、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

次に同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町宮木517番地

氏 名 高野雅史

生年月日 昭和18年2月20日生まれ

提案理由

平成21年9月30日に高野雅史委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。  
これが、この議案を提出する理由である。

次に同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町北川5287番地

氏 名 小林五百子

生年月日 昭和19年10月13日生まれ

提案理由

平成21年9月30日に小林五百子委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。  
これが、この議案を提出する理由である。

次に同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町帯金147番地1

氏 名 千須和百合子

生年月日 昭和20年7月20日生まれ

提案理由

平成21年9月30日に千須和百合子委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由である。

次に同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町中山1876番地

氏 名 遠藤和美

生年月日 昭和21年12月15日生まれ

提案理由

平成21年9月30日に遠藤和美委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。  
これが、この議案を提出する理由である。

次に同意第8号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町梅平248番地

氏 名 望月さと子

生年月日 昭和24年1月13日生まれ

提案理由

平成21年9月30日に望月秀哉委員の任期が満了するので、その後任委員を選任したい。これが、この議案を提出する理由である。

以上9件につきまして、提案理由を申し上げました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

町長の説明が終わりました。

次に担当課長より、追加提出議案の詳細説明を求めます。

はじめに議案第74号、議案第76号、議案第77号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第74号 平成21年度身延町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

まず、7ページをお開きください。歳入でございます。

14款国庫支出金、2項6目総務費国庫補助金の1節総務費補助金に4億2,693万9千円。地域活性化・経済危機対策臨時交付金を計上させていただきました。

19款1項1目1節繰越金でございますが、3,024万2千円の計上でございます。これにつきましては、当然、交付金につきましては10分の10の事業でございますが、一般財源を投入しなければ、執行上、不都合でございますので、繰越金を充てさせていただきます。

20款諸収入、4項1目20節農地有効利用支援整備事業交付金ということで、3千万円でございます。この3千万円につきましては、国が実施する農地有効利用支援整備事業で、もともとは、実質的には国の補助金でございますが、県の土地改良事業団へ補助金がございます、そこを経由して本町にまいりますので、本町では雑入で受け入れさせていただきます。

次の8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項1目一般管理費でございます。ここの一般管理費につきましては、2011年7月24日にアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行に対応するため、公共施設のテレビ等を整備する。また、低炭素化社会づくりの対策としまして、老朽化した公用車を環境負荷の少ない低公害車に更新するための購入費でございます。

18節備品購入費に地上デジタル対応テレビ等、これはテレビ52型8台、32型26台、25型を5台、20型36台。またアンテナやテレビスタンド、DVDデッキを購入する費用でございます。また機械器具費といたしまして、軽自動車を4台。公用車でございますが、エコ系自動車を、平成20年度燃費基準25%達成車を4台、計上させていただきました。合計で1,476万6千円でございます。

12節の役務費につきましては、テレビ等の購入に伴いまして、古いテレビをリサイクルし

なければならぬということで、リサイクル料21万3千円。それから車の登録手数料等、17万1千円。合計38万4千円。それから自動車損害保険料4台分、10万6千円の計上でございます。

27節公課費につきましては、自動車の重量税4台分、1万4千円でございます。

3目の財産管理費でございますけれども、町内にあります使用見込みのない老朽化施設を取り壊す費用でございます。工事請負費に1,181万3千円。これにつきましては、曙地区町民プールの解体撤去、下山町民プールの解体撤去の工事費を計上させていただきました。

12節役務費につきましては、手数料6万3千円でございますけれども、これはプール解体に伴います、浄化槽の汲み取りの手数料でございます。

4目企画費でございます。平成20年の10月14日に告示をいたしました、身延町の産業立地事業費助成金交付要綱に基づきまして、町内における製造業等の事業を行うものに助成する、助成金を計上させていただきました。4,125万円でございます。投下固定資産額の100分の1でございます、岐阜プラスチック工業株式会社に助成をいたします。

7目のバス運行対策費でございます。地球温暖化対策を促進するため、老朽化した町営バスの車両をCO<sub>2</sub>排出が少ない車両へ更新するものでございます。備品購入費に2,050万円。路線バス、54人乗りのバスを1台購入します。新早川橋～鯉沢線でございます。

役務費の5万6千円でございますが、手数料、バスの登録所費用が4万2千円。それから自動車損害保険料が1万4千円です。

27節の公課費でございますが、自動車従量税を7万6千円、計上させていただきました。

続きまして、7目の国土調査費でございますが、1目に地籍調査費として公共測量1級基準点の設置業務として、1,100万円を計上させていただきました。公共測量1級基準点につきましては、町内で実施する測量の基礎となるためのものでございまして、あと町内で40点の設置が必要でございますが、当初予算に10点、予算計上してあるため、今回、残りの30点を設置する費用を計上するものでございます。

3款1項3目高齢者福祉費でございます。高齢者の緊急時の通報システムおよび安否確認をするため、平成13年、14年度に導入をいたしました、ふれあいペンダントを法定耐用年数7年で、今年度更新しなければならないということで、緊急通報システムふれあいペンダントを備品購入ということで793万円、118台を購入する費用を計上させていただきました。

6目高齢者保養施設費でございますが、高齢者対策および温泉施設の活性化を目的としまして、門野の湯の老朽化に伴う施設整備の経費でございます。

工事請負費といたしまして、門野の湯の改修工事費2,383万5千円を計上させていただきました。

13節委託料103万2千円につきましては、これらの改修工事の設計工事管理業務でございます。

2目の児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費、ここにつきましては、町立保育所の防災対策整備のため、各保育所の実情により強化ガラス整備および、飛散防止フィルムを設置する経費でございます。工事請負費につきましては、1,003万8千円。これは静川保育所を除く4園の耐震用の強化ガラス・飛散フィルムを設置する工事でございます。

13節委託料につきましては、100万円でございますけれども、これらの設計管理業務の委託料でございます。

続きまして、6款1項4目農業総務費でございます。ここにつきましては、農業用施設を管理整備することにより、農業従事者の施設管理の省力化を図るため、老朽化した農道および農業用排水水利施設の管理整備をするための経費を計上させていただきました。国の農地有効利用支援整備事業を取り入れて、実施するものでございます。

工事請負費につきましては、5,500万円。工事個所につきましては、次のページにも書いてございますけれども、農道改良2路線、用排水路改良工事22カ所、用水ポンプ設備工事2カ所の26カ所、整備する予定になっております。

13節の委託料600万円でございますが、これにかかってまいります測量業務委託の経費でございます。

次の10ページをお願いいたします。

10ページの下の方になりますが、2項の林業費、3目林業土木費でございます。ここにつきましては、林道用施設の簡易整備することにより、林道従事者および一般通行車両の安全対策を図るため、林道および付帯施設の管理整備をするための経費でございます。

15節工事請負費に1千万円を計上させていただきました。これにつきましては、林道折八古関線、大磯小磯線、三石山線の改良工事でございます。

次の11ページでございますが、7款2項1目の観光費でございます。町内の看板については、合併後、いまだに統一がなされていないため、観光拠点、16カ所の看板を新設および更新し、統一されたサイン整備をする経費を計上させていただきました。工事請負費といたしまして、1,285万2千円。町内の看板を整備する工事費でございます。

8款1項1目の土木総務費でございます。橋梁の長寿命化を図るため、今後、予防的な対策を講ずるために、橋梁の点検を実施する経費でございます。

13節委託料に2,200万円を計上させていただきました。これにつきましては、15メートル以上の橋梁、88橋が対象になります。

2項1目道路橋梁維持費でございます。道路利用者が日々安全で快適に利用できるよう、道路施設の維持補修を行う経費を、ここに計上させていただきました。

15節工事請負費でございますけれども、9,940万円でございます。これにつきましては法面の保護工、ガードレール設置工、それから落石防止柵の設置工、それから舗装修繕工事等でございます。

13節委託料につきましては1,160万円でございます。静川、大須成、曙線の測量ほか、測量設計5路線の経費を計上させていただきました。

12ページをお願いいたします。

10款1項1目教育委員会でございます。これにつきましては、町内の各小中学校の防災対策としまして、強化ガラス・飛散フィルム設置および身延地区の小中学校教師用パソコンを、古くなったため更新する経費でございます。

まず15節の工事請負費でございますが、下山小学校を除いた小学校8校、中学校5校、13校分の強化ガラス・飛散防止フィルム設置工事費でございます。6,500万円でございます。

13節委託料につきましては350万円で、これらにかかります設計管理業務でございます。

18節の備品購入費に1,350万円につきましては、身延地区の教師のパソコン、これは平成12年に設置をしたものでございますけれども、古くなっておりましてメール等もできない

ような状況になっております。79台を更新するものでございます。

続きまして、4項の1目社会教育総務費でございます。青少年自然の里における安定した水源の確保をするため、施設の水道整備を更新するため、青少年自然の里特別会計に繰り出す経費でございますが、1,500万円を繰出金として計上させていただきました。

それから6項保健体育費の、5目体育施設費でございます。これにつきましては、町民1スポーツ事業の拠点として遅沢スポーツ広場と、それから下部地区の町民運動場を整備する経費でございます。

まず15節工事請負費に、2,842万9千円を計上させていただきました。これにつきましては、遅沢スポーツ広場のトイレの設置工事、それから遅沢スポーツ広場のパークゴルフ場の整備、人工芝を450平方メートル張ったり、鉄板の橋を水路に架けるといような工事にありますが、整備工事でございます。それから下部地区の町民運動場の駐車場の整備工事、これは舗装が2,516平方メートルということになります。あと、それに伴いまして、町民運動場に屋外トイレがございますが、これを撤去する費用、モルタルコンクリート造りのトイレを約11平方メートルでございますが、1棟撤去する費用を2,842万9千円ということで、計上させていただきました。

13節委託料につきましては、これにかかります用地調査業務測量設計業務76万7千円でございます。これらの予算計上は、5月29日、国で成立しました地域活性化・経済危機対策臨時交付金で、交付対象事業は6月4日の県の事前審査を受けております。各課に施設等の整備の懸案事項を提案させ、95件、16億8,360万円余りの提案があったものの中から、経済対策となり事業が早い時期に取り掛かれ、またできるだけ地域の中小企業の受注に配慮し、また国県の補助がなく、起債等の対象事業にならないものを幹部職員で選出をさせていただきました。

ご審議をいただき、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第76号の詳細説明をさせていただきます。

説明をします前に、1点お詫びと訂正を申し上げます。

議案第76号の提案理由のところ、一番下から2行目になりますが、「地上デジタル」ということで、地上デジタルのデジタル放送ということで、シに点が抜けておりますので、ご訂正をお願いいたします。大変、申し訳ございません。

それでは、76号の関係資料をお開きください。

買い入れる財産の種類でございますが、身延町立学校用の地上デジタル放送対応液晶テレビということでございます。

見積もり依頼通知を5月18日、通知いたしました。

見積もり書の提出は、5月25日でございます。

予定価格 1,853万4千円。これは消費税を抜いてでございます。

見積もり業者といたしましては、社名、見積もり金額、率の順で読み上げますが、有限会社富士川電気商会1,490万7,619円、80.43%。笠井ラジオ店、見積書未提出でございます。有限会社山田電気商会1,393万9千円、75.21%。望月電気商会1,488万3,809円、80.31%。カタダ電化サービス、見積書未提出でございます。木内電器サービス1,702万8,571円、91.88%。今村テレビ1,728万4,509円、93.26%。有限会社高野電気商会、見積書未提出でございます。

開札日と場所でございますが、5月25日、身延町で開札をいたしました。

落札者でございますが、有限会社山田電気商会。

仮契約金額は、消費税込みでございますが、1,463万5,950円でございます。

なお、納入期限については8月25日。納入場所については、身延町の各学校の教室および職員室でございます。

省エネ基準の4つ星以上をお願いしてございます。

以上、76号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第77号 財産の取得について、詳細説明をさせていただきます。

関係資料をお願いいたします。

買い入れる財産の種類といたしましては、防災備蓄倉庫ほか。

見積もり依頼通知が5月22日でございます。

見積もり書の提出が6月5日ございまして、予定価格が4,980万円。

見積もり業者といたしまして、東八防災、これにつきましては失格でございます。この失格の理由としましては、ドア部分の吊り下げ式の防災倉庫が見積もることができないといふことで失格でございます。三和防災株式会社5,137万1千円、103.15%。有限会社ヤマト商事3,988万6,460円、80.09%。有限会社中村ポンプ工作所4,985万6,400円、100.11%。東ポン商会5,205万1,200円、104.52%でございます。

開札日と場所につきましては6月5日、身延町役場でございます。

落札者につきましては、有限会社ヤマト商事。

仮契約金額は4,188万783円でございます。

納入期限は8月26日。場所といたしましては、町指定主要避難所等でございます。

以上、議案第77号の詳細説明とさせていただきます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第75号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

議案第75号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入ですけども、4款繰入金、1項一般会計繰入金1,500万円でございます。

7ページをご覧いただきたいと思っております。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、15節の工事請負費でございます。青少年自然の里水道施設の改修工事費ということで、1,500万円の計上でございます。自然の里は、豊かな自然の中で集団宿泊生活を通して、自立、責任、協力、友愛等の尊さを体験的に学習しまして、心豊かな青少年を育成する教育施設としまして、身延町平須に昭和62年に開所して以来、今年で23年目を迎えたところであります。毎年、県内外の小中学生、青少年団体等、約9千人が利用しております。しかしながら、自然の里の給水施設は年数の経過と施設の老朽化により濾過槽からの漏水等、劣化が著しく、毎年給水量、良質な水の確保に苦慮しているところであります。

毎年、少しずつ、小規模な修繕をしまして、なんとか給水の確保をしてきたところでありまして、今回、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象事業に計上していただきまして、取水施設、給水施設、ろ過設備等、根本的に改修を行いまして、将来に向けて安心かつ安定した給水量を確保しまして、訪れた利用客が安心して活用できる施設として整備していきたいというものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（穂坂英勝君）

お諮りいたします。

同意第4号から同意第8号までは人事案件でありますので、詳細説明を省略したいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第4号から同意第8号までの5議案につきましては、詳細説明を省略いたします。

以上で、追加提出議案の説明は終了いたしました。

お諮りいたします。

同意第4号から同意第8号までにつきましては人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第4号から同意第8号までにつきましては質疑・討論を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

追加日程第3 追加提出議案に対する採決を行います。

同意第4号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町宮木517番地、高野雅史氏、昭和18年2月20日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第5号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町北川5287番地、小林五百子氏、昭和19年10月13日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第6号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町帯金147番地1、千須和百合子氏、昭和20年7月20日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第7号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町中山1876番地、遠藤和美氏、昭和21年12月15日生まれに同意することに決定いたしました。

同意第8号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、同意第8号 人権擁護委員候補者の推薦については山梨県南巨摩郡身延町梅平248番地、望月さと子氏、昭和24年1月13日生まれに同意することに決定いたしました。

以上で、追加提出議案の同意第4号から同意第8号までの採決は終了いたしました。

なお、追加提出議案の議案第74号から議案第77号までの4議案に対する質疑・討論・採決については6月19日の本会議で行いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互の礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

平成 2 1 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 9 日

平成21年第2回身延町議会定例会(3日目)

平成21年6月19日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 追加日程第1 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第2 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第3 追加提出議案に対する採決
- 追加日程第4 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第5 追加提出議案の説明
- 追加日程第6 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	伊藤文雄	12番	渡辺文子
13番	奥村征夫	14番	中野恒彦
15番	松木慶光	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	川口福三	20番	穂坂英勝

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	小松文雄
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守  
録音係 丸山 優

開会 午前10時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本日は、大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

追加日程第1 追加提出議案に対する質疑を行います。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第74号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

4目の企画費、身延町産業立地事業費助成金について、お伺いいたします。

これにつきましては、昨年9月定例会のときの町長の説明、それから私のほうでの一般質問が行われたときの内容なんですけども、岐阜プラスチックのほうへの助成金ということで、4,100万円程度を助成するというようなことが、表明されてあったわけです。このときに、前町長がこうした誘致企業に対して助成金を送る、そういうには上限として、町内から10人程度の採用をお願いするというようなことを言われております。岐阜プラスチックについては、どのような雇用状態になっているかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、もう1点は、町長の行政報告の中で、この産業立地事業費助成金については、新年度、つまり、この21年度予算の中に盛り込むというようなことを明言されていたわけですが、今回、この時点になったということについて、併せて説明をお願いします。

それから第2点につきましては、13ページをお願いします。

5目体育施設費、遅沢のスポーツ広場、トイレの設置、それから同じくパークゴルフ場の整備事業ということなんですけども、こちらにグラウンドゴルフ場もあるわけなんですけども、現町長が中富町長時代にグラウンドゴルフ場は設置され、非常に利用が多く、好評を博しているところなんですけども、今回、パークゴルフ場を新しく設置するということなんですけども、ターゲットパークゴルフのほうも、あまり利用者がいないというような状況の中で、パークゴルフというのはどの程度、普及ができるのか、利用者があるのか。その見通しについて、また利用のための宣伝といいますか、そういうようなこともやるのかどうか、そのへんのことをお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

企画費のうちの19節負担金補助及び交付金に、今回4,125万円の追加の計上をお願い申し上げております。身延町産業立地事業費の助成金の関係につきまして、ご答弁を申し上げます。

今、質問がありましたのは、何人ぐらいの雇用かということでございますが、この助成をする要件の中に、操業開始後、1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上であり、このうち町内から新たに雇用するものが5人以上であることというふうなところの要件がございます。それで調査いたしましたところ、今回、新たに工場を増設したことによって、26人が雇用されまして、町内からは7人の雇用が増えてございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

お答えいたします。

遅沢スポーツ広場のパークゴルフ場の整備工事ですけども、現状、遅沢スポーツ広場はターゲットボードゴルフのみしか、できない広場であります。この広場を活用しまして、18ホールのパークゴルフができるような施設に改良しまして、施設を有効に活用したいというものでございます。

新たな用地を確保することは、この場を利用すればいらぬものでありますから、ターゲットボードゴルフ、パークゴルフ、両ゴルフの練習が可能ということになりまして、子どもからお年寄りまで有効に活用したいというものでありまして、利用者の状況ということですけども、これをちょっと始めてみなければ、なんとも言えないところがありますので、そのへん、ご了承を願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

先ほどの2点目の答弁があります。

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、4目の企画費に載っている身延町の産業立地事業の助成金の関係でございます。

岐阜プラスチックは、県のほうに申請がございましたのが、3月でございました。操業開始が3月23日でございましたので、本町でも費用を算定し、予算計上するのは6月の議会か9月の議会の補正ということで考えてございましたけども、今回、この経済対策の事業に該当するということで、本来ならば町の単費で予算計上をするところでございますけども、ここで補助対象事業になるということでございましたので、今回、計上させていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○4番議員（望月明君）

了解しました。

次のパークゴルフの件で、普及について、なんか例えば体指とか、そういうものでそういうパークゴルフというものを実践したりして、せっかく競技場を造るわけですから、普及活動に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

これにつきましては体育指導員、それから体育協会、それからこれを通していただければ、パンフレットを作りまして、当然、スポーツ担当のほうでやっていかなければならないということですから、十分、普及のほうには努めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

私も企画費の19節負担金補助及び交付金について、4,125万円、身延町産業立地事業費補助金についての質問をさせていただきますが、今、望月明議員からも質問がありましたが、もっと詳しく質問させていただきます。ことによると、ダブるところもあろうかと思いますが、その点をご容赦願いたいと思います。

まず最初に、この助成金は岐阜プラスチックの会社への助成金ですが、この助成金については身延町産業立地事業助成金交付要綱に基づいて助成するもので、要綱第2条の目的により助成し、第4条の要件のすべてに該当するものとされていると思いますが、この中で計算の基本となります投下固定資産額とは、どういうものなのか。そして岐阜プラスチックは、どういう事業をする工場なのか。要綱中の第3条、定義、1号の用語のどれに該当するのか。そして、この岐阜プラスチックの投下資産額はいくらになるのか。まず最初に、それをお伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

この要件でございますが、ただいま質問がありましたとおり、土地取得費を除く投下固定資産税額が5億円以上であることという要件の中でございます。今、私どもが抑えている数字は、投下固定資産額は4億2,491万9,619円ということで、私ども現在、今、数字を抑えているところでございますから、5億円以上であるというところの要件に合致しているというふうなところでございます。

工場で製造しているものは、フォークリフトで上げるときに、荷物の下へ敷くパレットであります。そんなパレットの製造でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

定義の中でいきますと、やはり製造業ということでもいいですね。そして今、私ちょっと、勉強不足で分かりませんが、投下固定資産額というのは、どういう資産額なのか。先ほどお願い

したんですが、教えていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

投下固定資産額は土地の取得費を除くということですが、土地を除きます。それで、その建物、あるいは中の償却資産というんですか、機械設備等を含めてというふうなことで、私ども理解しております。

○議長（穂坂英勝君）

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

それでは、次に財政課長の議案説明のときに、投下固定資産額の100分の1と説明したと思いますが、これだと私の考えなんですが、要綱第4条2号および第3号に関わる事業の場合で、立地事業の実施に伴い、増加する常時雇用労働者が10人以上、50人未満の場合で、投下固定資産額に100分の1を乗じた額、限度額を6千万円とされておるわけでございますが、ただいま政策室長が申しました、岐阜プラスチックの投下資産額に100分の1を乗じますと約4,120万円となるわけですが、しかし、この助成金の対象となる要綱第4条第2号および第3号に関わる事業に該当するのか。また要綱第4条第2号は危険研究所、バイオテクノロジー利用産業、その他著しく本町経済の活性化に資するものとして、町長が認める事業の要に供する工場等を設置する事業であって、前条第1号のアからオに掲げる要件のすべてに該当するものとされているのは、この要綱とされているわけですが、これについては、この要綱のどこに該当するのか。1つ、教えていただきたい。

もう1つ、次に私、産業関係、あんまり詳しくはございませんが、要綱の第2条、目的、第3条、定義、第4条第1号に該当し、第10条第1号の立地事業の実施に伴い、増加する常時雇用労働者が10人以上、50人未満の場合、投下固定資産額に100分の2を乗じた額、6千万円を限度とするに該当するのではないかと思うが、どうなのか。これも説明をお願いしたいと思います。

次に、県ではこの要綱なのか、条例なのか分かりませんが、投下固定資産額の5%と聞いておりますが、いくら助成するのか、分かったら教えていただきたい。

そして過日、聞いた話の中では、県は町が助成しないと、県は出さないということで、町も早急に要綱を策定し、助成するようにしたと思いますが、また県は助成金の、そしてまた町が県の助成金の2割という話も聞いていました。今回の要綱を見ると、この要綱は県の助成金の何割ということはないが、この助成について、県と相談をされたのかどうなのか、質問させていただきます。お答えをお願いしたいと思います。

そして最後ですが、この助成金は合併特例債が使えないのかどうなのか。これも1つ、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

最後の合併特例債の関係につきましては、財政課長にお願いしたいと思います。

今回、この助成金の対象となる要件でございますが、本町の身延町産業立地事業費助成金交付要綱第4条の第3号というのがございまして、自社所有地の新增設事業、いわゆる増設事業ということで、もともとありましたから、リスパックの操業が平成5年9月ということでございますから、もともとあった事業に対して、今回、増設というところの要件でございますが、その中には第1号の、先ほどア、イ、ウ、エ、オとありましたが、アを除いてイからオに掲げる要件のすべてに該当するものというふうな規定がございまして、ちなみにイの要件ですが、土地取得費を除く投下固定資産額が5億円以上であること。それが、先ほども答弁を申し上げましたとおりです。それからウは、操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が12条であり、このうち町内から新たに雇用するものが5人以上であることということで、これも先ほど答弁をさせていただきました。エにつきましては、山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当することということがありまして、先ほどの質問の中にも、県の要綱ではという話がございましたので、ちなみに県ではすでに当初予算で計上しているということをお伺いしております。

県の交付要件でございますが、自社所有地の場合で、新たに県内において土地の取得、または借地権を設定した日から3年を超えて工場等を設置し、操業を開始することというのが1つの個別要件です。それから対象業者は製造業、それから補助率につきましては、投下固定資産額、土地の取得費を除く5%、それから共通要件でございますが、投下固定資産額、土地取得費を除くが5億円以上であること。

それから2つ目、操業から1年以内に従業員が10人以上増加。うち5人以上を県内から新規雇用すること。

それから3番目、立地市町村に県と同様の助成制度があること。同様のという助成制度ということで、私ども県の指導をいただきながら、要綱をつくったということでございます。

それから限度額につきましては、追加従業員数が10人以上、50人未満の場合は3億円ということで、これに該当するというふうに考えております。

それから施行期間でございますが、20年の4月1日から平成23年の3月31日までというふうな施行期間で、県は行っているというふうな状況でございます。そんなふうなことで、県と十分協議をいたしまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金のメニュー中、企業立地促進奨励金交付事業に該当するというふうな結論が得られましたので、今回、予算を計上させていただきますということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

合併特例債に該当するかということでございますが、合併をしたがための工場立地ということが大変理由付けが難しく、合併特例債の対象事業としては、該当してこないというように考えております。町では、単費で対応するしかないというような形で考えておりました。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

この補正は、地域活性化・経済危機対策交付金というものをういた補正予算で、国では地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心・安全の実現などを挙げています。そういう意味では、こういう財政的に厳しい本町においては、大変、貴重な財源だと思います。

しかし、6ページを見てみますと、補正額を総務費、民生費ということで見てみますと、本当に当初との兼ね合いからも、本来だったら当初に載せるべきではないかなというところもあって、先ほどのお話もあったように、単費ではなかなか難しいという場面で、理解はしますけれども、もうちょっと、補正額の総務費とか民生費とか見てみますと、住民生活に関わる民生費とか教育費とか商工費とか、こういうところが私は少ないんじゃないかというふうに感じているんですね。

そういう意味でも、交付金事業に取り組む考え方ですね。それをお聞かせいただきたいのが1点と、それからやっぱり、この中で、民生費の中で、門野の湯の改修工事が盛られているんですけども、本来、これを私は当初でやるべきではないのかなというふうに思っているんですけども、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

この経済危機対策につきましては、国の交付金でございますが、今回、単発に行われた部分ではございません。平成19年の地方再生戦略との関係から、ずっと続いておるものでございまして、平成20年の第2次補正でございましたが、生活基盤安定特別交付金というような形で、2億数千万円、本町にもきた部分もその1つでありますし、定額給付金もその関係でございますし、子育て応援事業の関係の給付金も、これらの事業の一環でございました。

全体の中で、給付金ということで、民生費の関係等もそういう意味で交付があると思いますけれども、今回の交付金につきましては民生費関係、福祉関係の予算には継続性が必要というようなことで、なかなか対象事業として選定するのが難しかったという部分もあろうかと思えます。その反面、区長さんの要望等、地域の道路とか普段、短期でできない、小さい要望等も道路の修繕改修というようなことで予算を計上してございますので、ご理解を願いたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

2点目、身延支所長。

○身延支所長（望月和永君）

それでは、お答えをさせていただきます。

当然、門野の湯につきましても維持管理等につきましても、当然、当初で予算化をしているわけですけど、こういう大掛かりな改修ということになりますと、単費でやるというのは、私どもやりたいんですけど、なかなか難しいということあります。

それで門野の湯につきましては、平成4年の9月にオープンをいたしまして、すでに17年ぐらい経っております。それで去年、あってはならないことですけど、レジオネラ菌が検出されたということで、休業をした経過はあります。ですから今回、この事業におきましては、主に衛生面の設備ということで、ろ過機とか配管、またボイラー等の機械、また浴室、脱衣所、トイレとか、そういうことを中心に考えております。

また、私どものほうとしましても、利用者からのアンケートをとっておりまして、そのアンケートの内容も、あそこは泉質なんかは非常にいいというふうな評価は得ております。ただし、どうしても平成4年ということで、今、あります近隣の同様の施設と比べた場合には、どうしてもその利便性とか、そういう面が劣るということを言われておりまして、それで今回、そういう利便性を含めて、利用者の方によりよく使っていただくということを、衛生面を含めて考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

門野の湯は泉質がよいということで、静岡のほうからもお客さんが来られているということで、町民の皆さんも70歳以上の方ということで送り迎えもあって、本当に皆さん喜んで、町に感謝をされていました。

中に入ってみると、お湯が漏れている場所がいくつもあって、私、まずびっくりしたんですね。お湯が何カ所も漏れていて、洗い場に水道が少ないということと、洗面所の水がずっと出しっぱなしになっていて壊れていて、それが直していないということと、男性のほうのところは1カ所壊れていて、2カ所しかないのに1カ所使えないという状況。それから、やっぱりお年寄りの施設だから、どうしても脱衣所のところにトイレがほしいというところがなかったり、やっぱり老朽化はしているんですけども、それなりにお年寄りの施設だということで、私はもっと早くに対応しなければいけないところが、いっぱいあったんではないかなと思って、壊れているところもいっぱいありまして、こういうのは皆さん、泉質がいいということで喜んで使っていらっしゃるんだけど、やっぱりこういうところはこういうふうになったらいいのに、トイレも和式ではなくて、膝や腰が痛いわけですから洋式にしてほしいとか、ポータブルトイレなんかも置いてありましたけども、やっぱり、そういう面で、もうちょっと当初なりにきちっと、私は対応すべき問題ではなかったのかなというふうに思っています。

今回は、それを直していただけるということなんですけども、やっぱり、この補助金というのが、当初の予算できちっと盛るべきものと、こういう対策で盛らなければいけないものと、それはやっぱり、きちっとやらなければいけないというふうに思いました。

具体的にどこを、どういうふうに直すように考えていらっしゃるのかということと、それから各課からということで要望が出ていて、私はこの中で重要なのがいくつかあるということで、財源が限られていますからね、なかなか絞り込むには大変だったと思うんですけども、先ほどおっしゃったように単発だから、なかなか厳しいというふうにおっしゃったんですけども、やっぱり今、ここで問題になっている有害鳥獣の問題とか、そういうのを里山の整備というものをきちっとする中でそういうものは防げるし、そういう間伐とか、そういうものが資源になって、ペレットストーブとか、大きな財源は使えないけども、できることから、そういう温暖化の対策も、私はしていく必要があって、かなりいい案が出ているのに、それがなぜ、ペケになってしまったのかなというところがあるんですけども、それについて、ちょっと、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

身延支所長。

○身延支所長（望月和永君）

それでは、お答えいたします。

先ほど申しましたように、まず衛生面の設備ということで、あれはお湯が循環をしていますが、その配管の設備とか、あとろ過機とか、あと心臓部でありますボイラーの改修。また、先ほどご指摘がありましたように洗い場の中が、あそこが3基あるんですけど、どうしてももう1基くらい増やせるかなということと、そしてシャワーがあそこに付いていないものですかからシャワーを付けたり、あと、なかなかアンケートから言いますと、まわりから見られるのが嫌だとかいろいろあるわけですけど、なるべく、そういう利便性を考えて修繕をしたいと思えます。

また脱衣所の中も非常に暗いとか、そういうこともありまして、どちらにしましても、使い勝手のいい脱衣所という、浴室も含めてですけども、考えております。また、トイレにつきましても、今、和式になっておりますので、それをいまどきですと、当然、ウォッシュレットぐらいを使わなければならないかなということで、そういうような、全面的にトイレ等のそういう面も改修をするということを考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

今回の経済対策の説明が県からあったとき、経済対策として早急に実施することはもちろんのこと、各課で必要な懸案事項を実施することが経済対策につながると判断をしました。したがって、各課に懸案事項の調査をいたしました。

選定といたしましては、その中で国・県の補助金もなく、起債等の対象事業になりにくい事業、またなるべく多くの分野から事業を選定したところでございます。そういった意味で、普段、区長さんからの要望があってもできない農林道も整備をするというようなことで、重点的に配分をいたしたところでございますので、ご理解を願いたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは、2点について質問します。

まず1点目ですけど、少し全般的なことからふれさせていただきます。今、同僚議員の渡辺議員の言われたことも、若干、関係をすると思えます。

地域活性化事業では、国では1次補正、2次補正、これは2月下旬、本町にも2億5千万円近く、また4月10日に発表された第3次補正、これは本町には4億2千万円が入ってきました。言ってみれば、国からの特別ボーナスが入ったような、私はそんなふうな感じが持っているわけですけども、普段、それぞれ要求項目が町民からあがってきて、町民サービスが十分できないというようなことの中で、大変、大きなボーナス的な意味合いが込められていると思えます。

その中で、各課に95項目に出されて、大変、短期間で、非常に大変な作業だったというふうに私は推察するわけですけど、質問の内容ですけど、20項目で決定した交付金に関わるスケジュール、日程的なもの、あるいは20項目に絞り込んだ作業手順はどうなっているか、こ

れが第1点目です。

それから2点目としては、事業の4分類があるわけですけど、これを見ますと、第3分類の少子高齢化社会への対応については、この20項目のうち9項目が予算化され、大変、この間と同僚議員の一般質問も少子高齢化にふれておりましたので、これについては大変、ありがたいなど、そんなふうに思っているところであります。

他方、地球温暖化対策については、少し予算化が少ないような形になってはいますが、このことについては、どうなっているか。

以上2点、答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

お答えをいたします。

日程的なものでございますけれども、国では4月10日に経済危機対策に係る会議が持たれて決定をしたところでございますが、本町では4月28日の日に、メールで県から説明会をするということで、4月30日に説明会があるということで、ご通知をいただきました。その4月30日の説明会を受けまして、おおよその内容が分かりましたので、この会議をふまえて、連休がちょうどございましたので、5月7日の日に各課長宛てに懸案の事業調査を実施し、5月の半ばごろまで、14日、15日ごろまでに概要の案をあげてくださいということでお願いをいたしましたところでございます。

その結果、先ほど言いました95件等の提案がございました。それを翌週、5月18日の週でございますけれども、幹部職員により選定をいたしまして、その週のうちに各担当課に選定をした事業の中で、具体的に事業費を予算計上できるような形で、参考見積もりでございますけれども、それをとって、予算計上ができる形にしてくださいというようなことで、6月の第1週、具体的には9日までにということで提案を、予算の計上ができる形で、提出をさせたところでございます。実際には途中で変更等がございましたので、5月7日には全部できなかったわけですけども、追加補正としては議会のほうへ計上をやっとできたというような形になりました。日程的にはそんな形で、手順といたしましては、そんな形でございます。

それから地球温暖化対策というようなことで、予算計上が少ないというようなことでございました。実は選定の過程でも、太陽電池の設置を町内何カ所か、あるいはメインとして1カ所に設けるかというようなこともございましたけれども、ほかの事業、例えば具体的に町民に、実際に保育園、小学校の飛散防止等の、子どもたちに影響がある事業のほうが優先的ではないのかということで、地球温暖化のほうの部分も、多少、後回しになった部分もございますので、ご理解を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

おおむね、総体的な意味合いが分かりました。

重ねての質問ですけど、この4億8,700万円、地元で、できたら金を落としたいというような、2次補正、3次補正のそういうふうな大きな目的が、もちろんあるわけですけど、直接、地元の業者に潤うような、その事業数、あるいは金額等が分かりましたら、お教え願いま

す。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

町内の中小企業でございますけども、4月の経済危機対策に関する政府与党会議の中でも、地方公共団体の配慮として、この交付金の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう、要請するとなっております。

今後、執行する中で、具体的にいくらをどこの業者というわけにはいきませんが、執行にあたっては、地域の中小企業が受注できるようなことで考えていきたいと思っております。

ただし、橋梁の長寿命化の委託とか、施設の改修の委託関係の事業につきましては、町内業者だけでは無理だと思いますが、できるだけ執行にあたっては町内、あるいは地域の中小企業を中心に考えてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

そういうお答えを私はいただきたくて質問をしたわけですけども、できるだけ、この趣旨に沿った地域活性化のほうに向けて、町内業者育成については、よろしくご配慮をお願いします。これは要望です。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今回の補正は、先ほど来、説明がありますように、地域活性化・経済危機対策、それから農地有効利用支援策、支援整備事業ですか、今年は交付金と町の繰越金を含めてやっているわけなんですけど、実際に町民が望んでいる、先ほど来の説明にありましたように、望んでいるような形の中で、普段できないようなことを細かいものを含めてやろうということで、趣旨は非常に理解できるんですが、全体を見ますと、たしかに整備とか改良とか、そういうところがほぼ、すべてなんですけど、その中で、8ページの曙、それから下山の町民プール、それと13ページの町民運動場の屋外トイレ、この3点だけが撤去になっていますが、この撤去したあと、これはどういうふうになるんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

曙地区の町民プール解体工事でございますけども、これについては、土地が町のものでございます。したがって、土地につきましては更地にして、地元で管理をしていただくという形にしたいと思っております。また、下山の町民プールでございますが、これは借地でございます。持ち主にお返しをすることになっておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

それから、もう1点。下部地区の町民運動場のトイレでございます。これはテニスコートの近くにあるトイレだそうなんですけども、舗装をして駐車場として使うということで、ご理解願

たいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、下部地区の町民運動場の屋外トイレ、これはテニスコートの横にあるトイレを撤去して、全部、駐車場にするということですね。そこはもう、トイレは設置しないということですね。それを1点と、それから曙のプールの跡地ですね。これは町有地ですから、こちらのほうは、ただ更地にして、その利用方法とか、そういうことはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

下部の町民運動場の屋外トイレでございますけども、今までテニスコートを使用する人たちが使うトイレで、体育館を使う人たちは体育館の中でございます。それから下のグラウンドを使う人たちのためには、下にトイレが設置してあるということで、テニスコートを舗装してしまえば、いらなくなるということで撤去をするということになっております。

それから、もう1点。曙のプールの跡地でございますが、これにつきましては、当面、更地にしておきますけども、あとは地元と相談をして、地元が承諾していただければ、町としては売却でも、可能であれば、そういう方策も探してみたいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

町民グラウンドの、運動場のトイレに関しては駐車場になるわけですから、必要ないと言えれば必要ないと理解しました。ただ、曙のプールの跡地ですね、それは地元と、ぜひ調整しながら、地元もいような形の利用方法を進めていただきたいと、このように思います。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

それでは9ページの民生費、ふれあいペンダント、7年ばかり経過したので、118台を新しく替えるというような説明ですけども、現在、身延町に今、ふれあいペンダント、何基設置してあって、この118台というものは何%ぐらいにあたるのか。それと、あと1点。この設置してほしいという待機待ちの人が何人ほどいるのか、分かれば説明していただきたい。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

ふれあいペンダントにつきましては、身延町で現在、保有台数が225台ございます。設置

してある台数が、212台になります。

待機者の数につきましては、大変申し訳ありませんけど、のちほどお答えさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

ほかに。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先日、財政課長からいろいろ、個々の説明があったんですけど、中にちょっと、金額の分からない部分がありますので、何点か教えていただきたいと思います。

まず8ページの地上デジタル対応テレビ等、これは52型が何台とか、おっしゃっているんですけど、これは分かりますか。

それから、その次の機械器具費の軽自動車4台。それから、その下の財産管理費の、今、話題になっている町民プール解体の撤去工事の、それぞれがどのくらいなのかということ。

それから10ページの林業土木費の改良工事の、これは金額、まとめて1千万円ということですけども、それぞれがいくらなのかということ、これはちょっと聞き漏らしたのかも分かりませんが、そのへんを教えてください。

それから最後のスポーツ広場のトイレ設置工事、パークゴルフ場整備工事等の金額も、できれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

地上デジタル、8ページの2款1項1目の18節備品購入費の関係ですけど、財政課長からも説明がありましたけど、そのときには台数だけでしたけど、単価的なものですか・・・全部で、テレビが75台とDVD、スタンド、アンテナ含めて、見積もり予算計上的には986万3千円。そして、それに別枠でということで、手数料的なほうに、当然、今、あるテレビのリサイクル料も21万2,625円、カウントをしております。

軽自動車につきましては、519万4千円です。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

機種はまだ決まっておりますけども、車種等につきましては、軽自動車を購入するというところでございますので、ご理解願ひしたいと思います。

曙のプール、それから下山のプールの撤去でございますけども、曙が総額で304万5千円。それから、下山のプールが883万1千円を予定してございます。すみません。今の金額につきましては、それぞれ浄化槽の処理とか、そんなものも含まれておりますので、ご理解を願ひしたいと思います。汲み取り料ですね。

それから林道については、一つひとつ積算根拠として、こちらでもらっておりませんので、ご理解を願ひしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、私どものほうの担当の部署をご説明申し上げます。

保健体育費の保健施設費、15の工事請負費の部分ですけども、まず遅沢スポーツ広場、トイレの設置工事費、金額が643万1,250円。それから、遅沢スポーツ広場のパークゴルフ場の整備工事871万5千円。それから下部地区の、町民運動場のテニスコートの部分ですけども、駐車場の整備工事1,287万3千円。それから下部地区の、同じくテニスコートの部分、先ほど申しましたとおり、トイレの撤去工事ですが、40万9,500円を予定しております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほど財政課長から、作業日程ならびに作業手順をお聞きしたときに、事業費等は参考見積もりということだったので、今、数字が出なかった部分は見積もりがとれなかったというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

林道の関係でございますけども、大変申し訳ございません。林道は、折八が350万円。三石山が350万円。大磯小磯が300万円ということで、予定をしております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大体、その金額的なものは分かりました。それで、いろんな改良工事がここに、20何項目でしたか、載っていますね。農業土木費ですね。9ページから10ページにかけてですが、これの内容を教えてもらいたいんですが、この用水路改良と用排水路改良というふうに、揚水機場改良ですね。この3種類だと思うんですが、これについて、ちょっとどんなふうなことを、どんなふうにするのかということ、ちょっと担当課からお聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

お答えさせていただきます。

今回は農道、用水路、用排水路、用水機場、併せて件数とすれば、ここに載っているのは26カ所になっておりますが、うち下山の用水路改良工事については、2工区に分かれておりますので、件数としますれば27件になるかと思います。今、言われました各工事の内容ですけど、農道につきましては、簡易舗装的なものは2カ所でございます。

用水路につきましては、漏水が激しいということで、水路そのものを改良するということで、断面的には30センチ程度の小規模になりますものでございます。

用排水路につきましては、場所によって違いますが、底割工の改修とか、あるいは護岸工の一部改修等、そのようなものを考えております。

あと用水機場につきましては、ポンプをかなり下まで下げているということで、その上げ下げが、台風時なんかは大変苦労しているということで、そちらについては、その上げ下げについて、簡単に上げ下げができるような、そんなことを考えております。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにございませんか。

川口君。

○19番議員（川口福三君）

1点だけ伺います。

遅沢のスポーツ広場の件ですが、今までの利用状況と、それから今後の管理についてお伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

スポーツ広場の利用状況ですけれども、誠に申し訳ありません。今、数字のほうはつかんでおりませんので、のちほどご報告させていただきます。

また、今後の管理ということですが、これは従来どおり、ターゲットバードゴルフ場の管理と同様に、同じ場所ですから、生涯学習課のほうでやっていくつもりであります。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

川口君。

○19番議員（川口福三君）

こうした施設が町内には、この遅沢を含め、勤労センター等、あるわけなんですけど、たまたま、勤労センターのテニスコートを5月の連休にお伺いしました。行ってみると、鍵はたしか役場から借りていったんですが、鍵がかかったテニスコートの中で、もう1組、テニスをやっていた。見ましたら、脇のフェンスが自由に出入りできるように破られた状況でもって、利用しておりました。

貸し出し日誌を見ますと、昨年12月に借りて、その後、貸し出し簿には使用状況が確認されないような状況下だと。遅沢においても、結局、近くに、ここといった、管理してくれるような人家もないというような状況の中で、今後、やはり、こうした施設の管理こそ、どのようにするかが一番、問題になると思うわけです。そういうような管理面を、やはり施設を整えることは、非常に町民にとってもありがたいことなんですけど、管理をどのようにしていくのか。やはり、そうしたことが今後の課題だと思いますので、そのへんを十分検討させていただきたいと、このように願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（穂坂英勝君）

答弁は必要ないですね。

(はい。の声)

ほかにございませんか。

挙手の順に発言を許しますので、よろしく申し上げます。

笠井君。

○17番議員(笠井万沱君)

それでは1点、質問させていただきます。

軽自動車4台、519万4千円、それから備品購入費の町営バス、2,050万円ということになっているわけでありますけれども、地球温暖化対策の中にある次世代自動車級の車と理解していいわけですか。

○議長(穂坂英勝君)

財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

今回は普通、エコの関係ですけれども、軽自動車を4台購入するということで、役場で普通自動車等を軽自動車に替える。エコカーの軽自動車に替えるということでございまして、ハイブリットカーとか、電気自動車ではございません。

以上です。

○議長(穂坂英勝君)

笠井君。

○17番議員(笠井万沱君)

そうしますと、ここに地域活性化・経済危機対策臨時交付金概要の中における4点の中の1点の地球温暖化対策に、それは当てはまりますか。ちょっと、疑問に思うわけでありますけれども、答弁を。

○議長(穂坂英勝君)

財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

もちろん購入する軽自動車については、低公害車ということで四星をいただいている部分でございまして。地球温暖化対策ということでございまして、現在、乗っているものを小型化して低公害、それから年数的にも古いものですから、新しい乗用車にすれば、それだけ地球温暖化に貢献するというので、これも対象事業になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長(穂坂英勝君)

笠井君。

○17番議員(笠井万沱君)

今回の事業はほとんど、行政当局の車のような気がするわけでありますけれども、時限立法の中、例えば1年間の中でハイブリット車購入の方には、よその地域でもやっているわけでありますけれども、なんらかの支援をするというような考えはなかったのか、どうなのか。1点だけ、答弁を求めます。

○議長(穂坂英勝君)

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

全国的に見れば、そういう補助事業を創設したところもあるように聞いております。ただし、ハイブリットカーとか、そういうものを購入する、あるいは補助を出すというようなことも検討の1つとしては挙がりました。しかしながら、これは継続性がございませんし、今、購入をする人は恩恵を受けるわけですが、来年、買い替える人、再来年、買い替える人には恩恵はまったくございませんので、そういう意味で、今回は見送らせていただいたところでございます。以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。  
上田君。

○6番議員（上田孝二君）

各課の提案の関係の中で、95項目の中で、財政課等で各工事解体撤去工事ということで、たくさんあった中で、曙地区のプール解体と下山のプール解体、どういう優先順位で設定したのか、教えてください。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

各課に懸案事項ということで載せていただきましたので、案としては現在、古い施設で実際に困っているよという部分は、あがってきたところであります。しかしながら、内容を見ますと、それぞれ地域で活用していたり、古いながらも利用している方がおりましたり、また地区の同意をとらなければならないという時間的な部分で、了解を得るには時間がかかるというような施設がございました。そういうものを排除していきまして、できるものを当面やるということで選定をしたところでございます。よろしくご理解をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第75号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第75号について、3点ほどの質問をしたいと思います。

今現在の、自然の里の水道施設の現状について、1点目として伺います。

2点目として、今回の1,500万円の工事概要についてはどうなのか、これが2点目であります。

それから3点目として、工事をしたあとの、改修終了後の将来の展望といいますが、水道がこうなるんだというようなことを聞かせてもらいたいと思います。3点、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは自然の里の水道改修ということですが、まず改修内容としましては、大きなものですが、取水施設の改修、それからろ過施設の整備の改修、それから給水弁の減圧弁が故障しておりますので、取り替え工事等でございます。

あと完成後の維持ということですが、これにつきましては、提案のほうでも申し上げましたとおり、これまではろ過施設等も大変、設備のほうにひびが入ったり、汚れたり、泥が入ったりしておりました。毎月1回、このような点検工事を、また汚れた泥の撤去作業等を行っておりましたけども、これによりまして、給水量、それから安心した良質な水の確保ができるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

この1,500万円の明細、積算をちょっと教えてください。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

明細ですけど、ご説明申し上げます。

まず取水施設の改修工事が412万9千円。それから一番大きなものですが、給水施設のろ過設備改修、それが1,005万円でございます。それから減圧弁の取り替えということで、10万6千円を要しております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第76号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第77号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

最初に議案第74号の、望月広喜君の質問に対して、福祉保健課長より答弁がございます。  
福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

休憩前に、望月議員から質問のありました緊急通報システム、ふれあいペンダントの保有台数と設置台数、それから待機者数に質疑がございまして、保有台数225台、設置台数212台と答弁しましたが、訂正のほうをお願いしたいと思いますけれども、平成21年4月1日現在の保有台数につきましては、225台であります。4月末現在の設置台数が213台で、設置割合が94.7%であります。残り12台は保守点検が済んで、使用できる状態で保管がされております。待機者数についてはございません。よろしくお願いたします。

以上のとおり、訂正させていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

望月君、よろしいですね。

（はい。の声）

追加日程第2 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第74号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第75号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第76号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第77号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第74号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第74号 平成21年度身延町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第75号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第76号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第77号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第77号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議員提出案件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

発議第2号 身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会の設置について  
発議1件を上程いたします。

追加日程第5 追加提出議案の趣旨説明を行います。

発議第2号の提出者であります松木慶光君、説明をお願いいたします。

松木君。

○15番議員(松木慶光君)

発議第2号

身延町議会議長 穂坂英勝殿

提出者

身延町議会議員 松木慶光

賛成者

身延町議会議員 近藤康次

” 日向英明

” 望月秀哉

” 上田孝二

” 渡辺文子

” 川口福三  
” 笠井万汜

身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および身延町議会会議規則第14条第2項の規定により、提出します。

提案理由

全国的に少子化が進む中であって、本町においても児童生徒の減少に伴い、小中学校の小規模化・過小規模化が急激に進行している。その結果、これからの学校運営や教育活動などに、さまざまな課題を生じさせるものと推測される。

このため、子どもたちによりよい教育環境を提供するため、小中学校の適正規模・適正配置等を探るために、特別委員会を設置したいので提出する。

裏を見ていただきたいと思います。

身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会を設置するものとする。

#### 記

1. 名称 身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条および身延町議会委員会条例第5条
3. 目的
  1. 身延町立小・中学校の現状と課題の調査検討
  2. 身延町立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方の調査検討
  3. 身延町立小・中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策についての調査検討
4. 委員の定数 8人

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

追加提出議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第2号につきましては、議員提出案件でありますので質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第2号につきましては質疑・討論を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

追加日程第6 追加提出議案の採決を行います。

発議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、発議第2号 身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会の設置については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会委員につきましては、議長の指名推選としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会委員につきましては、議長の指名推選にすることに決定いたしました。

それでは、特別委員会委員を指名いたします。

松木慶光君、近藤康次君、日向英明君、望月秀哉君、上田孝二君、渡辺文子君、川口福三君、笠井万沓君。

以上、8人を身延町議会身延町立小・中学校統廃合等調査検討特別委員会委員に推薦することに決定いたしました。

次に正副委員長を互選により選出していただきたく思いますので、特別委員の方は議場隣の会議室において、お願いしたいと思います。

なお、正副委員長が選出されましたら、議長に報告をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は50分までといたしますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時50分

○議長(穂坂英勝君)

休憩前に引き続き、再開いたします。

まず1点、先ほど松木君より提案、上程されました発議第2号についての決議の中の委員定数、ミスプリになっておりまして、上程は8人と申し上げましたが、7人のままお配りしておりますので、ご訂正をお願いいたします。

8人で報告はしてありますけど、この中に7人と書いてありますので、8人に訂正をお願いします。

それでは、ただいま特別委員会の正副委員長を選出していただきましたので、報告させていただきます。

委員長に日向英明君、副委員長に川口福三君を選出することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(望月仁司君)

大変、お疲れさまでございました。

平成21年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る6月15日に開催をされ、本日までの5日間、穂坂議長のもとで、私どもの提案に関わる諸議案につきまして、ご熱心に、しかも真摯にご審議をいただき、ただいますべての議案につきまして、原案のとおりご承認・ご議決・ご同意をいただく中で、閉会を迎えることができました。議員各位のご協力に心から敬意を表し、お礼を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

本議会でご議決をいただきました案件の中には、地域活性化・経済危機対策に関わる事業もございます。その趣旨に則り、早急に執行してまいりたいと考えております。議員各位、ならびに町民の皆さんには、今後も温かく見守っていただくと同時に、ご指導とご協力をいただければ幸いです。

さて、本日は特別委員会をも立ち上げていただき、議会の立場から、さらに小・中学校の適正規模・適正配置等をご審議いただけたとのことでございますけれども、すでに適正配置審議会から答申をいただいていることも含め、前向きなご審議をご期待しているところであります。

これから夏本番でございます。議員各位には健康に留意の上、ますますのご活躍をいただきますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上をもちまして、今定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

会期5日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

いよいよ、本格的な夏がやってまいります。各位におかれましては、くれぐれもご自愛をいただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

これをもちまして、平成21年身延町議会第2回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互の礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後12時00分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上